

季刊 社会保障研究

Vol. 25

Autumn 1989

No. 2

福武直先生を悼む……………小 山 路 男 110

研究の窓

家族の現代的变化について……………森 岡 清 美 113

特集：家族と福祉

家族とスウェーデン社会保障法……………竹 崎 孜 116

アメリカの家族と福祉……………渡 辺 秀 樹 126

相続による世代間資産移転の構造……………野 口 悠紀雄・上 村 協 子

——首都圏における実態調査結果——……………鬼 頭 由美子 136

家事労働の行方……………山 田 昌 弘 145

——「義務」と「自発性」の間——

離婚と子供の養育費……………下 夷 美 幸 156

論 文

賦課方式から積立方式への移行と財政収支……………八 田 達 夫・小 口 登 良 166

「社会福祉士及び介護福祉士法」の立法過程……………北 村 喜 宣 176

平均医療費の経済分析……………権 丈 善 一 189

——医療保障政策指向モデル——

研究ノート

政府の世代間所得移転政策が資本蓄積に与える効果……………栗 沢 尚 志 204

動 向

社会保障法判例（森岡訴訟第1審判決）……………堀 勝 洋 210

福武直先生を悼む

小 山 路 男

7月2日、前所長福武直先生が急逝された。心筋梗塞という病名であったから、やむをえないとはいえ、まことに意外のことであった。社会保障研究所は、いままた、むずかしい問題に直面していて、その将来のあり方について懇談会を設けて関係各氏の意見をいただいているところであった。その座長が福武先生であり、6月30日に会合をもったばかりであった。それから2日後に先生を失うとは思ってもいなかったのである。

福武先生は昭和40年1月、社会保障研究所が創立されると同時に参与に就任され、昭和48年1月からは理事に、そうして昭和56年1月から昭和61年3月まで研究所長をつとめられた。所長御退任後も顧問として御指導を賜っていた。文字通り、社会保障研究所の歴史とともに歩まれたのである。

先生が所長に就任された当時は、第二次臨時行政調査会をめぐる、いわゆる臨調ブームと行革フィーバーが沸きおこっていた。昭和56年7月の第一次答申は「活力ある福祉社会」の名の下に、社会保障の抑制を主張した。さらにまた、行政改革の過程で社会保障研究所も整理統合の対象とされるかも知れないという事態が発生した。57年の師走から58年の正月まで、約40日の間、先生の文を借りれば「憂悶の日々」が続いた。問題は最終的には解決されたものの、研究所の存在意義を明らかにするためにも、何か目だつような研究成果をあげようと先生は考えられた。昭和57年11月『年金改革論』、58年8月『社会保障の基本問題』、59年6月『社会福祉改革論、Ⅰ、Ⅱ』、59年8月『経済社会の変動と社会保障』、60年1月『福祉政策の基本問題』、60年11月『医療システム論』、61年3月『社会保障研究の課題』と全部で8冊の研究叢書が短期間に出版されたが、これは先生の指導と熱意によるものであった。

所長としての福武先生は、すぐれたオルガナイザーであった。だがそれと同時に、『日本社会の構造』(56年4月)のように、入門的に書かれてはいるが、内容の濃い書物を発表された。わたくしのような門外漢でも、興味深く、また多くの示唆を得ることができたのである。社会保障については『社会保障論断章』(58

年10月)と『21世紀への課題——高齢社会と社会保障』(63年11月)を発表されている。社会保障については専門外であり、まったくの素人であると先生は繰り返しことわられているが、それにもかかわらず先生があえて論文を書かれたのは、社会保障をめぐる動きを憂慮されたからである。さきの臨調第一次答申は「真の弱者への福祉の水準は堅持しつつも、国民の自主、自助の活動、自己責任の気風を最大限に尊重」し、これを「妨げるような過剰介入を厳に慎しむ」ことが「自由で活力ある福祉社会」の実現につながると社会保障の抑制を説いた。社会保障の充実が国民を惰民にし、競争力が弱まって民族の活力を低下させると誤解されている。先生は繰り返して強調している。

しかし、先生はいささかの修正をも福祉の後退と非難する立場には同調されなかった。それは費用の抑制に傾斜しすぎる論調と同じく、誤っている。先生は社会保障を所得保障、医療保障、社会福祉の3部門とする。所得保障はミニマムを保障するものである。所得保障には、このミニマムをこえて従前所得の何割かを保障するという性格もありうるが、それは公的責任の分野とは必ずしもならない。これに対して、医療保障や福祉サービスは、そのニードの性格からオプティマムの充足を求めるものである。

別の視点から、社会保障は3つの類型に分けられる。その第1は貧困者や障害者への生活保護や諸手当、公費による無料の福祉サービスである。それはその性格から、選別的にならざるをえない。第2は将来の生活上のリスクに備える類型であり、年金保険や医療保険は普遍主義的な保障であるが、前者がミニマム、後者がオプティマムの保障という差がある。第3は個別の家族では対応しがたい生活上の困難を社会的に解決しようという福祉サービスであり、利用料がその財源となる。

わが国の年金や医療は、先進諸国に比して、構造的な水準において文字通り遜色がなくなったが、福祉サービスはきわめて貧弱である。年金の給付水準を下げ、医療費の負担を合理化して、それによって生ずる力を社会福祉に振り向けるべき

である。これが福武先生の意見であった。

先生の関心は、高齢社会における福祉サービスの充実であり、地域福祉活動の強調であった。21世紀高齢社会における新しいコミュニティの形成が、先生の目標であった。それは日本の社会の変動を見通した社会学者としての、先生の結論であった。先生の主張が今後どう生かされて行くのか、それを見るいとまもなく、先生はあわただしく旅立ってしまった。心から残念という他はない。

(こやま・みちお 社会保障研究所長)

研究の窓

家族の現代的变化について

森岡清美

昨年(1988年)の11月から12月にかけて4日間、東京で「家族変動理論」に関する国際セミナーが、国際人口学会の「家族人口学とライフサイクル」委員会(IUSSP Committee on Family Demography and Life Cycle)と総合研究開発機構(NIRA)との共催で開かれた。出席者の多くは人口学者であったけれど、外国からは人口研究に関心の深い歴史学者、社会学者、人類学者、経済学者も招かれ、興味深い報告が数多くなされた。主催者の関心の焦点は出生率の推移とこれを規定する要因にあったようであるが、テーマをみてもわかるように、家族研究者にはその関心にピッタリの研究集会であった。しかし、厚生省人口問題研究所の河野稠果所長のご厚意によって出席することができた私を除いて、家族研究の僚友の姿がなかったことは返す返すも残念であった。家族研究者も奮発して自らこの種の専門的な国際研究集会を企画すべきであろう。

そこに提出された論文のなかで家族の現代的变化に注目したものが4点もあった。カナダ・トロント大学のエドワード・ショーター(歴史学)、フランス・国立人口研究所のルイ・ルッセル(人口学)、ブラジル・国立分析計画センターのポール・シンガー(経済学)、カナダ・西オンタリオ大学のトマス・バーチ(人口学)の論文がそれである。彼らの理論的な枠組みはそれぞれにユニークであるが、にもかかわらず、結局のところ同じ動向を指摘していたことが、とくに私の注意を惹いたのである。

指摘された同じ動向とは、1960年代の中頃以降、近代家族、すなわち生涯にわたる一夫一婦制的性結合を規範とする近代家族に、大きな規範解体が起こり、同棲、婚外出産、離婚など、かつて逸脱として非難された性結合および世帯形成も

社会的な是認を獲得し、個人の自己実現と幸福達成の道にはいくつもの選択肢がありうることに、一般の承認が得られた、ということである。

論者により見解を異にした点は、この動向の解釈である。ショーターは近代家族から脱・近代家族への移行とみ、ルッセルはむしろ近代家族の展開の流れのなかでこれをとらえる。シンガーは近代家族の規範の変質とみて選択家族の概念を提案し、バーチは E. トッドの学説を下敷きにして既往の多様な規範家族から無規制家族への収斂を説く。このように解釈に相違があるものの、どの論者も既存の家族規範の大幅な解体に注目する点で軌を一にした。

アメリカの学者による同種の報告はなかったが、他の文献から判断して、上に指摘された動向はアメリカをもおおうものとみてよいであろう。

かつて低開発諸国を含めて夫婦家族への収斂傾向が指摘されたが、今や西洋の高度発展諸国を中心に脱・近代とも選択ともまた無規制ともよばれる家族への変化が起こっていると説かれる。非西洋の高度発展国において研究に従事する家族社会学者にとって、これは大きな挑戦でなくてなんであろう。

わが国では、同棲が目立って増加するとか、いわんや婚外出産がふえるといったことは考えにくい、それでも 1960 年代以降、家族行動や家族生活にかつてない規模の変動が生じていることを推測させる資料はいくらかもある。それらが示す核家族率、平均世帯規模、離婚率などの外面的量的な変化もさることながら、その根底にあって流れる動きこそが重要である。正岡寛司氏はこれを家族のライフスタイル化と総括している。それは、私見を織り混ぜていうならば、家族（結婚によってつくる生殖家族）をもつかもたないか、またどのような家族をもつか

が、個人の選択に委ねられる傾向のことである。シングル志向，晩婚傾向，離婚率の上昇，家族生活の個人化など，みなその表れといってよい。

伝統的な直系制家族の解体ないし変質，およびこれを伴った核家族形態を範とする夫婦家族制の定着は，ほぼ 1960 年代のことであるが，その頃すでに夫婦家族制の鼎の軽重を問うような動向が端を発していたということになる。この変動過程を，家族形成パターンの二極化が，やがて一極に収斂する様相を呈しながら，実は多極化あるいは無極化への動向を孕んでいた，と言い換えてもよいであろう。

上に述べたことは仮説的なアイデアにすぎない。しかし，昨年（1988 年）の国際会議が投げかけた挑戦に応えるためには，さしあたりこのような問題把握から出発するのも一案であろう。

（もりおか・きよみ 成城大学教授）

家族とスウェーデン社会保障法

竹 崎 孜

はじめに

社会の近代化プロセスの進行につれ、必然的に提起される社会目標あるいは政策基本目標のひとつが社会保障拡充といえるであろう。

社会的な個人・家族生活救済はかつて困窮階層を特定に、しかも宗教上や治安上実施されていたが、その後の政治の進歩、また所得平準性や階層間均質性の高まりにしたがい社会保障は大なり小なり一般制度的性格をおび、あわせてますます広義の政策範囲や対象を指す傾向が強まっている。

社会保障はいわば時代と社会状況が生んだもので、かつ人びとの意識が反映した政治が介在した結果となる。とくに人為的要素を多分に含む後者、つまり政治風土は無視できない。なかでも生活状態や条件に関する情報、知識、理解、教育のレベルのいかに政治内容を左右することは、ここであらためて強調するまでもないと思われる。

そこで本稿のテーマである「家族とスウェーデン社会保障法」の相関性を明らかにするためには、家族の現状をその形態と機能を通して把握、次に家族と社会保障の接点を制度面からとらえることが重要と考えられる。

それから家族機能再評価が社会的となってきたが、理由は結婚と家族の形式に固執した時代の終了を裏づけるとともに、なお残る家族内の人間関係に着目、社会制度面からの促進を試みる政策の新展開をあらわす。

家族の変質が近代的現象でない点については先に触れておいたが、現在のスウェーデン家族へ変

わったのは第二次大戦後であったといえよう。すなわち、これまでの男性は労働、女性は家事・育児の責任とそれぞれ個別分担制となっていたのが、労働市場への女性大量進出、社会進出を契機に男女平等、共同責任化へ向き始めたことによる。

原動力がこのように、女性たちがとった家庭の外部（労働・社会）に向けた行動にあったのにひきかえ、家庭の内部への行動をとらずにすませようとしたのが男性たちで、最近かつての女性問題にかわる男性問題なる現象が浮上してきたのも、結局のところ社会と時代の潮流にあえて逆行しようとする一部男性の存在がこれまで以上に目立ちだした証拠といえる¹⁾。

I 家族の形態と機能

まず原始社会、近代社会を問わず、社会の構造あるいは産業の構造と常に密接な関連をもちつつ形成されるのが家族となる。別の表現をするならば、生活手段や社会思想のもとに家族はたえず変形をくりかえしつつ今日に至っている。戦後の家族分野に起こった激動もやはり背景に社会と産業の急進展があったことを示しており、よって現代家族を取り巻く条件、環境、問題の分析にも歴史的視点からのアプローチがとうぜん先行すべきとされる。

1. 過去の家族

家族についての通説がこれまでいくつかあるが、そのひとつが以前は大家族制であったとする説である。だが大家族が、家族構成親族の人数をある

程度以上とするのか、または家計規模を同じくある程度以上とするのか、定義は不明瞭のまま、単に昔の家族は大きく、今の家族は小さいと区別、比較を行ってきたのは周知のとおりである。こうした観念的比較が家族問題や社会政策課題の改善になんらの効果をもたらさなかったことも明らかであろう。

スウェーデンにおいてもかつては大家族制であったと長らく信じられてきたが、近年の家族歴史学の長足の進歩により、近代以前の大家族制はごく少数を占めた裕福階層に代表されたのみで、経済基盤の弱い、または全くそれを欠いた一般家族は人数を減らすのにあらゆる方法を講じて生存をはかった事実があらためて確認された。つまり資力のある家族ほど老親をはじめ、親族を身近におく可能性を有したのにひきかえ、貧農階層ではいわゆる口べらしのため習慣的に女子は家事奉公(piga)、男子は作男(dräng)に出した。一説によると間引きさえあったとされる。したがって多産が普通であったのにもかかわらず、4~6人以上で構成された家族がきわめて少なかった²⁾。

また、身寄りをもたなかった老人、病人、障害者のケアは村(socken)の責任とされていたものの、実際には経費節約のために入札制をもうけ、最低費用で下請者が引き取り、家事使用人の代用をさせた。引き取る側のもうひとつの動機は、タダ同然の労働力入手に加えた貴重な現金収入に目的があったから、たびたび生活困窮者みずからこうした老人などを引き取るはめとなった³⁾。ほかには鑑札式の乞食制度が中世から全国でしかれ、資格認定を受けた者のみが村内の住民から任意の範囲での食物、衣類提供を許されていた⁴⁾。

有産階層のあいだでも生活は常に自己防衛のほかはなかったもので、たとえば、老齢引退間近となると農地、家屋を息子に譲渡する際に住居、生活費、介護についての保証書を親子間でかならず取り交わしたのである。もし農地も息子もなければ非常手段として娘を手元におき、生活と介護の手助けとさせ、挙句に婚期を逸した娘には孤独な人生が待つだけと犠牲を強要するはめとなった。

今世紀に入り社会保障づくりが開始されたが、

2回の大戦と、1930年代の大不況の影響から発達が遅れ、ようやく1940年代の国民老齢年金の大改革を機に老後生活の自立、若い家族の老人ケアの重荷解放が促進されるようになった⁵⁾。

いまひとつ老親の世話と並び家族が負う重要な役割に子供の養育があるが、本格的児童福祉政策の出現の直接契機となったのは、1930年代の人口政策であった。同時代は世界恐慌がもたらした国内大不況、大量失業のうえ、家族計画の知識普及から出生率が急激に低下、将来人口の危機が叫ばれたのである。

そこで母子保護などがあらためて重視されたが、政策の基本がやがて児童福祉中心に移り、最終的に有子家族とその他の家族間における所得平準政策にまで発展した⁶⁾。

2. 今日の家族

(1) 形態

〔結婚〕

家族形成が婚姻に始まるとされるのが社会常識となっていた点はスウェーデンでも変わりなかったが、1960年代から手がけられ、20年の長年月を経て1988年成立の新婚姻法をもって集大成が完了した現行家族関係法体系によれば、「婚姻とは独立した人格の2人が任意に行う共同生活の形式」で、かつ「多種多様な生活形態のひとつ」にすぎないものとされる⁷⁾。

法律手続きの有無を問わず家族形式の決定は可能であるし、またいずれの方法を選ぶかは当事者2人の私的権利に属する。これは同時に社会保障法制上、法的結婚とその他の家族の区別を全くせず平等に扱う原則を意味する。

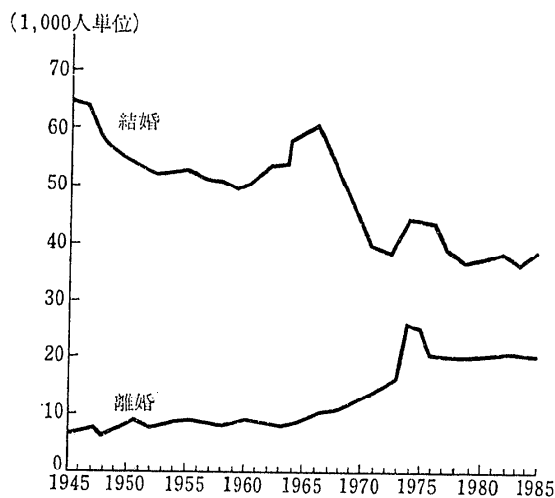
実際に法的結婚者は1960年代あたりから減少、70年代後半には最低を記録した。

その後は僅かずつ上昇する傾向にあるとはいえ、依然低調とみなさざるをえない。これはやはり社会的および経済的に法的結婚形式がさほどの意義を有しなくなったことによる。

〔離婚〕

結婚の解消、すなわち離婚のほうが目立って増加したのは同じく1960年代後半で、とくに婚姻法

第1表 結婚と離婚件数 (1945~1985年)



(出所) Perspekt på välfärd, SCB, 1987, s. 46.

改正にもとづき手続き簡素化のあった1974年には離婚件数が最高となった。

離婚にはなんらかの原因がかならず介在するが、しかし有責主義原因や破綻主義原因の区別のなくなった現在、少なくとも一方の配偶者から出される単なる離婚請求により結婚が解消する。このとおり一切の原因の表明も追究がないまま認められる離婚制度へ変わったあと有責者判定が不可能となり、よって慰養料等の請求権は自然消滅、したがって結婚解消時点をもって夫婦であった両者間の経済関係も自動的断絶へつながる。

ただし唯一の例外は、共通の未成年の子が両者間にあるときに、再考期間を6ヵ月経過させうえてでなければ離婚は成立しない規定である。

子供の立場擁護はもうひとつ住居決定の際にあらわれる。

すなわち夫婦が離婚に踏み切るのは結婚と同様に双方間の意思によるが、一方では悪影響が子供の生活面に及ぶのを極力抑制する必要上、同じ住居(生活および社会環境)を子供が保持することが最優先となっている。ところが子供の80%が母親に引き取られるため、離婚が起こった家庭から出ていかざるをえないのは父親すなわち男性側となった。ますます男性問題が表面にあらわれてきた一因がこのあたりにある。

〔親子関係〕

通常、子に対するいわゆる親権は出生とともに自然発生するものだが、法律上では両親に共同かつ対等の親権が認められている。ただしそれが実効を有するのには、とくに出生時に父親氏名を明らかとする手続きが基本となる。

父親氏名の欠落したままの出生届が両親未婚の場合にままありうるが、父親が誰であることを明らかにするのに半ば強制的な調査が行われる。強行策の表面的理由に挙げられるのは、父親が支払うべき養育費決定ないしは公的制度が給付する養育費立替金の算定の都合となっているが、理念的には婚姻外出生児の生活保障のほか、父親財産の相続権とさらに実父を子供自身が知りうる権利の確保とされる。

もしも一方の親が親権を独占したいとき、あるいは面接交渉権の制限、全面禁止を望むときには、裁判所の判決にもとづく。離婚後においても子と別居中の親との交流は維持、2週間ごとの週末を(父)親と一緒に過ごすのが一般的である。

〔同 棲〕

1960年代に出現、その後新社会制度としてすっかり定着したのが同棲(sambo)で、1988年にはさらに同棲時の財産所有権法(通称同棲法)の制定があって、同棲形式の合法化へつながった。

同棲には婚前同棲と子供が生まれたあともそのまま同棲を続けるのとに実態が分かれるが、いったん婚前同棲のうえ法的結婚に移るのがもはや常識的となっているし、また結婚同然の同棲も年齢層に現在は関係なく行われている。

従来の法制度によれば、結婚が女性に生活を保障する地位を認めていたものの、現行の婚姻・家族法にそのような規定はなく、結婚中でさえ各人が自己の経済責任を負うとされている。したがって同棲が結婚とほぼ同等の社会的位置づけがなされており、死別時の相手財産の相続が同棲者にはできない点を除けば、実質的相違が同棲と結婚間にはないのが特色である⁸⁾。

〔婚外出生〕

婚外出生とは、法的結婚によらずに生まれる非嫡出をさし、結婚概念があらたまった今日、この

第2表 婚外出生

年	総出生数	婚外出生数	比率(%)
1751/1760	66,421	1,577	2.37
1801/1810	74,083	4,541	6.12
1851/1860	119,419	10,801	9.04
1901/1910	136,841	17,404	12.71
1951/1960	107,050	10,890	10.17
1960	102,219	11,535	11.28
1965	122,806	16,950	13.80
1970	110,150	20,255	18.38
1975	103,632	33,543	32.36
1980	97,064	38,558	39.72
1985	98,463	45,640	46.35
1987	104,657	52,203	49.88

(注) 1751～1960年の間は年平均値。

(出所) SCB årsbok 1989 をもとに作成。

部分の出生は高率である。1987年統計ではそれが全出生の49.9%とおおよそ2人に1人を占めた。1970年代前半まではそれが6対1の比率にとどまっていたが、同年代後半に3対1と増加、80年代に入ると約半数が婚外出生となった。

〔家族規模〕

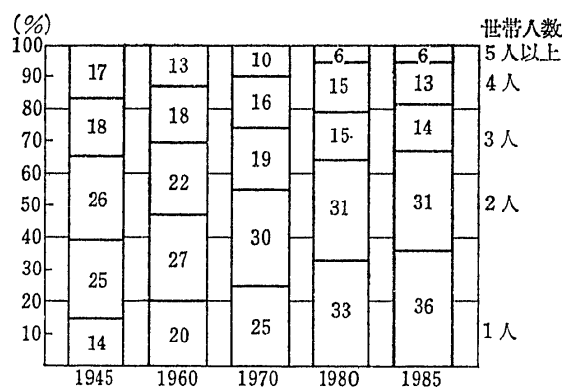
第二次大戦後に話題となったのが夫婦と子供が1人ないし2人だけのいわゆる核家族の登場であった。それは最低限度と思われる人数での小家族を意味したわけだが、ところが家族規模は縮小の一途をたどるばかりとなった。

1945年に4人以上の家族が全体の35%、反対に単身者が14%にすぎなかったのに、1985年には4人以上が19%とかえって少なく、単身者が実に36%と多くなっている。2人だけの家族のほうも若干増え、1人ないし2人のみの家族がすでに全体のなんと67%に達する。

極度の小家族激増の背後にあるとされる最大理由が一般住宅事情の大幅改善で、若い世代も年金生活者世代とも住宅入手の可能性がそれほど拡大したためといわれる。すなわち住宅事情好転はいきおい大学進学年齢層の親元からの独立と老人層の生活自立をなお一層促したのであった。

前者の転出は、親の経済負担軽減と、あわせて老後に備えた生活設計が、また後者の別居は、子供にあたる若い家族のやはり責任軽減とともに次世代養育に専念できる機会をもたらすのに効果的となった。

第3表 世帯の規模



(出所) Historisk statistik för Sverige, del 1. Folk-och bostadsräkningarna 1970, 1975, 1980 och 1985 (SOS). Statistiska centralbyrån.

〔夫婦の役割配分と女性労働〕

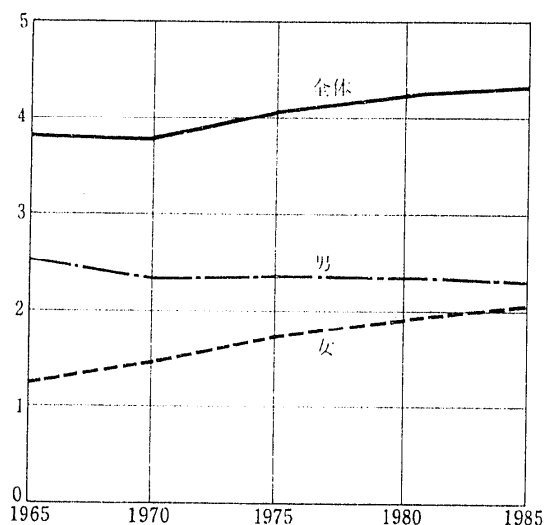
家庭の内部であろうが、外部であろうが夫婦の役割はこれまで厳密に二分化、男性はもっぱら対外的に家族を代表しながら労働等に就き、女性は家事、育児などに家庭内で従事するのを定形としてきた。

しかし、女性に社会自立性向上をもたらした男女平等思想の広まりと折からの労働力需要の増大に答えた女性たちの労働市場進出などが、男女の役割分担のありかた見直しをせまり、それがやがて家庭生活維持責任の共同負担型を生みだした。夫婦であっても経済責任は各自が負うと規定する婚姻法の根拠もこうしたところにある。さらに家庭内の家事や育児もとうぜん男性の領域であるべきとされたのが、両親に等しい有給休暇権利を認める育児休暇制度（両親保険法）の出現であった。

ただし、家族形成があくまで当事者の任意あるいは私的行為の範囲に属するだけに、こうした男女役割の共同負担を一律に強制することはやはり許されない。そこで実際には負担の種類と程度が両者での選定にまかされており、そこへ平等思想の理解不足が重なり、家庭内をはじめ、社会の諸分野で男女平等にはまだほど遠い状態にある。

ところで経済発展を続けるのに女性が提供する労働力に大きく依存したスウェーデンであっただけに、すでに男性に伍して働く女性の姿をいたるところで見かける。まず労働市場での男女比率が近年ほとんど同じとなってきたうえ、労働条件改

第4表 男女就労比率



(出所) SCB Årsbok 1989.

第5表 女性就労率 (1987年)

就労者の種別	率
女性 (16~64歳) 全体	81.1%
子供7歳以下	85.0%
子供7~16歳	92.3%
子供16歳以下	88.6%
既婚者	84.5%
未婚者	77.5%

(出所) SCB Årsbok 1989.

善、育児有給休暇制度充実、公立保育所急増設などがあって幼い子供をかかえた母親さえ職をもつ。

たとえば、母親のうち、子供が就学前の7歳未満の場合で85%、子供が就学中の7~16歳の場合なら実に92.3%が働いている。

女性のこうした職場進出について、ここでひとつ指摘しておかねばならぬ点は、生活水準の一般上昇に伴う家計膨張との関連性である。

具体的には、社会保障完備に助けられた新型消費があらわれ、とくにセカンドハウス、レジャーボート、ヨット入手・維持、家族海外旅行費用に充当すべき所得入手に夫婦が共働きする生活形態が浮上してきたのであった。

女性の労働参加は男女平等への一歩前進をたしかに裏づけるが、スウェーデン女性たちの労働が同時にこのとおり社会経済と家庭経済の両面の理

由から実質上成り立っている。

次に小家族化と夫婦就労は家庭内での人手不足となって家事や育児との利害対立の原因になったが、それを緩和する一手段が男女の役割の共同負担への移行、あるいは育児休暇や保育所、つまり拡充された社会保障制度の活用となった。家族と社会保障の相関性のひとつがこうした部分に見受けられる。

(2) 機能

これまで家族が保有するとされてきた機能を、一般的に次のような分類で区別するのは周知のとおりである。

家族機能とはすなわち、「子孫継続」「性的」「養育」「経済」「援護」「余暇」「宗教」「情緒」などの機能となっている。

それぞれの分野につき少し詳しく説明すると、「養育機能」は家庭内における子供の世話、「援護機能」は家族の全員に対するものを意味する。もっとも高度に発達した社会保障体制のもとでは両機能からの経済的要素脱落が起こり、現在では精神的要素が中心にある。さらに家計基盤をより強固にした女性就労増加があったために、「経済機能」も以前ほどの重要性をもたなくなった。「余暇機能」および「宗教機能」は一見したところ異質のようだが、家族全員が共同参加するのが類似するとされる。しかしながら信仰が厚い家族は激減、重責をこれまで以上に「余暇機能」が「情緒機能」とともに負う傾向が著しくなってきた⁹⁾。

「性的機能」「子孫継続機能」はいずれも法的結婚の範囲内とした枠はずされ、これも完全に私的化したあとではあるが、ただし社会の再生産活動の基本部分に相当するとの考えに何らの変化はなく、子供の発育、教育は最適の条件のもとにおかれるべきとされる。家族政策、児童政策の理念の根拠はこのあたりにおかれている。

家族には元来子供のほかに老人が含まれているが、自活能力の必然的に低下していく老人に対する生活責任も家族機能の一部とみなされてきた。しかもそれは主に親子同居を前提としたものであった。

第 6 表 住宅建設戸数

年	総戸数
～1920	485, 308
1921～1930	188, 948
1931～1940	323, 220
1941～1950	400, 703
1951～1960	585, 081
1961～1970	890, 887
1971～1980	762, 616
1981～1985	213, 832
現在総戸数	3, 863, 439

(出所) SCB årsbok 1989.

第 7 表 老親と子供の交流

回数	1954年 ¹⁾	1980～81年 ²⁾
週最低 1 回	59%	65%
月最低 1 回	21%	20%
年最低 1 回	16%	13%
時 間	2%	1%
全 然	2%	
合 計	100%	100%
回 答 者 数	774人	2, 918人

(注) 1) 子供による老親訪問。

2) お互いの訪問 (老親年齢65～84歳)。

(出所) Tabell 2, Bengt-Erik Andersson Red. Familjebilden, 1984, s. 189.

かつて子供の家族との同居を頼みの綱とするのがスウェーデンにおける老後生活であったが、国民年金と住宅水準の大幅上昇があった後では老親同居が1970年代前半にほぼ皆無に近くなった¹⁰⁾。

ならば子供の世代が老親たちの生活にすっかり無関心で毎日を過ごしているのでしょうか。急速な親子別居の進行により老人は家族からも社会からも孤立したとの見方が広まっていたのは事実である。しかし対策づくりの準備に実情調査をしたところ、親子間交流はかえって頻繁に行われているという、関係者にも予期できなかった結論が得られた¹¹⁾。

それならば介護の意欲面はどうなっているのでしょうかについては、やはり最近の調査が、決して無責任な態度をとっているわけではないことを同様に明らかにした。個人の自発的介護意欲が削がれたのではないかと懸念を覆すかのごとく大半が介護をしたいとの回答を寄せている。自力での介護を半数、公共ケアサービスとの共同介護を4分の1が望んでいた¹²⁾。

ほかに親族介護有給休暇法制定過程での調査でも、在宅近親者介護に1日数時間程度なら従事可能との回答者が過半数の60%ある¹³⁾。

老人ケアへの参加の意欲と可能性がこれで明確となったが、ただし実行には現代スウェーデン社会なり家族の条件を満たすことが絶対的前提となる。

それは介護者自身の健康、経済、家族、社会生活を損なわぬ形であるものとし、第1に所得の保障、第2に過重労働を避けるのに労働法規定に準じた休養時間を不可欠とする。

潜在ケアサービス能力の開発は一定の下地さえ整えば十分に可能であろうし、また手法は多種多様ながら現実には介護するケースが少なからず存在、あらためて親族介護の質の高さに対する再評価の動きがここ数年来出てきている。

その証拠である前出の親族介護有給休暇法は1989年7月1日施行である。

ちなみに、親子間の扶養義務、とくに老親に対する子の扶養義務制が法律に明記されていたが、1979年の法改正をもって廃止された。

II 家族と社会政策

国民の生活の安定と向上を制度目標とする社会保障は、雇用問題、住宅問題、教育問題、保育問題対策などと並びながら広義の社会政策の一部を構成するものに当たる。

この社会政策と家族をめぐる投げかけられる疑問が、先行するのは社会政策か、あるいは反対に家族の変質かであろう。しかしながら社会や家族の状況を判断しつつ立案と手直しされる社会政策であるから、いきおい家族の変質が先行、しかも新しい状況に適合すべく遅ればせながら絶えず変形をくりかえすのが社会政策とその制度内容といえる。

1. 家族の政策的地位

家族が政策上どのような地位におかれているかは、法制度の家族の取り扱いかたをとおして知ることができる。

社会政策，ことに社会保障制度が適用されるときに，家族は対象単位としてすでに後退，主に個人単位が基本原則とされる。

最も典型的な事例がおそらくかつての老人扶養の変形であろう。現在のように住宅と年金による経済の保障が社会的に提供されるまでは子供の家族に全面的に依存ないし一任となっていたのは記憶にまだ新しいとおりである。それが1940年代に実施された国民年金の抜本改革を契機に老後生活の生活保護からの解放と子供の家族からの分離への途がひらけ，老人のみの生活体，つまり法制度上における独立した地位の創出をもたらした。

また父系社会であっただけに，家族代表者の座にあったのは男性であったが，しかし児童手当金受領権者は結婚，未婚にかかわらず母親となっており，父親名義への変更は例外的に許されるのみである。

いまひとつは，障害児に対しては親と同居中であっても一定年齢に到達しだい早期退職年金（障害年金）の給付開始があり，親からの経済自立，ひいては生活の独立を行う。ここでの一定年齢とは通常義務教育終了時に相当する17歳を指す¹⁴⁾。

2. 保障体系

スウェーデン社会保障制度発達の歴史は中世時代にまで遡ることができようが，今日のごとき体系編成の発端は今世紀初頭（1913年）の国民年金の制度化であった。

これまで諸国が初めて年金制度導入をはかったときに採用したのが労働者年金であったし，次の段階としての制度が国民年金となっていた。だがスウェーデンは国民年金の国民皆保険方式をいきなり選定，それが今日なお社会保障体系の原理をなす。

体系を編成する過程でこのとおり特異な経緯を経たスウェーデン社会保障を性格づけているのは，この「一般制度方式」と並び「高水準」「公的方式」¹⁵⁾となっている。簡単ながら各方式を説明すると，まず対象を最大限にまで拡大したのが最初の一般制度方式であり，次に理由はともあれ従前の生活水準を下回らぬよう給付もサービスも高水

第8表 国・県・コミュニティの役割分担

分野	制度	行政責任
経済（所得）保障	年金，児童手当金，育児休暇手当金等	国
医療保障	医療サービス供給計画，病院，診療所運営	県
住民サービス保障	ホームヘルプ，住宅提供，保育所，生活保護金等	コミュニティ（市町村）

準に保持されねばならぬ。最後に地域格差縮小，生活均質性を促進するのが統一のとれた公的方式とされる。

法制度を実際に運用する行政の組織がこれまたきわめて独特の機構から成り立ち，とくに行政体ごとの規模を利点とする行政分担形式が国と地方自治体間にとられている。

各種ある分野が国の行政に属する部分と地方自治体の行政に属する部分に分かれ，全国的に高い共通性を有する経済保障責任（年金，児童手当金など）を国が，広域行政の特性にもとづいた医療サービス計画・供給責任を県が，地域事情への密着性が求められる住民ケアサービス計画・実施責任が最小行政体であるコミュニティ（市町村）にそれぞれある。

社会保障体系の金銭給付制度中心からサービス保障制度を並行させた二重構造へと転化されているが，これはまさに最近のコミュニティケアや在宅主義の徹底に即したものであり，それだけに住民用のサービス（医療，ホームヘルプ，保育所等）の主体になる県とコミュニティ両地方自治行政体の責任はさらに重くなった。規模縮小と機能低下がつづく家族状況を受け止めた対策がサービス保障のはじまりといえよう。

3. 各種制度

社会保障のどの制度を取り上げても何らかの関連が家族にあるが，なかでも特別に家族生活の維持と向上へつながる主要制度に「児童手当金」「育児休暇」「看護休暇」「障害児介護手当金」「養育費立替金」「児童年金」「住宅手当金」「保育所」

第9表 家族政策の歴史

1913年	国民年金
1937	養育費立替金
1938	年休法定（有給2週間）
1948	児童手当金
1952	住宅手当金（国民年金受給者）
1953	年休延長（3週間）
1955	国民健康保険
1955	妊娠婦保険
1960	週45時間労働
1960	国民付加年金
1963	国民（医療・年金）保険
1963	年休延長（4週間）
1969	住宅手当金（有子家族）
1971	週40時間労働
1974	両親（育児有給休暇）保険
1976	老齢年金年齢引き下げ（67歳より65歳）
1978	年休延長（5週間）
1982	社会サービス法（コミュニティーケア）
1982	多子加算式児童手当金
1989	親族介護有給休暇

などがある。

これらの諸制度のうち純然たる経済保障の部類に入るのが児童手当金と児童年金、有子家族の住宅水準を引き上げるのが住宅手当金、保育所を除いた残りの制度が所得保障つきながら主目的がサービス保障におかれたものである。

ここで各制度の概要に若干触れておくことにする。

「児童手当金」の受給には家族所得上の制約がなにも付けられておらず、16歳未満の児童全員に一律定額が支払われる。また多子加算方式であるために3人目から増額となるので、年額が1人5,820クローネ、2人1万1,640クローネ、3人2万370クローネ、4人3万4,338クローネ、5人5万7,036クローネとなる。もし16～19歳であっても、同居中かつ高校在学中ならば同等の資格を有する。

なおすでに1990年から1人につき900クローネの引き上げが決定済みである（1クローネは邦貨20～22円）。

「育児休暇」は両親のどちらにも育児で家庭にとどまるのに休職する権利と、同期間中に賃金90%の有給を内容とする。こうした高水準実質所得保障が休暇権の行使を可能にしているわけで、期

間は今のところ全長12ヵ月だが、1990年7月より15ヵ月へ、1991年7月より18ヵ月への延長がある。

「看護休暇」とは育児休暇と給付条件はまったく同じで、保育所や学校を休む12歳未満児の看病に年間最高60日休職できる。したがって同年代の子供2人なら年間120日、3人なら180日までとなる。日中に人手が両親就労でなくなった小家族には貴重な制度となっている。

「障害児介護手当金」とは、16歳未満の障害児を必要に応じ介護する親に対する生活費給付金である。その金額は自活可能水準とされる国民老齢年金に準ずるとともに同額の障害加算がさらに併給され、年額では5万3,568クローネである。ただし、同家族にとっての総給付額は前出の児童手当金、住宅手当金との合計となるため約8万5,000クローネとみなせる。

17歳を過ぎると本人への早期退職年金開始と介護手当金の停止が連動したのち、大半が学生寮へ転出のうえセラピー、教育を後日の独立した住居での生活に備えて受ける。

「養育費立替金」は文字どおり本来ならば別居中の親が支払うべき分の立替金をあらわし、親の義務不履行などの事態に対応させる補足的制度とみなせる。つまり未婚や離婚した親は応能負担がとうぜん課されるが、はじめから負担力皆無ないし不十分の場合と、所定の負担額支払いを怠った場合、子供の生活費補充の必要が生じるところから制度が機能するが、とくに後者の場合にはそれは役所との間の債務関係発生をまねき、よって役所側は強制取り立ての行動にただちに移るのである。したがって結婚や家族の概念が急激に変化したあとながら、子供の基本的人権と生活権の保障には厳然とした方針で臨む社会とみなしてもよいであろう¹⁶⁾。

「児童年金」の制度改正が寡婦年金廃止決定に伴いごく最近あったばかりで、ここでは1990年1月実施の新制度を取り上げる。

親と死別した18歳未満者（就学者なら20歳まで）を対象に、両親死亡時に年額2万2,320クローネ、片親死亡時に同じく1万1,160クローネが最低限度給付される。死亡者自身に受給資格のあ

った国民年金等の相応分は別途支給となるし、ほかに児童手当金、住宅手当金加給がある。

今回長年にわたり存続してきた夫と死別した妻への寡婦年金がやがて完全に消え去ろうとしているが、背景にあったのは夫が妻と死別したときの寡婦年金新設の是非をめぐる議論と、強くなってきた女性の経済力に照らし合わせた在来年金の存在理由を問う声の高まりであった。結局、女性たちが年々自活力を身につけてきたし、それに社会の政策全体が女性たちの自立性を引き上げる方向を示しているのと、妻の死後に生活費面で夫が困窮する例はまれでしかないのであれば新年金づくりは時代にそぐわず、最終的に配偶者死亡とこの種の経済援助は無関係と判断されたのが、制度廃止をもたらした。かわりに強化されたのが児童年金のほうであった。

「住宅手当金」は1950年代に老人の住宅改善を目的に制度化されたが、1969年からは有子家族および障害者をかかえた家族も含まれるようになった。

老人、有子家族、障害者家族の三者とも受給条件や手当金が異なるが、基本的には所得が低くても良質の住居入手ができる制度構造となっている。

手当金の算定が有子家族ならば子供数、家族所得額、住宅費の組み合わせで行われるが、ただし年所得が子供1人家族で14万7,000クローネ、子供2人家族で17万4,000クローネ、子供3人家族で20万3,000クローネまでを上限とする。現在の標準所得が労働者1人につき年間10万クローネ程度であるから、大半が対象家族の範囲内に入ってくる。片親のみで子供を2人かかえる標準的年収

の家族ならば、月間住宅費2,500クローネクラスで44%、3,000クローネクラスで45%と高額手当金の支給がある。この国の住宅費に関して付記しておくべきと思われるのは上水道、下水道料、集中給湯と暖房料金、共益費があらかじめ算入済みで、あと別途支出を必要とされるのはわずか電気料金が残るのみである。

おわりに

核家族化を手はじめに、結婚減少、離婚増加、老親別居、婚外出生増加等と家族分野にいろいろな現象が続出したのがスウェーデン社会の戦後事情であったものの、一方では、早速とりかかった婚姻法、親子法、相続法の近代化と同棲財産法新制定、同じく時期を遅らせずに着手した社会保障関係法と労働法再整備が進み、すでに家族現状と法規定間での混乱や不合理がほぼ皆無ないしは著しく少ないほど長足の進歩を家族とその生活に関する法制度は果たしている。

もっとも法制度のこうした完成をもって問題や政策課題からの完全な解放とみなすことが不当であるのは当然である。

とくに家族の概念、形態、機能の一大変化を経たのち直面させられた家族内人間関係の新局面にどう対処すべきかが、個人にも社会にもひとつの大きな試練となったのである。私的行為に属する家族形成であるだけに固定パターンは存在しないが、あえてパターン化するとおよそ次のとおりである。

すなわち同棲、結婚、離婚、再婚ないしは新同棲、あるいは同棲、同棲解消、新同棲のくりかえしとなる。両パターンの一部混合もあり、ともかく人間関係が複雑にいたるところで交差、家族の境界線をどこにも引きようのないいわゆるアコーディオン家族現象が見られる。

しかしながら家族が時代と社会状況の産物である以上、現代家族の形態と機能を分析かつ判定するのに伝統的定義ではもはや如何ともしようがないのはことさらここで言及するまでもないであろう。

第10表 住宅手当金

(単位: クローネ)

住宅費月額		2,000	2,500	3,000
家族年所得	65,000	1,032	1,412	1,472
	100,000	449	829	889
	135,000	0	245	305
子供2人	65,000	1,297	1,677	1,917
	100,000	714	1,094	1,334
	135,000	130	510	750

(出所) Vår trygghet 1988/1989, Folksam's socialråd.

この点、スウェーデンがとった方策、すなわち家族概念の再定義と法制の有機的組み合わせをとおした新事態への適応は充分注目に値しよう。

さらに人間関係上の困難は元来当事者間における解決しか手のうちようがないが、しかしながら対立誘発の要因となりがちな経済問題、とくに扶養問題を、まず家族形態にとらわれない方式での負担義務制に定め、さらに各個人に高度の生活安定をもたらす社会保障充実が、きわめて複雑な人間関係にもかかわらず家族内紛争を少なくしている。

ところで家族分野において何らかの共通性がわが国とスウェーデンに見出せるものであろうか。

もちろん、女性の社会進出機会、男性の家事・育児参加機会ともはるかに限定されたわが国がスウェーデンと同一でありうるはずはないが、わが国の家族分野にスウェーデン化が起こりつつあることだけは確かである。

何故ならば、離婚率のはっきりした上昇傾向や家族規模の縮小傾向などが見受けられるほか、婚前同棲もしだいに普及する兆候がある。婚外出生も少なからず存在しているのもことさら指摘するまでもないと思われる。

いずれも程度の差こそまだ残るとはいえ、わが国の家族分野がスウェーデンの状態に年々接近しつつあるのはもはや客観的事実であろう。そこで事態変化の放置よりは、いち早い対応策に取り組み、新法制度の確立をなしとげたスウェーデン社会の積極的態度は、出生率低下に老人数急増がいまや家族の変化に加速がつきはじめたわが国へ多くの示唆を提供しているといえるであろう。

注

- 1) 竹崎孜「男女平等問題をスウェーデンに見る」『日本経済新聞』1988年12月5日付。
- 2) David Gaunt, *Familjeliv i Norden*, 1983, s. 86, 89.
- 3) Julius Ejdestam, *De fattigas Sverige*, 1969, s. 114-115.
- 4) 前掲書, s. 125-131.
- 5) 竹崎孜「スウェーデンにおける家族の変革と社会保障政策」『社会福祉研究』1984年10月号, 鉄道弘済会, 39頁。
- 6) 竹崎孜, 前掲論文, 39頁。
- 7) Folke Schmidt, *Äktenskapsrätt*, 1972, s. 33.
- 8) 竹崎 孜『スウェーデンの実験』講談社現代新書, 1981年, 19-20頁。
- 9) Anders Agell, *Äktenskap-och samboenderätt*, 1987, s. 7.
- 10) 同居が1954年に16%あったが、1974年には4%へ低下していた。Gerd Sundström, *Omsorg oss emellan*, 1980, Sekretariat för framtidsstudier, s. 60.
- 11) Stockholms socialförvaltning 1954:1975, Diag. 7, も同じ結論を引き出している。
- 12) Landstingsförbundets sjukvårdsundersökning, 1981. 親が存命中の45~59歳を対象に調査。回答内訳は、自分がケアしたい46%, ケアは社会がすべき16%, 社会と共同でケアしたい27%, 分からない11%。
- 13) Ledighet för anhörigvård, SOU 1983: 64, s. 81.
- 14) ただし、障害児の義務教育期間は7歳より21歳までと、Skollag 1970: 1026 (学校法) が定める。一般教育法にもとづく点は特色的。
- 15) 竹崎 孜「スウェーデンにおける社会保障の理念と政策について」『部落解放研究』1987年2月号, 部落解放研究所, 102-105頁。
- 16) 竹崎 孜「片親児童の生活保障について——スウェーデンの養育費立替制度」『社会福祉研究』1987年10月号, 86-90頁。

(たけさき・つとむ)

ストックホルム大学法学部客員研究員)

アメリカの家族と福祉

渡 辺 秀 樹

I はじめに

変容著しいアメリカの現代家族は、広範で多様な現象を抱える。たとえば、晩婚化の傾向、離婚・再婚の多発、同棲の増加、義理の関係を含む家族（step family）の増加、単親家族や単身者層の増大、女性世帯主家族の貧困問題、両親あるいは単親の就労と子どものケアの問題、家庭内暴力の問題など、注目すべき現象が多い。これらの現象は孤立して発生するものではなく、相互に関連している。単身者層の増大は、晩婚化・離婚・寿命の延びといった現象に起因しているし、義理の関係を含む家族の増加は、離婚・再婚の多発に関わる。

アメリカの現代家族は、こうした多様な現象の複合と連鎖として見ることができるだろう。しかし、小論において、これら多様な現象を相互に関連させつつ、包括的に取りあげることは不可能である。特定の現象に注目することを通して、関連する他の現象の動向にも触れながら、アメリカ現代家族に通底すると考えられる特質の抽出をめざすことが、本稿の課題である。

ここでは、最近、増加しつつある現象として、10代の未婚の母を取りあげる。また、本稿でとる方法は、家族に関連する現象を、家族関連イベント（family life events）の複合と連鎖の帰結として、センサスデータのレベルで捉えるというものである。変容著しい家族への接近としては、人々の家族関連イベントの経験のシリーズとして、現象を捉えることがひとつの有効な方法であると考

えられる。以下、まず第1に、10代の未婚の母という現象が、結婚や出産といった家族関連の出来事の複合と連鎖のなかで生起しているということを見る。そして第2に、未婚の母という現象が示している特質、およびその他の家族に関する現象から導きだされるアメリカ現代家族の特質について考察し、最後に、家族関連イベントの経験あるいは家族の変容と福祉との関わりについて検討する。

II アメリカ家族の現状——10代の未婚の母を事例として——

家族関連イベントというのは、妊娠・中絶・出産・養子縁組・結婚・離婚・再婚などを指す。未婚の母は、家族関連イベント間の複合と連鎖でいえば、避妊（あるいは不妊）ではなく妊娠→中絶（あるいは流産）ではなく出産→（妊娠前あるいは妊娠後の）結婚ではなく未婚（あるいは出産前の離婚）→養子に出すのではなく母子の共同生活（母子の独立世帯、あるいは母親の定位家族との同居など）、というようにいくつかのイベントの経験（選択）のシリーズ（蓄積）のなかで、発生してくるものである。

そこで、ここではまず、10代の未婚の母の統計的実態と、未婚の母の発生に関わる家族関連イベントの動向を見てみよう¹⁾。相互に関わりあうイベントの動向を比較対照するなかから、現代家族の特質を抽出するというのが本稿の戦略である（個々のイベントの動向の社会的・文化的原因を考察することも重要であるが、これは別稿の課題としたい）。

1. 未婚女性の出産

1985年に、未婚女性が産んだ子どもの数は、82万8千人（白人が43万3千人、黒人が36万6千人）である。この年の全出生数が376万1千人であるから、22%が未婚女性の子どもとして生まれたことになる。人種別に見ると、この年に生まれた白人の子どもの14.5%、黒人の子どもの60.1%が未婚女性の子どもである。黒人の比率の高さが際立っている。

未婚女性の出産数は1960年に22万4千、1970年に39万9千、1980年に66万6千、というように一貫して増加している。また、全出産数に占める比率も、1960年の5.3%から、1970年の10.7%、1980年の18.4%と、一貫して増大している。黒人の場合、この比率が50%を超えたのが1976年、白人の場合、10%を超えたのが1980年であった。未婚女性の出産は、実数においても、全出産に占める比率²⁾においても、増加傾向を示していることがわかる（文献13, 108th ed., 83表, 87表, 106th ed.,³⁾ 94表）。

2. 10代の未婚女性の出産

表1は、1984年のデータである。この年、10代の出産は48万、このうち未婚女性の出産が27万であり（1985年は28万、文献13, 87表）、その比率は56.3%である。年齢別・人種別の数値は表に見る通りである。若年ほど、未婚女性の出産の全出産に占める割合が高くなっている。とくに黒人の比率が非常に高く、10代の出産のほとんど（9割）が、未婚女性による出産である（白人においては4割強）。

ただし、未婚女性全体のなかで、子どもを産む女性の比率の推移は一貫したものではない。20歳以上（20～34歳のデータがある）の未婚女性では、1970年代に一度低下し、そして再び上昇している（文献13, 87表）。ところが、表2に見るように、10代（15～19歳）に限って見ると、白人未婚女性の出産数は、1,000人あたり19.0（1984年）であり、この比率は、ここ15年の間一貫して増大している。一方、黒人未婚女性は、1,000人あたり87.1（1984年）であり、絶対値では白人を大きく

表1 10代未婚女性の出産・人種別（1984年）

	10代女性の 出産数	10代未婚女 性 の出産数	全出産に占 める未婚女 性 の出産率
全 体			
15歳未満	9,965	9,075	91.1
15～19	469,682	261,104	55.6
15	24,142	19,945	82.6
16	53,178	38,763	72.9
17	89,424	56,647	63.3
18～19	302,938	145,749	48.1
白 人			
15歳未満	3,959	3,193	80.6
15～19	320,953	133,275	41.5
15	12,869	9,032	70.2
16	32,529	19,267	59.2
17	59,618	29,681	49.8
18～19	215,937	75,295	34.9
黒 人			
15歳未満	5,720	5,634	98.5
15～19	134,392	119,742	89.1
15	10,637	10,386	97.6
16	19,158	18,415	96.1
17	27,112	25,261	93.2
18～19	77,485	65,680	84.8
その他			
15歳未満	286	248	86.7
15～19	14,337	8,087	56.4
15	636	527	82.9
16	1,491	1,081	72.5
17	2,694	1,705	63.3
18～19	9,516	4,774	50.2

Source: National Center for Health Statistics, *Monthly Vital Statistics Report*, Vol 35, No. 4, Supplement, 1986, Tables 17 and 18.

文献11, 295頁より。

上まわるが、ここ15年の推移を見れば、やや減少している（1970年には96.9）。しかし、白人・黒人を合わせた全体として見ると、他の年齢層とは異なり、10代の未婚女性の出産率は一貫して上昇している。1960年には15.3（未婚女性1,000人あたり）という出産率が、1985年には31.6という、約2倍の数値となっている（文献13, 87表）。

1984年に、15～19歳の女性1,000人中51人が子どもを産み、そのうち28人が未婚女性の子どもである。上に見たように、この年齢層の未婚女性の出産は増加しているが、未婚・既婚を含めた全体としての出産率は、よく指摘されるように、逆に低下している。15～19歳の女性の出産率は、1960年に89.1（1,000人あたり）、1970年に68.3となり、1976年以降53から50の間を上下している（文献13,

表2 未婚女性の出生率 (1,000人あたり), 1970~1984

年	年 齢 別 ・ 人 種 別											
	15~17			18~19			15~19			20~24		
	全 体	白 人	黒 人	全 体	白 人	黒 人	全 体	白 人	黒 人	全 体	白 人	黒 人
1984	21.9	13.5	66.8	43.0	27.6	116.2	30.2	19.0	87.1	43.2	27.8	110.7
1983	22.1	13.5	67.1	41.0	26.1	114.0	29.7	18.5	86.4	42.0	26.4	110.0
1982	21.5	12.9	67.6	40.2	25.1	115.8	28.9	17.7	87.0	41.4	25.7	110.2
1981	20.9	12.4	66.9	39.9	24.6	117.6	28.2	17.1	86.8	40.9	24.9	112.5
1980	20.6	11.8	69.6	39.0	23.6	120.2	27.6	16.2	89.2	40.9	24.4	115.1
1979	20.4	11.1	72.5	37.8	21.2	123.3	26.9	14.9	93.7	38.7	20.8	117.3
1978	19.5	10.5	70.3	35.7	19.5	124.3	25.4	13.8	90.3	36.1	18.5	114.2
1977	20.1	10.7	74.3	35.0	16.8	125.9	25.4	13.6	93.2	34.7	17.7	112.6
1976	19.3	9.9	74.6	32.5	17.0	121.6	24.0	12.4	91.6	32.2	16.0	109.3
1975	19.5	9.7	77.7	32.8	16.6	126.8	24.2	12.1	95.1	31.6	15.7	109.9
1974	19.0	8.9	79.4	31.4	15.4	124.9	23.2	11.1	95.1	30.9	15.2	111.2
1973	18.9	8.5	81.9	30.6	15.0	123.0	22.9	10.7	96.0	31.8	15.6	117.2
1972	18.6	8.1	82.9	31.0	15.1	129.8	22.9	10.5	98.8	33.4	16.7	122.0
1971	17.6	7.4	80.9	31.7	15.9	136.3	22.4	10.3	99.1	35.6	18.8	131.1
1970	17.1	7.5	77.9	32.9	17.6	136.4	22.4	10.9	96.9	38.4	22.5	131.5
率の変化												
1970~1984	+4.8	+6.0	-11.1	+10.1	+10.0	-20.2	+7.8	+8.1	-9.8	+4.8	+5.3	-20.8
変 化 率												
1970~1984	+29.2	+80.0	-16.6	+23.5	+56.8	-14.8	+34.8	+74.3	-10.1	+12.5	+23.6	-15.8

NOTE: In 1980, a new estimation procedure was adopted; the table presents estimates for 1980 using the new procedure (see Source for explanation).

SOURCE: National Center for Health Statistics, 1986, Advance Report of Final Natality Statistics, 1984. Supplement to *Monthly Vital Statistics Report* 35(4) July: Table 19.

文献 9, 66頁より。

108 th, 83表, 106 th, 83表)。

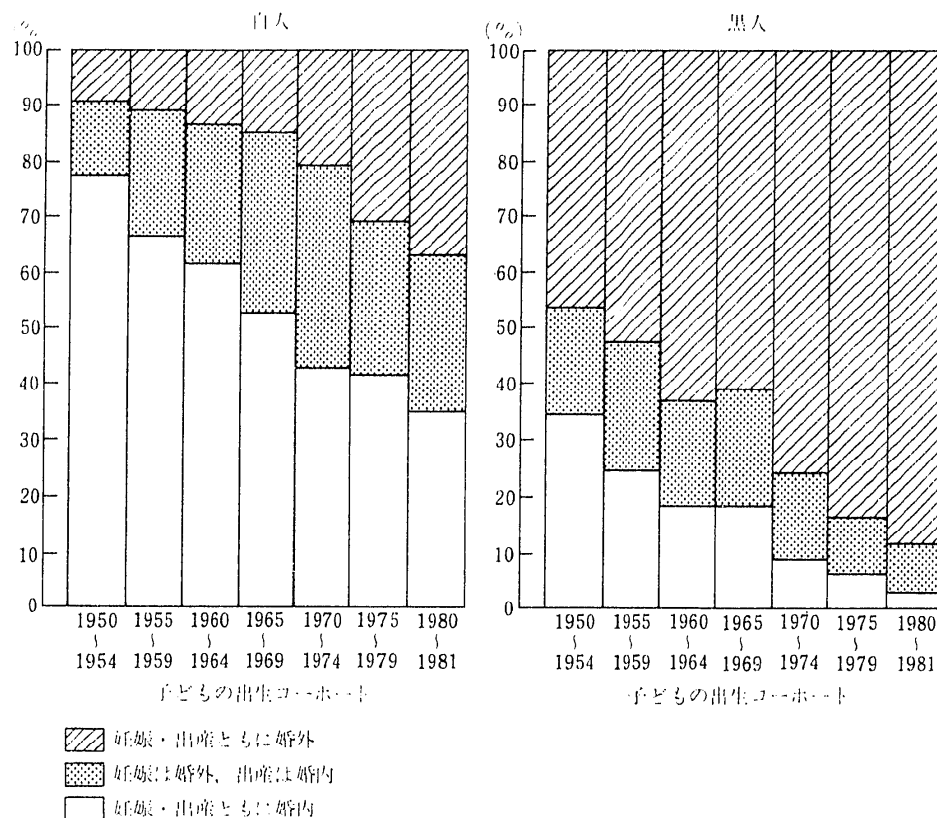
つまり、全体の出生率が下降あるいは停滞傾向を示しているにもかかわらず、未婚女性の出生率が上昇しているということは、婚姻内の出産が減少しているということを意味するものである。結婚と出産とが結びつかないケースが増えているのである。晩婚化⁴⁾と出生率低下という結婚と出産に関わるそれぞれの動向とともに、この2つの家族関連イベントが分離し独立してゆく方向にあるということが指摘できるだろう。

図1を見てほしい。図は15~19歳の女性の第1子の出生コホート別に、結婚との関係を示している。結婚とは関係なく(婚外で)妊娠し、そして出産するというパターンが、白人・黒人ともに増大していることが一目瞭然である。白人女性の場合には、婚前妊娠を出産前の結婚(ショットガン・マリッジ: shot gun marriage という)によって調整するというパターンが、1970年代前半までかなり見られたが、1970年代後半以降は、この方法も縮小している。まさに、婚前ではなく婚外妊

娠であり、婚外出産である(出産後に結婚すれば、これは婚前出産ということになるが、このケースも多くはない)。

3. 10代の未婚女性の出産に関わる統計的諸要因

10代の未婚女性が出産するに至る過程には、さまざまな要因が関わっている。まず、性行動がある。あるデータによれば、10代女性の性経験率は1970年代に上昇し、1980年代には停滞している。次に、性行動を経験するなかで妊娠をコントロールする避妊手段の利用の有無がある。10代の女性においては、避妊手段の利用は増加しているけれども、利用率としては、20代以上、あるいは既婚女性と比べて、きわだって低い。最初の性経験時には、避妊手段利用率は5割を切る。とくに若年層ほど利用率が低くなる⁵⁾。性行動と妊娠という2つの家族関連イベントの分離は、既婚女性にとっては明確な趨勢となっているが、10代の未婚女性にとっては、この方向に変化しているとはいえず、十分な分離に至っていないということが出来る



文献 9, 62-63 頁より.

図 1 10代 (15~19歳) 女性の第 1 子の婚内／婚外妊娠

だろう。

性行動・避妊行動の有無の次にくるのが妊娠である。表 3 はその推定値を示している。1984年には15~19歳の女性1,000人あたり109人が妊娠したと推定される。実数では100万人強である。表 3 に見る 5つの時点において、妊娠率は1972年以来、いくらか上昇しており、実数としては、95万人から115万人の間を推移している。

問題は妊娠後の帰結であり、ここに大きな変化が見いだせる。すなわち、妊娠が出産に結びつく割合の減少である。1972年には、妊娠女性のうち66.2%が出産していたが、1984年には、この比率は46.7%まで低くなっている。妊娠が出産に結びつく割合は、1978年以来、5割を切っている。逆に、中絶は急上昇した。1972年には、妊娠に対する中絶率が2割であったのに対し、1984年においては、その比率は4割に達する。また、全期間を通して、若年層ほど出産率が低く、中絶率が高く

なっている（流産においては年齢差は見られない）⁶⁷。

ここに見られるのは、妊娠と出産という2つの家族関連イベントの分離である。妊娠したら出産するというパターンをとるのは半数以下になっているのである。中絶率を、中絶数÷（出生数+中絶数）で計算すると、1972年では23.3%、1984年では46.1%となる。ちなみに、アメリカ全女性の中絶率は、同様の計算で、1983年に30.4%（1973年に19.3%）である。中絶率は、1970年代に急上昇し、1980年代に入って30%水準で安定している。10代も同様の趨勢（1970年代・急増、1980年代・微増）にある。というよりも全体の中絶の動向をリードしているのが、10代後半と20代前半の女性の中絶であり、とりわけ、10代女性の中絶率ももっとも高いのである⁷⁷。

性行動と妊娠の間に避妊行動が介在し、妊娠と出産の間に中絶が介在してくる。そして最後に、

表 3 推定妊娠数とその帰結, 1972~1984

年/年齢層	妊 娠		出 産		中 絶		推定流産数	
	数	比 率 ^a	数	妊 娠 に 占める比率	数	妊 娠 に 占める比率	数	妊 娠 に 占める比率
1984								
<15	—		9,965		—		—	
15~17	420,713		166,744	39.6	200,564 ^b	47.7	53,405	12.7
18~19	584,146		302,938	51.9	200,564 ^b	34.3	80,644	13.8
Total<20	1,004,859	109	469,682	46.7	401,128	40.0	134,049	13.3
1982								
<15	27,777		9,773	35.2	14,590	52.5	3,414	12.3
15~17	402,645		181,162	45.0	168,410	41.8	53,073	13.2
18~19	674,478		332,596	49.3	250,330	37.1	91,552	13.6
Total<20	1,104,900	110	523,531	47.4	433,330	39.2	148,039	13.4
1978								
<15	29,547		10,772	36.5	15,110	51.1	3,665	12.4
15~17	429,370		202,661	47.2	169,270	39.4	57,459	13.4
18~19	683,367		340,746	49.9	249,520	36.5	93,101	13.6
Total<20	1,142,284	105	554,179	49.7	433,900	38.9	154,225	13.8
1974								
<15	29,797		12,529	42.0	13,420	45.0	3,848	13.0
15~17	434,868		234,117	53.8	139,850 ^b	32.2	60,824	14.0
18~19	587,361		361,272	61.5	139,850 ^b	23.8	86,239	14.7
Total<20	1,052,026	99	607,918	57.8	293,120	27.9	150,911	14.3
1972								
<15	—		12,082	—	—	—	—	—
15~17	389,019		236,641	60.8	95,500 ^b	24.6	56,878	14.6
18~19	560,617		379,639	67.7	95,500 ^b	17.0	85,478	15.3
Total<20	949,636	94	628,362	66.2	191,000	20.1	142,356	15.0

a. 女性1,000人あたりの率 (S. Hofferth の推定).

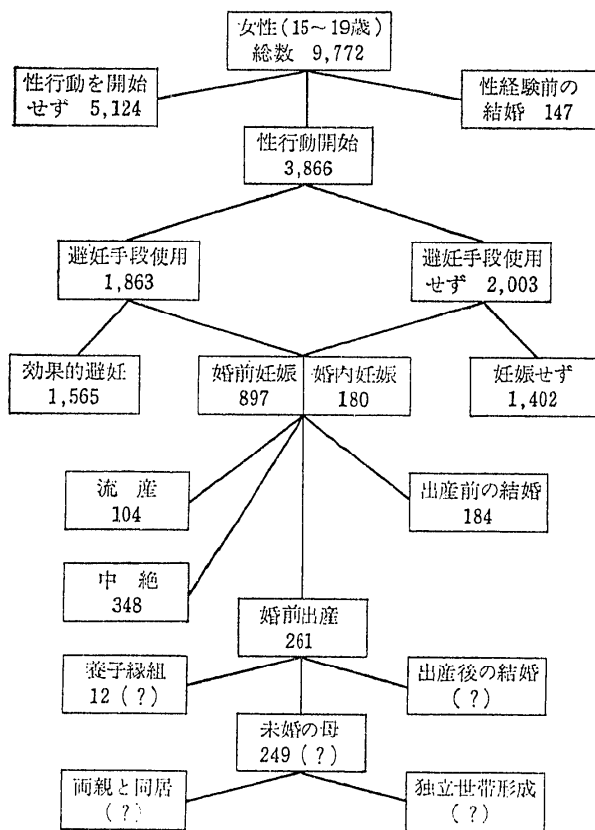
b. 15~17歳と18~19歳に分離した数が得られないための推定値.
文献 9, 54-55 頁より.

生まれた子どもが誰と生活するかである。養子に出されれば、10代の未婚の母という経験は、ここでとりあえずは終了する。母親が出産後に結婚しても同様である。このどちらもセンサスレベルのデータに欠けるが、養子縁組という手段をとる割合がかなり減少しているという報告がある⁹⁾。出産した多くの未婚女性は、子どもを自分のもとで育てるのである。とくに黒人女性は、従来からその傾向があったが、白人女性の場合には、これまでなら養子縁組を選択した女性が、中絶を選択するようになった結果と考えられる。出産した場合には、子どものほとんどが(9割以上)母親のもとにとどまるのである⁹⁾。このことによって、養子の需要と供給にアンバランスが生じている(これに対応して、外国からの養子は1980年代に入って急増している。1986年には、9,945人の外国からの養子があり、そのうち6割強が韓国からの養子である¹⁰⁾)。

こうして、10代未婚女性の出産は、未婚の母という地位に直結する。未婚女性の出産子が養子縁組に出されなくなったことは、出産(子ども)と結婚(養夫婦により構成される家族)とが結びつかないことの、もうひとつのパターンといっていよう。

以上、見てきたように、10代の未婚の母は、さまざまな家族関連イベントの連鎖の結果として発生する。ヘイズら(C. D. Hayes, 文献9)は、このことを行動決定の連鎖として、1982年の15~19歳女性、総数977万人における家族関連イベントの経験数を推定し、図示した。図2が、その行動決定の諸段階における推定数である。

性行動の開始は妊娠に結びつかず(半数以下)、妊娠は結婚に結びつかず(2割以下)、出産もまた結婚に結びつかない。10代の未婚の母という現象を、家族関連イベントの複合と連鎖という方法で見ることによって、あるいは諸個人の立場から



文献9, 73頁より。

1982(単位, 千人)

図2 行動決定の連鎖と各段階の推定人数

いうと、家族関連イベントの経験（選択）のシリーズ（蓄積）と見ることによって、明らかになったことは、繰り返し触れてきたように、従来結びつくものとされていたイベント同士（実際にも結びついてたイベント同士）が、分離し、各イベントが独立性を高めていったということである。

とくに、性行動→妊娠→出産というイベント経験の流れを、既婚女性において（多くは20代以上）は、避妊行動によって、断ち切るという強い趨勢があるのに対し、10代の未婚女性は、中絶行動によって、断ち切るという相対的な特徴を指摘する必要があるだろう。避妊問題は10代未婚者の問題であるといわれる所以である。また、結婚→妊娠→出産と未婚→妊娠→中絶というパターンの分岐は、より強まりつつある（中絶者に占める未婚／既婚比は、1973年の7対3から、1983年の8対2に変化している¹¹⁾）ともいえるが、逆に、ショットガン・マリッジが減少しているということ

は、妊娠→結婚というパターンの弱体化を示すものである。妊娠という出来事は、結婚を要請せず、導かなくなっているのである¹²⁾。結婚は、出産や中絶という出来事を規定する独立変数の位置にあるといえるが、そうした出来事に規定される従属変数の位置にはないのである。

III アメリカ家族の特質

前節での考察を、他の家族関連の現象に留意しながら、もう少し一般化してみよう。家族関連イベントの分離・独立、とくに結婚というイベントの独立変数化とは、家族の特質のどのような変化を意味するのだろうか。

1. 親子関係と夫婦関係の乖離

家族という集団（システム）は、原理的に両立不能な2つのダイアッド、すなわち親子関係と夫婦関係によって成り立っている。親子関係は、基本的に血縁に基づく。社会学的用語でいえば、関係は生得的（ascription）であり、したがって固定的（所与）な性格をもつ。一方、夫婦関係は、契約に基づく。関係は獲得的（achievement）であり、したがって変化することが可能である。

家族関連イベントの分離・独立とは、親子関係と夫婦関係との乖離の顕在化であり、その乖離の方向が、夫婦関係の原理の優先（結婚の独立変数化）にある、ということであろう。「死が2人を分かつまで」という結婚の永続規範やショットガン・マリッジなどは、所与としての親子関係の原理に、夫婦関係を従属的にすりよらせてきた現象である。そうした現象が、現在、希薄化しており、夫婦関係の原理を優先する、さまざまな家族関連イベントの選択（たとえば、離婚や再婚）が支配的になっているのである。

選択としての家族関係を強調することは、必然的に所与としての親子関係からの乖離を生む。家族システム全体としては、不変の関係ではなく、可変の関係を優先することによって、不安定さを増す。周知のように、比較文化的には、これまでも、日本の家族関係が親子関係を中心とするのに

対し、アメリカの家族関係は夫婦関係を中心として営まれるということが、指摘されてきた。あるいは歴史的にも、制度から友愛へ (from institution to companionship) という言葉で、夫婦の情緒的關係が家族規範として優位を占めるようになったことが、既にいわれている。現在のアメリカ家族においては、夫婦関係の原理としての契約性・選択性・可変性が直接、行動のレベルに顕れているという意味で、比較文化的特質や歴史的变化の方向を、より一層強めており、純化しているということができよう¹³⁾。

現代アメリカの家族問題を、家族システムのレベルで問うとすれば、その原因のひとつは原理的には夫婦関係と親子関係との乖離に求めることができるだろう¹⁴⁾。すでに見たように、未婚の母は、出産という親子関係に関わる出来事と、結婚（あるいは養子縁組：養家は夫婦家族であることを原則的な条件とする）という夫婦関係に関わる出来事との分離のなかで発生した。離婚にともなう子どもの問題、再婚にともなう義理の親子関係の問題なども、同様に、夫婦関係の優先という家族の基本的特質のなかで起こっている現象と見ることができる。

それでは、なぜ親子関係と夫婦関係とが乖離し、夫婦関係が優先するという基本的な特質を現代家族が有するようになったのであろうか。性規範の変化やフェミニズムの影響下での文化的要因、都市化、出生率の低下や寿命の延びなどの人口学的要因、産業構造の変化・就業構造の変化と女性の経済的自立といった産業的・経済的要因など、関連する要因は多い。これらの要因連関を体系的に論ずることは、小論の限界を超える。そこでここでは、家族周期に関する人口学的事実だけ述べるにとどめる¹⁵⁾。寿命の延びと子ども数の減少は、夫婦によって形成される生殖家族に対して、家族周期全体に占める養育期間の相対的縮小と養育課題の相対的低下をもたらす。逆に、夫婦期間（同棲・新婚期を含む出産前の期間と、子ども巣立ち後の期間）は、家族周期全体のなかで拡大し、これに応じて夫婦に関わる課題やニーズの相対的重要度が高まる。この拡大した夫婦期間や中心的な

充足課題となった夫婦関係のニーズが、家族周期全体すなわち家族全体を規定し、夫婦関係がもつ基本的な特質がより支配的なものになっていったと考えることができるだろう。

2. 常態としての家族の変化

親子関係が中心となって家族生活が営まれれば、その基本的特質である所与性に規定されて、家族関係はあまり変化せず、固定的なものとなるだろう。一方、夫婦関係が中心となれば、その基本的特質である獲得性や可変性に規定されて、家族関係はより変化しやすいものとなる。家族は、家族周期 (family life cycle) という一方向的で一律的な過程を経過するのではなく、双方向的で多様な過程を経過するものとして捉えられる。

双方向的というのは、次のような事態を指す。たとえば、結婚という家族関連イベントを離婚を経て再び経験するということ：初婚と再婚、単身生活を青年期未婚単身期と高齢期寡婦（夫）単身期だけでなく、中年期離婚によって繰り返し経験する。現在、アメリカでは中年層の単身者が増加している¹⁶⁾。子どもは単親経験と両親経験を、親の未婚・結婚・離婚・再婚によって繰り返し経験する。現在、アメリカでは単親経験や義理の親子関係を経験する子どもたちがたいへん多い。

こうして人々は、宿命（所与）としての一律的な家族周期を経験するのではなく、選択としての（子どもにとっては相変わらず非選択的な）家族関連イベントを多様に経験しながら、いわば循環的なスパイラル状のコース (family life spiral) を経過することになるのである¹⁷⁾。

この結果、家族システムは、システム構成としては単純さを増す（たとえば単身者、単親家族）。一方、システムのメンバー構成としては複雑さを増す（たとえば義理の関係を含む家族。これが複雑さを増すとブレンデッド・ファミリー blended family と呼ばれる。あるいはゲイ・ファミリーもこの例として挙げてもよいだろう）。また、現代家族を横断的に見れば（特定の一時点で見れば）、確かにシステム構成としては単純化している（世帯規模の縮小も、ひとつの指標）が、時間

次元を導入して縦断的に見れば、家族システムは複雑化している。結婚・離婚・再婚を繰り返すことによる「系列単婚 (serial monogamy)」や「系列核家族 (serial nuclear family)」あるいは「一時的夫婦家族 (temporal conjugal family)」という最近の提出されている概念は、家族システムの縦断的複雑化を把握するためのものであり、このような家族システムを経験する人々が多くなっているのである。

家族システムは、横断的には単純化している一方で、縦断的には複雑化しているのである。人々は、変化する家族システムのなかを経過してゆく、ということになる。変化は、成熟や死などとともに訪れるのではなく、選択的に起こしていくものとなる。人々は、常態としての変化の可能性のなかで家族生活を営んでいるということができらる。

3. イベント移行の簡略化

家族生活の変化は、家族関連イベントの選択的な経験によって起こる。イベント移行とは、未婚から結婚へ、あるいは結婚から離婚へというようなイベント経験の変化の過程をさす。このイベント移行が、アメリカの現代家族において簡略化・簡素化している。イベント移行に対応する法的なハードルも低くなっている。これも、常態としての変化を基調とするアメリカの現代家族の現実的な趨勢であろう。

たとえば同棲の急増である。同棲は結婚についての法的手続きを省略し、したがって別れるときには離婚についての法的手続きも省略される。結婚あるいは離婚についての簡略的方法である。1983年には約190万ケースの同棲があり、これは1970年以降3倍の増加である¹⁹⁾。また、離婚手続きの変化については有責主義から破綻主義へとということで、先進諸国全体の動向として指摘されているが、アメリカにおいても、1970年代前半を中心に、各州レベルでこの方向に法律が変化していった。さらには、離婚調停 (divorce mediation) という、離婚手続きのより一層の円滑化と簡略化を意図した方法も一部の州で導入され、拡大のき

ざしも認められる¹⁹⁾。

こうしたイベント移行の簡略化は、将来の更なるイベント移行の可能性を予期するとともに、家族生活の変化が、人々に必ずしもマイナスの影響をもたらすわけではない、ということを示しているといえるだろう。離婚は、よりよい生活（再婚）のための、必要な一段階ということにもなる。アメリカでは、離婚者の再婚率はたいへん高い。ただし、家族の変化にまきこまれる子どもへのマイナスの影響を回避することはたいへん難しい。離婚への法的対応の原則は、子どもの利益を第一におく、ということであるが、その現実的な帰結は、今のところ肯定的とはいえないであろう。

家族の変化と機能の変化との対応を、福祉という視点から最後に考えてみよう。

IV 家族の変容と福祉——まとめにかえて——

人々の家族生活が変化することは、人々の福祉にとって、どのような影響をもつのだろうか。家族関連イベントの経験やイベント移行が、人々の福祉にどのような変化をもたらすのだろうか。先にとりあげた未婚の母という現象と、離婚を例にして、述べてみたい。

10代の未婚の母になることが、10代の女性の就学や就業などのキャリア形成、経済状況、健康状態、心理的側面、子どもの出生時の健康状態、および発育・人間形成などという諸側面と、どのような関わりをもつかについては、さまざまな研究がなされている。そうした研究をここで要約する余裕はないが、最近の研究から導きだされることは、10代の未婚の母という経験が、上述の多様な諸側面に対し、一律にネガティブな直接的効果をもたらすものではない、ということである²⁰⁾。ネガティブな効果を強調することが、文化的偏見や社会・経済的差別を増幅することにつながる危険に自覚的であれば、より慎重な、よりきめ細かな調査研究が必要であるということである。

すなわち、上述の多様な諸側面に、10代の未婚の母というイベント経験が契機になって、マイナ

ス（あるいはプラス）の効果をおよぼしているのか否か、という問題である。たとえば第1に、10代の未婚の母になることによって、学校からドロップアウトし、就業能力形成が困難となり、結局貧困におちいるのか（イベント契機的貧困 event-driven poverty）、あるいは、もともと貧困などによって就学機会や就業機会が閉ざされた10代女性が未婚の母となるのか（poverty-driven event）。いい換えれば、未婚の母というイベントを経験する前と後で、経済状態が悪化したのか、あるいは、貧困の状態のまま推移したのか、を区別して、それぞれに対応すべきであろう。また、第2に、妊娠や出産をした10代女性が結婚をした場合（未婚の母という状態を解消したとき）、その経済的効果はあるといえるのだろうか。これに対する答えは、これまでのところ否定的である。家族形成は、未婚の母とその子どもの経済状態を改善しないことが多い²¹⁾。

こうした議論は、離婚・再婚についてもなされる。ワイツマンは、離婚は多くの女性にとって経済的な困窮をもたらすと述べた。確かに、とくに白人のミドルクラスの中年女性（専業主婦）にとっては、離婚は貧困をもたらす（event-driven poverty）、再婚は貧困からの脱出を可能にする（event-driven well-being）。しかし、黒人貧困女性に対しては、離婚や再婚は、彼女たちの経済状態に、白人の中層女性と同様の効果をもたらさない。あるいは、離婚の結果の貧困ではなく、貧困の結果の離婚である。離婚や再婚は、貧困という状態を多少まぜ返しただけであることが多い²²⁾。

このような例は、次のことをわれわれに示唆する。すなわち、家族を資源として一律に前提することはできない、ということである。「家族は資源である」という前提が可能であれば、家族を維持し援助するという政策や福祉が要請される。家族資源の活性化を目的とする政策が効果をもつ。しかし、活性化すべき資源をもたない家族に対しては、家族維持的方法ではなく、より直接的な公的援助が必要となり、同時に、家族を制御するのではなく、家族をとりまく文化的・人種的・階層的なマクロな状況の制御・改革が要請される解決

策となるだろう。

アメリカの現代家族においては、家族の変化と機能の変化との対応が一律ではなく、たいへん錯綜している。「家族は資源である（資源とは人々にとって望ましきものという意味）」という暗黙の前提も問い直す必要がある。仮に、家族が資源であり続けるとしても、その家族のかたちが変化し、多様であることを踏まえた家族政策や福祉が望まれるのである。とくに、家族生活が、所与ではなく、家族関連イベントの選択のシリーズという傾向を強く示すなかで、その変化（シリーズ）に非選択的にまきこまれる子どもの福祉は、最も重要であり、かつ（構造的に）困難な課題となっていることを指摘しておきたい。

注

- 1) 本稿で取りあげるデータは、主に文献9および13に依拠している。
- 2) この比率は非嫡出子割合と呼ばれることもある。文献16の32表参照。非嫡出子という言葉に含まれるマイナスの規範性を考慮して、本稿では用いない。実際、同棲の増加や結婚の意味の変化のなかで、あるいは本稿で見るような実態の増加のなかで、未婚女性の出産子に付与されるマイナスの規範性は薄らいでいるといっていよう。
- 3) 文献13は、とくに表示しない場合は108th版を使用している。以下、同様。
- 4) 1970年には、18～19歳の未婚女性1,000人あたり151.4人が結婚（初婚）した。しかし、1984年には、この数値が72.1と半減した。文献13, 126表。
- 5) 文献9, 47～49頁参照。一般女性の避妊行動については文献7, 59～62頁参照。
- 6) 人種別では、白人よりも黒人の方が出産率が高く、中絶率は低い。しかし、大きな差ではない。文献9, 60頁。
- 7) 文献13, 105表。中絶率は10代に高く、20代後半から30代前半に低くなり、再び30代後半から高くなるというU字型の年齢別特徴を示す。なお、中絶率は既婚者では9.3%、未婚者では63.2%（1983年）という大差となる。アメリカ全女性においては、中絶は、結婚の有無に大きく関わっていることが推測される。
- 8) 文献6参照。
- 9) 文献9, 61頁、および文献1, 235頁、文献2, 13頁を参照。
- 10) 文献13, 594表参照。および文献2も参照のこと。
- 11) 文献13, 105表。注7も参照。
- 12) 晩婚化の理由に、女性の高学歴化、高就労率、同棲の増大、結婚についての価値の変化などが挙げられるが、ショットガン・マリッジの減少も、理由の

- ひとつに加えることができるだろう。
- 13) 現代の日本の家族も、アメリカの家族とは、かなりのズレを保ちながら、夫婦関係優先という方向に動いていると考えてよいだろう。
 - 14) 家族問題に関わる要因には、人種的・階層的・宗教的・地域的・経済的・人口学的諸要因を含む、マクロな視点からの考察が重要であるが、ここではとりあえず家族システムレベルに限定した。
 - 15) 文献14, 292頁の図を参照。ウィークスは先進国の女性の地位の上昇の要因として、寿命の延び、出生率の低下、都市化を挙げる。これが、早婚圧力の低下、養育後の人生の拡大、養育期の縮小、拡大親族との接触の低下、子どもの独立の促進、家庭外の就業機会の拡大、高学歴化に結びつく。そして、結婚や出産前の自由の拡大、子ども巣立ち後の新たな人生の模索、異なる家族のあり方を求める自由の拡大、子どもをもつことの親族からの圧力の低下、子どもからの要求の縮小、経済的自立の可能性の増大、といった要因が、結局は女性の地位の上昇に結びつくとしている。
 - 16) 文献5を参照。
 - 17) この現代家族の特徴をディヴィスは、双方向的あるいは円環的 (two way flow or loopy) と呼んだ。文献8, 168頁。また、ファミリーライフスパイラル (family life spiral) という用語は文献5において登場している。
 - 18) 文献5, 72頁。
 - 19) 文献17を参照。筆者の、離婚調停を業務とする弁護士へのインタビューによれば (1982年10月, ポストン郊外), 離婚調停は、一般の裁判離婚よりも、より短期に、費用がより安く、心理的な負担や被害がより軽く (裁判過程での厳しい争いを避けて), したがってより円滑に離婚することができ、新しい生活に、より多くの資源 (時間的・経済的・心理的な資源) をもって出発できる, というものだった。しかし、もちろん日本の協議離婚ほど簡単ではない。
 - 20) 文献1, 文献2, 文献9を参照。
 - 21) 文献2参照。結婚が状態を悪化させるということも多い。
 - 22) 文献11, 文献15を参照。

文 献

1. フランク・R・ファーステンバーグ, J・ブルックス・ガン 1989 10代の妊娠・出産および児童扶

養, マーサ・N・オザワ, 木村尚三郎, 伊部英男編「女性のライフサイクル——所得保障の日米比較——」東京大学出版会 227-257頁。

2. 井垣章二 1988 現代青少年問題としての十代未婚母, 「評論・社会科学」35号 同志社大学人文学会 1-47頁。
 3. カッツ, S. 1985 変革期のアメリカ家族法, 「家族〈社会と法〉」No. 1 日本家族〈社会と法〉学会 4-17頁。
 4. 目黒依子 1987 個人化する家族。
 5. NIRA 1989 米国における将来の住宅対策——人口構成の変化に対応して——総合研究開発機構 (The Urban Institute 委託)
 6. Bacharach, C. A. 1986 "Adoption plans, adopted children, and adoptive mothers," Journal of Marriage and the Family, 48, pp. 243-253.
 7. Bianchi, S. M. & D. Spain (eds.) 1986 American Women in Transition, Russell Sage.
 8. Davis, J. 1987 Social Differences in Contemporary America, Harcourt Brace Jovanovich.
 9. Hayes, C. D (ed.) 1987 Risking The Future: Adolescent Sexuality, Pregnancy, and Childbearing, National Academy Press. Vol. 1.
 10. Riley, M. W. 1986 Overview and Highlights of a Sociological Perspective, Sorensen, A., et al. (eds.) Human Development and the Life Course, Lawrence Erlbaum Associates.
 11. Rix, S. E. (ed.) 1987 The American Women: 1987-1988, W. W. Norton.
 12. Turner, J. H., & D. Musick 1985 American Dilemmas: a sociological interpretation of enduring social issues, Columbia University Press.
 13. U. S. Department of Commerce, Statistical Abstract of the United States 1988, 108th Edition, 1986, 106th Edition.
 14. Weeks, J. R. 1989 Population: An Introduction to Concepts and Issues, 4th Edition, Wadsworth.
 15. Weitzman, L. 1985 Divorce Revolution: The Unexpected Social and Economic Consequences for Women and Children in America, Free Pr.
 16. 国際連合 1981 世界人口年鑑 Vol. 33.
 17. 米倉 明 1988 アメリカの離婚, 利谷信義・江守五夫・稲本洋之助編, 「離婚の法社会学——欧米と日本——」, 東京大学出版会 129-153頁。
- (わたなべ・ひでき 電気通信大学助教授)

相続による世代間資産移転の構造

——首都圏における実態調査結果(*)——

野 口 悠紀雄
上 村 協 子
鬼 頭 由美子

I はじめに

家計のもつ資産は、世帯主の労働所得からの貯蓄によって蓄積されたものだけでなく、相続によるものもある。アメリカでは、資産の大きな部分が遺産によって引き継がれたものであるとの研究がある¹⁾。日本でも、とりわけ居住用不動産については、相続は重要な意味をもっている。その重要性は、最近の地価高騰により高まっている可能性がある。そして、社会移動が減少し、経済成長率が低下すると、とくに住宅については、相続の有無が資産保有に決定的な影響をもつことも考えられる。

このような遺産の重要性にもかかわらず、日本ではこれまで、データの不足のために、遺産に関する実証分析が十分に行われていなかった。この報告は、このような問題意識から行った相続に関する実態調査の結果をとりまとめたものである。ここで収集したデータは、それ自体が貴重な資料的価値をもっているが、われわれは、さらに、このデータを用いて、相続の実態についての分析を行った。具体的には、居住用不動産に代表される親の資産がどのようなルートを経て子の世代に移転されていくか、相続のパターンを規定する要因は何か、相続は時代やライフステージあるいは地域などによってどのように違うか、などを検討した。これにより、さまざまな興味ある結論が得られている。これらは、家族に関する経済学的、社会学的観点から重要な結果であるばかりでなく、社会保障政策、住宅政策、あるいは相続税制など

の税政策などの政策形成に対しても重要な意味をもつと考えられる。

II 調査の概要

本調査は相続の実態解明を目的としているため、対象者は、相続経験を有する可能性が高い年齢55～64歳の有配偶の男性とした。調査内容には、対象者本人にかかわるものと、その配偶者にかかわるものが含まれている。これらを区別するため、以下では、対象者本人を「夫」、その配偶者を「妻」とよぶこととする。

調査地域は、サンプル数の制限もあり、首都圏に限定した。具体的には、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城の1都4県のうち東京都庁から半径40 km の範囲に含まれる市区町村から、層化二段無作為抽出法により80地点1,200世帯を抽出した(ただし、横浜市は全域とし、茨城県の3市町村は除外した)。人口比による抽出のため、郡部のサンプルは少ない。1988年10月に訪問留置法で実施し、807票の有効票(有効回収率67.3%)を得た。

調査対象者の属性は、概略、つぎのとおりである。平均年齢は、夫が59.1歳、妻は55.5歳である。兄弟姉妹数は、夫、妻とも平均4.9人であり、6人以上が3分の1を占めている。夫のうち4割強が長男で、そのうち男兄弟なしが3分の1を占める。結婚時点は、1950～64年の間に85%が集中している。

子供の数 は平均2.3人で、子供のいない夫婦は

5%にすぎない。現在同居中の家族人数は、平均3.7人であるが、夫婦のみの世帯が4分の1近くを占めており、既婚子と住んでいるのは15%にすぎない。

現在、親と同居しているのは、夫の親とが約4割、妻の親とが3割ある。いったん別居した後同居した場合の同居理由は、「親の健康状態の変化」が最も多い。別居の場合の別居時期は、夫の就職時が4割で、進学時は少ない。妻は、結婚時に8割以上が親と別居している。

出生地と現住所との関連をみると、「現住所出身」が、夫15.4%、妻5.0%、「現住所以外の首都圏内出身」が、夫47.0%、妻53.5%、「首都圏外出身」が、夫35.8%、妻39.1%となっている。このように、首都圏内での移動が多く、圏外からの移動はそれほど多くない。

学歴は、旧制高校・短大卒以上が夫38.2%、妻17.3%で、同年齢層の全国平均データと比較して非常に高い²⁾。夫の職業をみると、「農林漁業」が4.6%、「自営・自由業」が26.2%である。全国の平均と比較すると、前者は低く、後者は高い。「事務系・作業系の勤め人」は50.4%、「公務員」は12.6%であり、両者を合わせると、全体の約3分の2がサラリーマンである。妻は約5割が専業主婦と思われる。

夫婦の年収は、約3分の2が「300万円以上1,000万円未満」に集中しており、平均は649万円である。貯蓄残高は、3分の2が「1,500万円未満」であり、平均は1,275万円である。

Ⅲ 親世代の残した遺産

本節では、対象者の親の世代（以下、「親世代」とよぶ）の側面から相続をとらえ、遺産の有無、その内容、親の死亡時期や職業との関連などを分析する。以下では、夫の親の遺産を中心として述べる³⁾。

（1）父親の遺産・母親の遺産・親世代の遺産

夫の父親の87.8%、母親の70.5%が既に死亡しており、夫の両親が死亡したケースは、66.4%と

なっている。一方、妻の父親の78.8%、母親の54.5%が死亡しており、両親死亡は48.4%である。したがって、夫の約3分の2、妻の約2分の1が、親からの相続機会を終えていることになる。

① 父親の遺産

「父親に遺産があった」との答えは、夫の父親が死亡したケース（712件）のうち73.9%、両親死亡ケース（539件）のうち71.6%を占めている。両親死亡のうち父親が先に亡くなったタイプ（以下、「父先両親死亡タイプ」とよぶ。344件）では69.8%、母親が先に亡くなったタイプ（「母先両親死亡タイプ」とよぶ。195件）では76.4%が何らかの遺産を残している。このように、父親死亡後に母親が残された場合には、遺産が子世代に残る割合がやや低下する傾向が認められる。

② 母親の遺産

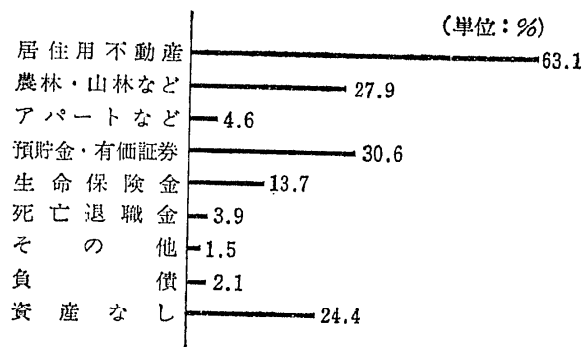
夫の両親が死亡している場合につき、「母親のみ遺産あり」は3.0%、「両親とも遺産あり」は27.5%であり、これらの合計である「母親の遺産あり」は30.5%である。これらの数値は、「父先両親死亡タイプ」では、順に、3.5%、35.5%、39.0%であり、「母先両親死亡タイプ」では、2.1%、13.3%、15.4%となっており、両者の間に大きな差がみられる。この数値から、母親の遺産は、父親死亡時に相続したものが大部分で、母親が父親からの遺産なしに自分自身で財産を保有しえた割合は15%程度であると推定できる。このように、親世代の遺産とは主として父親の遺産であり、母親の遺産の大部分は父親からの水平相続分である。

（2）遺産の内容

① 遺産の種類と組み合わせ

遺産といっても、その種類は多様であり、組み合わせ也多岐にわたる。図1は、夫の父親が残した資産（複数回答）を示す。居住用不動産が約3分の2と遺産の大宗を占めているが、農地・山林、預貯金・有価証券も、それぞれ約3分の1を占めている。生命保険金も無視できない割合を占めており、相続税対策としての生命保険の役割がうかがわれる。

また、遺産は1種類の財産のみである場合より



(注) 1) 死亡した夫の父親のうち、残した資産の回答を得た 712 件についての分類。

2) 複数回答のため和が 100% を超える。

図 1 夫の父親が残した資産

も、2種類以上の財産の組み合わせである場合が多い。主なものをあげると、居住用不動産のみ(156件)、居住用不動産+農地・山林(101件)、居住用不動産+金融資産(100件)、居住用不動産+農地・山林+金融資産(62件)などとなっている。

② 名義上の相続と実質的相続

上でみたように、遺産のなかで居住用不動産のもつ重要性は大きい。本調査では、居住用不動産の相続状況について、つぎの2つの側面から質問した。第1は、相続財産の種類に関する質問であり、第2は、住宅・土地の名義の変遷から住居という資産の移転を把握したものである。これらは、同一の事実についての質問であるから、本来なら結果は一致しなければならない。しかし、実際には、これらの間に若干の差が生じた。この差は、名義上の相続人(所有者)と実質的な相続人(使用者)との間に、かなりの差があることに起因す

る。

例えば、父親名義の住居に両親が住んでいて、父親死亡後、名義変更せずに母親が住み続けている場合、名義変更がないにもかかわらず、母親は父親から居住用不動産を相続したと認識されているようである。このように、名義上の所有権変更と実際生活での使用者の相続には差があるという事実は、住宅所有の変遷を追う際に留意されなければならない。本分析では、第1の質問を分析することにより、実態面での相続を重点的にとりあげる。

(3) 遺産の差をもたらす条件

つぎに、親世代の遺産の有無およびその内容と、①父親の死亡時期、②父親の職業との関連を分析する。

① 父親の死亡時期と父親の遺産

表1は、父親の死亡時期を10年ごとに区切って、遺産の有無と内容を示したものである。

父親の死亡時期が遺産に与える影響としては、「時代の影響」と「ライフステージの影響」の2つが考えられる。戦時中、戦後の復興期、高度経済成長期、その後の安定成長期と、人々の経済生活・家族関係は、急激な変貌をとげた。このような時代の変化は、当然遺産にも大きな影響を与えたと思われる。他方、父親の死亡時期によって、家族のライフステージも異なる。実際、1945年以前に父親が死亡した場合をみると死亡当時の世帯形態は未婚子との同居が6割以上あるが、時点の経過とともに徐々に既婚子との同居が増加している。

表 1 父親死亡時期別にみた父親の残した資産の構成

(単位: %)

死 亡 時 期	居住用不動産	農地・山林	アパート等	預貯金・有価証券	生命保険金	そ の 他	な し
～1945年 (121件)	53.7	24.8	3.3	19.0	7.4	5.8	37.2
1946～1955年 (95件)	58.9	30.5	3.2	18.9	10.5	4.3	30.6
1956～1965年 (124件)	66.9	29.8	4.8	29.8	12.1	11.3	24.2
1966～1975年 (172件)	68.6	29.1	5.2	33.7	16.9	4.7	21.5
1976年～ (192件)	64.6	27.1	5.7	41.7	16.1	3.1	23.5

(注) 1) 父親が死亡した夫のうち、父親の死亡時期の回答を得た 704 件についての分類。

2) 複数回答のため横の和が 100% を超える。

また、1976年以降の死亡では、老夫婦または単身の割合が2割近くになっている。

表1をみると、1976年までは、父親の死亡時期が最近になるほど、父親の「遺産なし」は減少する。これは、ライフステージが進展するに伴い、父親の資産形成が行われたためと考えられる。また、1976年以降では、「遺産なし」の割合がやや増加している。父親の年齢は、1976年では70歳前後と推定されるので、非常に高齢になると資産が取り崩される結果と考えられる。ただし、一方では金融資産の増加も著しく、「持てる者」と「持たざる者」との二極分化がみられる。

遺産内容をみると、死亡時期が早いほど「不動産」の割合が大きい。ライフステージの早期で死亡した父親でもかなりの遺産を残しているのは、労働所得から蓄積した資産ではない不動産を保有していたためであろうと推測される。

② 父親の職業と父親の遺産

父親の職業の分布は、会社員が26.6%、公務員が9.9%、自営・自由業が32.1%、農林漁業が27.1%となっている。夫の父親が死亡している場合について、職業別に遺産内容をみると、農林漁業の場合、「農地を含む不動産」が45.0%、「不動産＋金融資産」が30.8%と、かなりの割合で遺産を残しており、「居住用不動産のみ」の10.8%を加えると、8割以上が不動産を残している。「遺産なし」は1割にすぎない。公務員では「不動産＋金融資産」が40.0%と大きく「金融資産のみ」15.4%と合わせて、金融資産を多く残しているのが特徴である。会社員、自営・自由業は同様の傾向を示しており、「遺産なし」が3分の1、「居住用不動産のみ」が4分の1強、「不動産＋金融資産」が4分の1弱となっている。

農林漁業での不動産中心の結果は当然の結果ともいえるが、自営・自由業における「遺産なし」の多さと、公務員の「不動産＋金融資産」の多さは、予想外であった。公務員にみられる傾向は、勤めながら兼業として農業も行っていたような地方公務員の場合が多く、退職金や年金などで、金融資産もある程度保有可能であったためかと推測される。

IV 対象世代における相続の分配

本節と次節では、対象者の側面から相続をとらえる。まず、本節では、対象者の兄弟姉妹の間での分配状況についてみる。

両親死亡対象者のうち、相続経験があるものは、夫29%、妻15%であり、それ以外の対象者は相続の経験がない。このように、兄弟姉妹数が多かった対象者の世代では、親世代が残した遺産がつぎの世代に平等に分配されることは稀であり、親の遺産の分配にあずかれないケースがかなりあった。

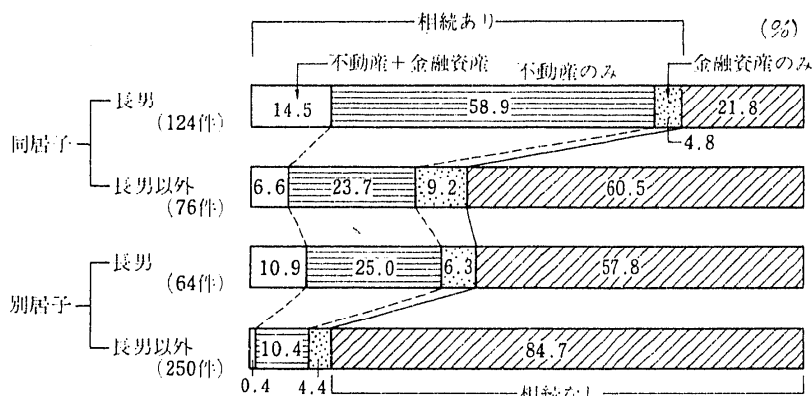
「相続経験なし」には、2つのタイプがある。第1は親に遺産がなかったために相続できなかったタイプであり、第2は、親に遺産があったのに相続しなかった（放棄した）タイプである。両親に遺産がなかった割合は、夫と妻で差がなく、3割弱である。親の遺産の相続放棄をした対象者は、夫5割、妻6割とかなり多い。親が遺産を残した者に限定してみれば、夫の6割、妻の8割が遺産の分配を受けていない。

このように、他の兄弟姉妹に相続させるため相続放棄をした者が多いことは、注目に値する。したがって、遺産は、特定の子に集中したことになる。では、遺産はどのような属性をもつ子に集中して移転したのであろうか。以下では、「長男」、「同居子」という2つの要素を中心として、遺産の分配を分析する。

(1) 長男、同居子の影響

長男が家督相続をする習慣のあったわが国では、長男か否かの差は大きい。実際、われわれの調査結果でも、相続経験は、長男は61.5%、長男以外は20.2%と、その差が歴然と表れた。長男をさらに分けると、1人息子長男（1人子を含む）は52.0%、男複数兄弟の長男（複数兄弟長男）は65.7%となっている。このように、複数兄弟長男の相続経験率がむしろ高いことは、興味深い。

他方、实际的に親の扶養を行い日常的な結びつきが強いものは、同居子である。同居・別居による差も、同居子63.3%、別居子20.5%と鮮明にみ



(注) 両親が死亡した夫のうち、同別居長男であるか否かが分かる 514 件。

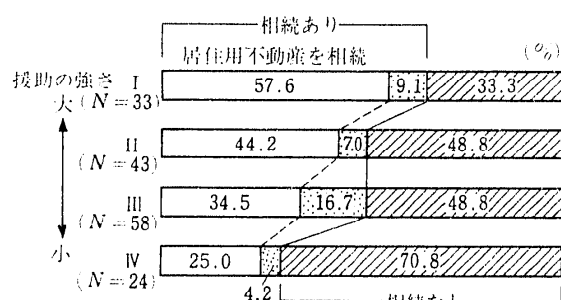
図 2 長男・同居子パターン別相続経験

られる。

図 2 は、長男と同居子の組み合わせによって示される長男・同居子パターンと相続の関係を示す。「長男の同居子」が相続経験が高いのは、当然の結果である。特徴的であったのは、「長男以外の同居子」の相続経験の低さである。同居をしているにもかかわらず、4 割しか相続経験がない。

長男・同居子の場合に相続経験が高いのは、このタイプの人々には、生まれ育った土地に住み続けている定住者が多いことによると考えられる。実際、出身地別に相続経験の有無を比較すると、「相続経験あり」は、首都圏外出身の場合が 2 割未満、圏内出身の場合が 3 割強であるのに対して、現住所に住み続けている者の場合は 8 割以上になる。すなわち、移動性が低い（定住型である）ほど相続する割合が高いのである。長男の同居子は、「長男」「同居」「定住」という 3 要素を兼ね備えている場合が多いため、上述の結果が得られたと考えられる。

老後の親に経済的援助をしてきたものの割合はさほど多くないのであるが、経済的援助をしていた者に限って援助の大きさと相続の関係とを検討してみると、結果は図 3 に示すとおりとなる⁴⁾。ここでいう「援助の大きさ」とは、援助の程度（生活費全部、一部、小遣い）と援助期間を加味した指標であり、期間が長く生活費全般にわたる強い援助を行っていれば援助大、期間が短く小遣い程度であれば援助小として、援助の大きさを 4 段階で表したものである。



(注) 1) 両親が死亡した夫のうち、親に経済的援助をしていたものの 158 件。
2) 「援助の大きさ」は下図のように定義した。

援助の程度	援助の期間	5	6	11	16	21	26	31
小遣い	~5							
生活費一部	~10							
生活費全部	~15							
	~20							
	~25							
	~30							
	~31							

図 3 親に対する経済的援助と相続経験

階で表したものである。援助が大きいほど、相続経験ありの割合が高く、とりわけ居住用不動産を相続する傾向がみられる。この結果から、遺産の流れと老親扶養との間には、ある程度の関連があることが分かる。

(2) 遺産の内容別にみた相続

親が残した遺産の種類によって、「長男」「同居子」等が遺産分配上どの程度の影響力をもつか異なる。親の遺産内容別に回帰分析を行った結果、以下のような傾向が明らかになった。

親の遺産が居住用不動産のみであれば、同居子

であるか否かにより居住用不動産の相続が大きく左右される。同居は居住用不動産を相続する必要条件である。親の遺産に農地・山林が含まれると、同居よりも長男（とくに複数兄弟の長男）や首都圏出身者であることが相続経験に大きく影響する。就業構造が大きく変化した時代においては、同居後継者のなかった家で不動産を別居の長男に相続させたケースなどがあったためではないかと推測される。さらに親の遺産が不動産＋金融資産であれば、「同居子」「長男」「首都圏出身者」等さまざまな属性の子が分配を受けており、遺産が分割された可能性が高いと考えられる。

V 資産の流れと相続の構造

「父先両親死亡タイプ」において、父の遺産が子に渡るルートとしては、父死亡時に子が相続する「父→子：直接継承」と、父死亡時には母が相続して母死亡時に母の遺産として子が相続する「父→母→子：間接継承」とがある。父→母→子と資産が移転する間に資産の一部が母の生活費になって減少する場合もあろうし、逆に母所有の遺産が加わって資産増となる場合も考えられる。本節では、このような資産の流れを追うことによって、相続の構造を明らかにする。

以下では、1種類の財産を「1単位」と考え、個々の財産が父、母、子の間でどのように移動したかを追跡する。

(1) 父先両親死亡タイプにおける流れ

父先両親死亡タイプ（345件）について、父が遺産を残したのは、473単位ある。父死亡時に、母が相続したのが234単位、対象者（夫）が相続したのが98単位ある。その後母死亡時に、母が遺産を残したのは211単位あり、対象者が相続したのは55単位ある。

これらの場合について、資産の移転状況を、対象者が(i)長男で同居子、(ii)長男で別居子、(iii)長男以外で同居子、(iv)長男以外で別居子の4タイプに分けてみたものが、図4である。ここに示した数値は、親世代から子世代へ移転したネ

夫の父先両親死亡タイプについて

記号の説明

父死亡時 母死亡時	父親が死亡時に残した遺産 (A)	Aのうち母が相続したもの (C)	Aのうち対象者が相続したもの (D)	Aのうち対象者の兄弟等が相続したもの (E)
		母が死亡時に残した遺産 (B)	Bのうち対象者が相続したもの (F)	Bのうち対象者の兄弟等が相続したもの (G)
	A	遺産のうち母の親の寄与分 (B-C)	対象者が親から相続したもの (D+F)	対象者の兄弟等が親から相続したもの (E+G)

(注) 子へのネットの移転 $A+B-C=D+F+E+G=100$ となるように基準化した。

対象者が長男の同居子である場合 91単位

父死亡時 母死亡時	A=104	C=42 B=38	D=59 F=21	E=3 G=17
	A=104	B-C=-4	D+F=80	E+G=20

対象者が長男で別居子である場合 44単位

父死亡時 母死亡時	A=120	C=84 B=64	D=30 F=18	E=7 G=45
	A=120	B-C=-20	D+F=48	E+G=52

対象者が長男以外の同居子である場合 52単位

父死亡時 母死亡時	A=112	C=79 B=67	D=23 F=29	E=10 G=38
	A=112	B-C=-12	D+F=52	E+G=48

対象者が長男以外で別居子である場合 258単位

父死亡時 母死亡時	A=101	C=44 B=43	D=6 F=4	E=51 G=39
	A=101	B-C=-1	D+F=10	E+G=90

図4 遺産の流れ：長男・同居子パターン別

ットの資産単位数（父の遺産のうち母が消費した分を除いた単位数）を100とした場合の指数である。

(i) 長男で同居子の場合（91単位）

父死亡時に、父の遺産104のうち、母が42、長男の同居子は59を相続した。母死亡時に、母の遺産38のうち、長男の同居子が21を相続した。この流れを総合してみると、親の遺産100（父の遺産104－母の消費4）のうち、長男の同居子が相続したものは80（＝59＋21）である。同一種類の相

夫の母先両親死亡タイプについて

記号の説明

母死亡時 移転	母親が死 亡時に残 した遺産 (A)	Aのうち父 が相続し たもの (C)	Aのうち対 象者が相 続したも の (D)	Aのうち対 象者の兄 弟等が相 続したも の (E)
父死亡時 移転		父が死亡時 に残した遺 産 (B)	Bのうち対 象者が相 続したも の (F)	Bのうち対 象者の兄 弟等が相 続したも の (G)
	A	遺産のうち 父親の寄与 分 (B - C)	対象者が親 から相続し たもの (D + F)	対象者の兄 弟等が親か ら相続した もの (E + G)

対象者が長男の同居子である場合 64単位

母死亡時 父死亡時	A = 16	C = 8 B = 92	D = 9 F = 75	G = 16
	A = 16	B - C = 84	D + F = 84	E + G = 16

対象者が長男で別居子である場合 33単位

父死亡時 母死亡時	A = 15	C = 15 B = 100	F = 33	G = 67
	A = 15	B - C = 85	D + F = 33	E + G = 67

対象者が長男以外の同居子である場合 36単位

父死亡時 母死亡時	A = 22	C = 11 B = 89	D = 8 F = 42	E = 3 G = 47
	A = 22	B - C = 78	D + F = 50	E + G = 50

対象者が長男以外で別居子である場合 131単位

父死亡時 母死亡時	A = 15	C = 11 B = 96	D = 1 F = 12	E = 2 G = 85
	A = 15	B - C = 85	D + F = 13	E + G = 87

図 5 遺産の流れ：長男・同居子パターン別

続財産は途中で分割されなかったと仮定して、その他の子への配分を算出すると、20になる。以下図4、図5のE、Fに示すのは、この仮定に基づいて算出した値である。

(ii) 長男で別居子の場合 (44単位)

父から母へ移転が84と多く、また母が消費した資産が20と高いことが特徴である。親世代の遺産の約半分 (48) を、長男で別居している子が相続している。

長男で別居子のなかには、長男が別居したために親世代が他の兄弟姉妹と同居したケースと、親は誰とも同居しなかったケースが混在している。この2つのケースでは遺産の流れに差があるのではないかと推察される。

(iii) 長男以外で同居子の場合 (52単位)

父遺産 112のうち、母相続が79と高い。長男以外の同居子への移転は、長男の同居子より格段に低く52であり、父からの移転量 (23) より母からの移転量 (29) が多い。

(iv) 長男以外で別居子の場合 (258単位)

長男以外の別居子が受けた相続は、親の遺産の約1割である。

(2) 母先両親死亡タイプにおける流れ

「母先両親死亡タイプ」(190単位)の場合、母が残した資産は40単位ある。母死亡時に、父が27単位、対象者 (夫) が85単位相続した。父死亡時に残された遺産は249単位であり、そのうち対象者が85単位相続した。

これらについて、(1)と同様に、長男・同居子4パターン別に資産の流れをみたものが図5である。この場合にも、親世代の遺産を合計した件数が100となる指数を用いている。

すべてのパターンにおいて、母からの相続に加えて、父が所有していた財産が父死亡時に追加されている。親世代から子世代に移転したネットの資産件数のうち、母の遺産分は15~20%、追加された父の遺産分が80~85%ある。

親世代から移転した資産が対象世代でいかに分配されたかをみると、長男の同居子は84、長男で別居子は33、長男以外の同居子は50、長男以外で別居子は13という割合になっている。「父先両親死亡タイプ」と比較してみると、長男で別居子の相続分が低いこと以外は、ほぼ類似した分配状況である。

以上の分析から、親世代から対象世代への移転には大きく2つのタイプがあることが分かる。第1は、長男同居子集中型である。長男が同居をしている家族では、遺産は「父親→長男」と移動し、母親に移転する割合は高くない。長男の同居

子は親世代の遺産の8割を集中的に相続している。第2のタイプは、母親経由分散型である。長男が同居しない家族では、母親経由の移転が多い。この場合、同居子がいても、長男以外の同居子は親世代の遺産の半分しか相続せず、父からよりも母からの移転量のほうが多い。なお、長男同居子集中型では、父から相続した資産を母親が消費する割合は低く、母親経由タイプでは母の消費量が多くなる。

VI 結 論

以上を要約すると、つぎのようになる。

まず、親世代の遺産については、つぎの諸点が分かった。

- ① 親世代の8割程度が、遺産を残した。これは主として父親の遺産であり、母親が父親からの相続なしに遺産を形成しえたのは約15%にすぎない。
- ② 遺産内容としては、居住用不動産が主要なものであるが、農地・山林も重要である。これは父親が働いていた時代の就業構造を反映している。
- ③ 名義上の相続と実質上の相続の間には、かなりの差がある。
- ④ 父親の死亡時期が遅いほど（ライフステージが後になるほど）、遺産を残す割合は増加する。ただし、1976年以降（父親の推定年齢は70歳以上）になると、この傾向は逆転する。
- ⑤ 父親の職業が農業の場合、遺産を残す割合が高い。公務員の場合も比率が高く、「不動産＋金融資産」の遺産を残す。他方、自営・自由業・会社員では「遺産なし」が3割を超え、遺産内容も「居住用不動産のみ」の割合が大きい。

つぎに、対象者世代間の遺産の分配については、次の点が明らかになった。

- ① 親が遺産を残したにもかかわらず、相続放棄をした者が多い。親が遺産を残したケースのうち、夫の6割、妻の8割が、父母どちらからも相続していない。

② 長男、同居、首都圏内出身（定住タイプ）の場合に相続を受ける比率が高い。

③ 長男のなかでは、1人子長男よりも複数兄弟長男のほうが相続経験率が高い。

④ 長男以外（次男以下）で親と同居した場合の相続経験率は、長男同居子に比較して顕著に低い。長男以外の同居子は4割しか相続経験がない。

⑤ 親への経済的援助の大きさは相続に影響する。

⑥ 親の遺産内容によって配分基準が異なる。最後に、資産の流れに関しては、次の諸点が分かった。

- ① 父先死亡タイプにおいて配偶者を亡くした母が遺産を消費する分は、長男が別居しているケースで多い。
- ② 母先死亡タイプで親から移転する遺産は、母からの分15～20%、父からの追加分80～85%により形成されている。
- ③ 長男が同居する場合は、母を経由せず直接父から長男へ相続が行われ、親から移転した資産のうち約8割は長男に集中して相続される。
- ④ 長男以外が同居する場合は、母へ移転する割合が高い。長男以外の同居子に対する分配は、長男同居子に比して格段に低く、親からの遺産の約半分を相続する。この数値は、長男で別居子に対する分配割合とはほぼ等しい。
- ⑤ 長男以外の別居子への相続は親世代の遺産の約1割である。

なお、本調査のデータを用いて、相続が持ち家保有や資産保有に与える影響の分析も行ったが、紙面の都合で、本稿では省略した。また、妻側の相続の実態、対象者から次世代への遺産に関する意識に関しても、本稿では述べなかった。これらについての報告は、別の機会に行うこととしたい。

初めに述べたように、本調査は、対象を首都圏に限定した。学歴が高いこと、都市地域が多いこと、などの点で、必ずしも日本の標準とはいえない面もあるのではないと思われる。日本全国に

についての調査は、将来の課題として残されている。

注

(*) この報告は、財団法人生命保険文化センターの委託により、経済政策研究所が1988年度に行った研究に基づいている。研究メンバーは、本稿の執筆者の他、高橋喜幸（経済政策研究所）、御堂岡潔（東京女子大学助教授）の両氏である。この研究をさまざまな点で支援していただいた生命保険文化センターの方々に御礼申し上げたい。

1) Kotlikoff, L. and L. Summers, "The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, August 1981, p. 89, pp. 706-32.

2) 対象者の学歴が高いのは、つぎの2つの理由によると考えられる。第1に、圏外の出身者は、比較的

高学歴の者が首都圏に移動してきている。第2に、首都圏内出身者は、他地域の場合に比べて、地域的・経済的に高等教育を受けるのが容易であったと考えられる。

3) 妻の約4割が長女であるが、相続関係をみるうえで興味のある「男兄弟なしの長女」は全体の5%にすぎない。また、遺産を相続した妻は、全般的に比率が低い。これらの理由により、妻の相続については主要な分析から除外した。

4) 老親へ何らかの経済援助をしているのは、夫の親へ36.3%, 妻の親へ14.8%ある。とくに、夫の親の生活費全般の援助をしているケースが1割強ある点は、注目に値する。

(のぐち・ゆきお 一橋大学教授)

(うえむら・きょうこ 東京家政学院大学講師)

(きとう・ゆみこ 元・湘北短期大学講師)

家事労働の行方

——「義務」と「自発性」の間——

山田 昌弘

I 家事の社会学的理論

1. はじめに

「家事の大変さは、家族によって違う」

この論文のきっかけは、この当たり前と思える事実気づいたことから始まった。同じ3食昼寝付きの専業主婦といっても、新婚家庭で部屋をきれいに飾るとかおいしい手料理を作ること忙しい主婦と、子供を何人も抱えながら寝たきりの姑を世話する主婦の家事の大変さは雲泥の差がある。

例えば、職業、収入や威信が同じレベルの夫をもった専業主婦であっても、その家族が一方が夫婦2人のみの世帯で家事労働がほとんどない場合と、子供と寝たきり老人を抱えて膨大な家事労働をこなす場合では、家族の生活条件に大きな差が出る。もし、外での仕事で、同じ賃金にかかわらず、仕事量が異なっていれば、そこには、「おかしい」とか「不公平」というような感情・意識が発生し、何らかの行動を起こすか、何らかの措置がとられるよう期待するだろう。つまり、公的な問題となる。しかし、家族の不平等の場合は、「不運」とか「しかたない」、もしくは「愛情がある・ない」といった理由で、個人的な問題として私的に処理されてしまう。

家事労働の量が各家族によって異なるという事実がどのような社会構造によって決まり、どのような論理によって支えられているのだろうか？ この論文では、次の2つの点を明らかにすることによって、家事労働の実態を知る手がかりをつかみたいと思う。

①「家事労働」は、いかに配分されているのか？ マクロ的に社会は、どのような家事労働を、誰に、どれだけすることを要請しているのか？ 社会の家事労働（再生産労働と呼ぶこともできよう）の遂行されるメカニズム、配分構造の分析。

②「家事労働」は、人々にどう意識されるのか。現実に家事労働を行う人が、どのように感じるのか、感じることを要請されているのかの分析。

家事労働の分析、特に家事がどのように配分されているかの分析に関しては、社会科学の分野で十分になされてきたとはいえない。それは、単に家事が無視されてきたというよりも、近代社会における家事そのものの性格のなかに、分析を受けつけないものがあると考えられる。それは、家事を労働の一種と考えることに対する抵抗感（上野〔1982〕参照）、家事を「私的」で情緒的なものとする感覚、そして家事を他人と比較することに対する違和感など、が日常感覚のなかに埋め込まれているからだ。家事の分析を阻んでいる近代社会のイデオロギーを明らかにすることがこの論文の課題のひとつである。

家事分析を始める前に、家族社会学の役割論とマルクス主義フェミニズムという先行する家事分析の方法を検討し、何が家事分析を阻んでいたかをみていこう。

2. 家族社会学の役割論

最初に、伝統的家族社会学、特に、構造機能主義のなかで培われた役割論のなかで把握された

「家事」分析を検討してみよう。

家族社会学の第1の関心は、「夫—職業、妻—家事」という家族内の性別役割分業にあった。パーソンズが、手段的役割—表出的役割の概念を使用して、性別役割分業を肯定的に説明して以来〔Parsons 1956=1970〕、夫婦間の仕事と家事の役割配分の実態とその合理性の説明に関心が集中した。1960年代以降、女性の就労率が高まるにつれ、パーソンズの役割配分論に批判が集中し、夫婦ともに職業、家事を分担する「対称的家族」が志向されたり〔Young & Willmott 1973〕、役割配分のメカニズムを性別と切り離しライフスタイルの問題に置き換えたりする議論〔渡辺 1975〕が出てきた。しかし、どのように修正されようとも、2つの問題点から構造機能主義的役割理論は逃れられない。

- ① 家事が家族でしなければならない役割であること自体を問題にできなかったこと。

役割理論は、家族に一定の役割期待が存在することを前提として議論を進め、その役割期待が家族のなかでどのように配分されるかを分析、もしくは問題視する。近代社会のなかで、家族に一定の「家事」という役割が配分されていること自体に対し十分に検討が加えられていない。

- ② 家事役割の主観的意味を問題にできなかったこと。

役割理論では、家事をすることと、仕事をするを、家族の維持に必要な「役割期待」として同列に扱っている。役割期待に沿った役割が誰かによって遂行されればよいわけで、役割取得や役割遂行にあたって本人がどのように感じるか、外での職業役割とどのように違うかということ进行分析できない。家事労働や仕事が主観的にどう位置づけられているかという問題に対して答えることができない。

3. フェミニズム理論における家事

フェミニズム理論、特に最近のマルクス主義フェミニズムの流れをくむ論者は、家族社会学が捉えきれなかった問題を主題化することに成功した。

まず、Smith, Paul は「再生産」を手がかりに、

家事労働が市場の外にあるが、資本主義の再生産に不可欠な労働であると位置づけた〔Kuhn & Wolf, 1978=1984, p. 179〕。つまり、家事が家族（特に女性）に課されていくメカニズムを主題化した。ただ、再生産過程が家族に押しつけられていることを強調するあまり、人々が、家事に主観的に意味付与している側面（楽しいとか、愛情など）を軽視しがちなのは否めない。

次に、最近のフェミニズムの論者たちは、家事労働の性格それ自体が、家事と女性を結びつけているメカニズムを主題化した。女性が家事の担当とされるのは、単に（仕事と同じように）ある役割セットを取得するということではない。家事労働に与えられている性格「私的性格」〔Oakley 1974=1980, p. 4〕と女性に与えられている性格「私的存在」〔江原 1988〕という近代社会が与えた2つの規定が、女性が家事労働を行うことを必然たらしめるのだ。フェミニズムは、当然のことながら女性が私的存在であることの分析に中心を置きがちで、家事労働自体の私的性格に関しては、十分な分析が加えられてこなかった。

II 家事労働の性格

1. 近代社会の家事労働の基本的性格

まず、近代社会で家事労働がどのような性格をもっているかをみていこう。

近代社会の家事労働は、次の3つの社会的規範によって支えられている。

- ① 家族は、一定の生活水準の確保に関して、責任をもちあっている。それは、規範的に「義務」として要請されている。
- ② 一定の生活水準を確保するための活動のうち、家事労働ですべきこと／しなくてもよいことが規範的に決まっている。
- ③ 家事労働など家族のなかで生じることは、私的な性格をもっており、「自発的」に行われることが要請されている。

これらの社会的要請が組み合わさって、社会の維持に必要な「家事労働」の供給が保証されるが、同時に、互いに矛盾して、さまざまな家族問題を

引き起こす原因となっている。まず、この3つの規範を検討していく。

(1) 家事労働が行われる範囲

社会科学では、家族は、生活の単位とか労働力の再生産の場などと性格づけられてきた。近代家族の特徴的な規範を社会学的に述べれば、「家族とみなす人々の一定の生活水準の確保について責任を負う」と表現できよう。もちろん、この規範は、「家族とみなさない人の生活に関しては責任を解除する」という、市場社会の規範の裏返しである。近代社会では、困っている家族を助けないわけにはいかないが、困っている他人を無視しても構わない。この規範は、家族以外の人に対して、家事労働としてサービスを供給する責任を解除する機能をもっている。

自分を含めた家族の生活の確保のために、次の2つの手段がある。

① 商品（物材、サービス）の市場での購入、調達

② 家事労働による物材、サービスの直接供給
家事労働は、不特定多数の人に対して行われるわけではない。家事労働は、「家族とみなしあう人々」の間で行われ、家族とみなさない人に対しては行われない。家族は、一定の生活水準を確保する共同責任をもちあった単位として現れる。家事労働は、生活水準を確保するひとつの手段である。

ただ、この家族という単位は、一定の相互作用が恒常的に行われているような「集団」ではない。ある個人にとって、主観的に家族と思う範囲が家族として現象する。家族とみなす範囲は、潜在的に存在しており、生活水準の共同責任の意識をもっている。ほとんど接触のなかった別居している親と子が、何かの危機をきっかけにして援助活動が行われるのは、主観的に家族とみなしているからである。また、ペット動物であっても家族とみなしていれば、ペットの生活の確保に責任感が生じる（現実には家事労働が供給されていれば、家族とみなしているといえるが、逆はいえない。だから、家事労働が行われる範囲と家族を同一視してはならない。家族はあくまで主観的なものだ）。

(2) 家事の内容

家事といって普通思い浮かべるのは、炊事・洗濯や子供の世話などの活動だろう。

理論的にいってしまえば、家事労働固有の内容があるという意識は幻想であり、イデオロギーである。どうしても譲り渡すことのできない家族の機能というものは存在しない。家族でなされているあらゆることは、家族の外でもなされ得る。

「生殖」という家族固有の活動としか思えない活動も、体外受精や代理母の例にみられるように市場労働として、商品化され代価を伴った労働として行われることも可能であり、現実には存在している。性交渉も商品化されていることは公然の事実だ。そう極端な例でなくても、子供をあやすことなど、家事としても市場労働（保育園、ベビーシッター）としても行うことができる。家事の典型である掃除、洗濯、炊事ももちろん、家事としても、掃除代行業、クリーニング業、コックなど市場労働として行うこともできる（家族の立場からいえば、洋服を買うように、商品化されたサービスを買うことができる）。

家事労働は、内容で定義できない。近代社会において、家族のなかで行われる有用労働すべてが家事労働である。あるニーズを充足する場合、家族で直接行われれば家事労働であり、市場から貨幣で購入して行われれば家事労働ではない。ある家族で行われる家事労働の内容と、別の家族で行われている家事労働の内容は異なる。ある家族は、代理母契約によって、子供の出産を市場で調達する代わりに、子育てを家事労働として行うかもしれない。ある家族は、出産は家事労働として行っても、ベビーシッターを雇って子育て労働力を購入するかもしれない。

確実に存在しているのは、①家族ですべきだと思われている活動と、②家族でしなくてもよい活動を分けている「社会的規範」のほうだ。近代社会に普遍的なのは、家事固有の活動があるということではなく、家事すべきか、家事ですべきでないかという「対立項」のほうだ。家族ですべきだという活動の内容は、時代により、階層により、文化により、地域により異なる。生殖

活動や子育て、老人介護などは、家事労働ですべきだとされるケースが多く、物の生産は、家事労働として行わなくてもよいというケースが多い。しかし、一時代前の上流階層では、子育ては乳母を雇用して行われるのが「規範」だったのであり、家事労働の内容を一定の性質を帯びたものと固定化するのには危険が伴う（それでも、子供を育てるという責任は、その子を家族とみなす人にかかっていることはどちらの場合も同じだ。責任をもつということと、実際に誰が行うかは別の問題だということに注意しなくてはならない）。

また、家事労働の内容を規定する「規範」は、現実には家族で行われている活動と一致しているわけではない。例えば、子供は家族で育てるべきだという規範があっても、現実には保育園に入れる人が多いかもしれない。規範レベルの家事の「内容」と、①家族で行われることが多い活動、②家族で行われることが少ない活動という「実態」レベルのずれが問題として現れる。この点は、家族問題を考える際に重要となる。

（3）家事労働の私的性格

2つの側面から家事労働の私的性格をみていこう。

1) 市場労働と比較した家事労働の特徴

近代社会の市場労働との対比によって、家事労働の性格が明らかになる。市場での賃労働では、①代価が何らかの形で支払われる。②労働の質、量が計算される。③競争がある。マルクスが指摘したように、労働は「商品」として扱われる。

家事労働は、まず①代価が支払われない。これは、マルクス主義フェミニズムの「家事労働に賃金を」の主張、イリイチの「シャドウワーク」論、ボウルディングの「贈与」経済論などで展開されている。外からみた場合、夫の稼ぐ賃金と妻の家事労働の関係など交換のようにみえる現象もある。しかし、その場合でも当人同士は、交換と意識しているわけではなく、互いに家族としての責任をもちあっているだけだ。

次に、②家事労働は計算されない。代価が貰えないのだから、長時間しても短時間で済ませて、料理に凝ろうが手を抜こうが、その労働が計算さ

れて客観的に評価されるわけではない。主観的に、うまい、まずいという評価はあるが、それは「私的」関係によって決まるもので、市場社会の金銭に換算された評価ではない。

最後に、③家事労働は競争にさらされない。Smith, Paul がいうように、家事労働は交換されないのだから、市場による調整を受けない〔Kuhn & Wolf 1978=1984, p. 185〕。それゆえ、クビになることもなければ、勝手にやめることもできない。

2) 動機づけの問題

市場労働は、明らかに「功利的」動機づけによって行われる。得ならする、損ならやめようとする。しかし、家事労働は、損得に関係なく、「その生産物である労働力がまったく売れないときにもなされる」〔Smith 1978=1984, p. 185〕。なぜなされるのか、動機理解の立場から論じてみよう。

まず、自分自身に対して行う家事労働は、「生きていくために必要」（資本主義側からみれば自分自身の労働力の再生産になっている）という動機で行われるとあってよい。それゆえ、明示的な動機づけは必要ない。しかし、家事労働の中核は、他の家族員に対して行われる有用労働だ。自分では身の回りのことができない子供や老人、病人、障害者に対する世話、そして、長時間市場労働を行うために、自分の身の回りのことをする余裕のない人の世話など、「他の家族が生きていくのに必要」（資本主義システムからみれば次世代の再生産になっている）な労働が家事労働として行われる。もちろん、生きていくというのには、単に生存を営むだけではなく、普通の生活をするという意味であり、時代、階層、文化などにより、その中身は異なる。

「他の家族が普通に生きていくのに必要な労働」の動機は、積極的には「愛しているから」「好きだから」ということに帰着するだろう。母性愛や夫婦愛を典型とした情緒的動機づけが働いていると考えられる。しかし、愛情がさめた夫婦間、喧嘩をしている親子、嫌いあっている姑と嫁の間でも家事がなされることをどう解釈したらよいだろう。その場合でも、家族とみなしている限り、「か

わいそうだから」とか「他にやる人がいないから」とか「仕方がないから」といった理由で納得する。どちらの場合でも、積極的にしる消極的にしる、情緒的動機づけが働いていると考えられる。

そして、家事が情緒的動機づけでなされるという人々の間の了解が、家事労働を「私的なもの」、「あって当然」、「いくらでも出てくる」、「自発的なもの」と意識させる根拠となっている。

2. 家事の二重性格

以上の考察から、家事労働は二重の規定を受けていることが分かる。

① 家事規範（家事として行うべきとされる活動）の要請に従って行うべき「義務」

つまり、社会によって家族とみなす人の範囲と家事として行うべき内容が規定されていて、家族は義務として遂行する責任を負わされている。

② 情緒的・私的性格をもって、「自発的」に遂行することが要請されている（これも、社会的に要請された規範であることに注意）

つまり、家事労働の内容、量は、必要なものとして社会的規範により要請されるが、家事労働自体は、内発的、自発的に遂行されることを要請される。

ここに、近代家族の家事労働に対立した評価がつきまとう原因がある。

オークレイは、イギリスの主婦に対する家事調査で、家事には、2つの相反したステレオタイプ化されたイメージがあることを確かめている。一方には、「くだらない、つまらない、自己否定的な」イメージがあり、他方には、「創造的で余暇的」なイメージがある（Oakley 1974=1980, p. 46）。

また、上野がまとめた「主婦論争」をみても、その中心には、家事に対する2つの見方が常にあることに気づく。一方で家事が「押しつけられている」、「無給の仕事」といった意見がある一方、家事は自由な楽しい仕事とみる意見もある。

社会的規範に従って要請されているという側面を強調すれば、つまらない仕事となり、自発的に情緒的に行われる（それも社会によって要請され

ているが）側面を強調すれば、楽しい、人間的な仕事となる。

ここでは、どちらの要請（イメージ）が家事の本質かを議論するところではない。この家事に与えられた2つの要請が、家族の家事労働の配分、家事の「大変さ」にどのようにかかわっているか、そして、その大変さが主観的にどのように意味づけられるかを検討しよう。

III 家事の不平等配分

1. 家事の需要・供給のバランス

家族では、お互いに生活に責任をもちあっており、同時に「家事で供給すべき」ニーズの内容が社会的に決まっている。それ以外の財・サービスは市場で購入しても、家事で行ってもよい。この家事ですべき内容の規範が存在していることが、問題を複雑にしている。

<家事と需要と供給>

家事労働で満たさなくてはならないニーズは、家事労働で供給すべき内容の規範が一定だとすると、家族とみなしあう人々（とりあえず、家族員と呼んでおく）の人数と状態によって決まる。

掃除や洗濯、食事の用意などは、家族員の「人数」の関数ということができよう。まとめることが可能で、家事の需要は、人数に比例して増大する。

子供や病弱な老人、その他病人や障害者など、自分で自分の面倒をみるのが身体的に不可能な家族員が存在すると、その人たちを注意して見守るという行動自体が家事労働の一部を構成する。このような弱者の世話は、家事の需要を飛躍的に増大させる。それは、具体的な家事労働の量が多くなるだけでなく、長時間目を離すことが、弱者の身体的生存を脅かしたり、苦痛や不快を与える可能性があるために、「いつも」誰かが見守る（気遣う）必要がある（正確には、規範が存在する）。弱者が1人いるだけで、社会規範は、弱者を常時見守る労働（家事労働に指定されているケースが多い）を要請する。

一方、家事の供給は、家事に振り向ける時間が

どれだけあるかによる。身体的に健康で家事専門の人が何人いるか、家事専門でなくても仕事や学業や休息にとられない時間がどれだけあるかによって決まってくる。

<家事の大変さ>

家事ニーズの需要と家事労働の供給力の組み合わせで、家事の需要・供給のバランス（大変さ）の類型を考えることができる。

	家事労働の需要	家事労働の供給
㉑	小	小
㉒	小	大
㉓	大	小
㉔	大	大

㉑の場合は、例えば、夫婦2人の家族で家事の需要は少ないが、フルタイムの共働きで家事に充てる時間も少ないものが典型だろう。

㉒の場合は、夫婦2人の家族で家事の需要が少なく、かつ、専業主婦で家事に充てる時間が多いケース、子供が大きくなり家事を手伝うようになった家族のケース、などが考えられる。

㉓の場合は、手のかかる子供や寝たきりの老人がいながら、夫婦共仕事に出ているようなケース、母子家庭などが考えられる。

㉔の場合は、手のかかる子供など弱者がいても、専業主婦がいる。同居の親が家事を手伝ってくれるといったケースがある。

㉑の場合は、家事労働の供給過剰、㉒、㉔の場合は、需要と供給が釣りあっているケース、㉓の場合は、需要の過剰といえる。家事の大変さは、この逆の順番で増える。

次に問題にしなければならないのは、①家事労働の需要と供給量は、どのようにして決まるかという家事のシステムの側面と、②需要と供給のバランス（大変さ）は、主観的にどのように経験されるかという家事の主観的側面である。順番に検討していこう。

2. 家事の不平等分配

1項で示した家事の需要と供給がどのように決まるかを考察する。その前に、家事ニーズを考え

る際の留意すべき点を挙げておこう。

現実には、家族の境界は曖昧で、家族とみなせるような、みなせないような中間領域（例えば、近居する親夫婦と子夫婦）が存在し、かつ、個人によって家族とみなす範囲が異なる場合がある。例えば、妻は、別居している自分の母親を家族とみなし、その生活水準に関心をもつが、夫は家族とみなさない場合もある。それゆえ、常に客観的な家事労働の単位が抽出できるかどうかは保証できない。ここでは、夫婦を中心に置いて、近代家族に典型的に現れるケースを例にとって論じよう。

<家事ニーズの不平等配分>

まず、家事労働により充足されるべきニーズは、①夫婦のライフコースの各時点で異なる。新婚当初のニーズは少なく、子供が生まれた時点で量が増え、子供の自立とともに減少する。同一家族でも、時間とともに変化する。次に、②上の世代（親など）との関係に影響される。具体的には、同居・別居（死別）、および親の状態によって異なってくる。同居の場合、両親が健康であれば、家事ニーズは、単純に数だけ増加するだけだが、身の回りの世話が自分でできない状態に陥ると、家事ニーズは極度に増大する。次に、③下の世代との関係。子供の数によって家事ニーズは異なる。子供は、ある時期までは、身の回りの世話が自分でできない、つまり家事ニーズを自分で満たせない存在とみなされることが前提となる。最後に、④病気や障害など不慮の事態によって影響される。

夫婦にとって、①は時間の経過とともに多くの家族が経験する家事ニーズの変動である。しかし、②③④は、同別居の「規範」の強さの有無や（規範的要素）、きょうだいの数や、きょうだい上の地位、病気・寝たきり、ぼけになるかならないかという「偶然」（偶然的要素）、および、子供を欲しいかとか、親と住みたいかという情緒的要素に左右される場合が強く、自分たちの選択や努力により決まる要素が少ない（せいぜい、子供の数の計画くらい）。時間を止めることはできないし、規範を破るとサンクションが加わるし、きょうだい上の地位を変えることはできない。生まれた子供をなかったことにすることもできない。家事ニ

ーズは、家族にとって所与のものとして現れる。一度与えられたら、そのニーズを勝手に変更したりすることはできない。

＜家事労働力の供給と需給バランス＞

夫婦ユニットを前提にすると、家事労働力の供給は、夫婦の就労状況に大きく影響される。夫の仕事の忙しさや、妻の就労形態により家事労働にさける時間が異なってくる。近代社会では、市場労働の責任者とみなされる男性よりも、家事労働の責任者とみなされることが多い女性の労働のほうに、ある程度調節がきく。夫の家事労働力は、仕事の状況の従属変数的なところがあり、妻の家事労働力はある程度、「可変的」となる。しかし、妻の家事労働力が可変的だとしても、家事ニーズが増大したからといって、家事労働を増大させることができるとは限らない。通常、家事ニーズ、特に弱者のケアのニーズが増大すると、同時に市場ニーズも増大するからだ。例えば、子供の数が増えると、面倒をみる時間が増える一方、子供にかかるさまざまな費用も増大し、市場労働の必要も増す。

また、就労状況は、夫婦のライフコースによって左右されるし、病気といった偶然的要素にも左右される。子供の面倒をみてくれる祖母など、夫婦以外の家事労働力は、偶然的、規範的要素に左右される。

このように、家族では、家事ニーズとは無関係に家事労働力が決まってくる。家事ニーズが多い家族に家事労働力が多いとは限らない。それゆえ、家事ニーズと同じく家事労働力も不均等に家族に配分されているといえることができる。

3. 家事の不平等配分の問題

家族には、家事ニーズが不平等に配分され、同時に、家事労働力も不均等に配分されている。これがどのように主観的に家族（特に主たる家事労働担当者である女性）に経験されるだろうか。家事ニーズと家事労働力のアンバランスが、直接、家族問題となるわけではない。個人の主観的意味付与を経由して、初めて家族問題となる。そして、家族の行動に対する「私的」意味付与という近代

社会の規範が、家族問題化を抑制している様子をみてみよう。

まず、家事ニーズが家事労働力の限界を超えているとき、家族問題が発生する。通常、母子、父子世帯や老人のみ世帯などに多く発生する。この場合、市場からしろ、公共福祉からしろ、家族の外部の手を借りて、ニーズの充足を行い、「家族で行うべき活動」という規範から逸脱せざるを得ない。例えば、老人ホームやベビーホテルの利用や、全食事を外食するなどが考えられる。その際、たとえニーズが充足されたとしても、ニーズの受け手には強い「剝奪感」、ニーズを充足できなかった家事労働の担い手（女性の場合が多い）には強い「罪責感」が生じる。それは、家事ニーズは家族によってでしか十分には充足できないという感覚、つまり、「代替不可能性」の規範から逸脱するからだ。「家族にしてもらえなくて寂しい」とか、「家族としてやってやれなくてかわいそうだ」という経験が生じる。それゆえ、このような家族問題は「例外的」な不幸な事態とみなすことを要請される。つまり、たまたまふりかかった私的な災難（死別、離婚、老人のみ、病気など）が原因と意味付与することによって、規範からの逸脱を正当化することができる。

次に、家事ニーズが家事労働によって充足されている場合でも、家族によってその大変さにはアンバランスが生じている。ある家族は家事労働力が余り、ある家族は家事ニーズを充足させるために相当量の家事労働をこなす。人々は、客観的な家事労働の不均衡をどのように経験するだろうか？

Ⅱ節2項で述べた通り、家事労働は、義務であると同時に、「自発的」になされるものとされている。家事労働—愛情表現と意味付与できる限り、言い換えれば、愛情という動機づけにより家事労働が行われ、愛情が経験できる限り、不均衡は表面化しない。家事ニーズの達成が、どんなに量的に少ないものであっても、多いものであっても、その水準達成は、「愛情」をもたらず。例えば、金持ちの夫の専業主婦として楽に子供を育てても、苦勞してこの子のためにと働きながら子供を育て

ても、「この子を育てるのは私しかできない」という感覚が家事労働の遂行を支える。

家事労働に対する苦勞や不満は、「愛情がない」「人間的ではない」という意味が付与されがちである。つまり、家事労働のアンバランスは、個人の「自発性」の問題として私的に処理されてしまう。

IV 現代社会と家事の行方

この節では、近代の家事労働の変遷を概観し、最後に家事労働の行方を占う。

1. 近代社会の家事労働システム

いわゆるわれわれが通常の家族形態と考える「近代家族」は、19世紀の欧米ブルジョワジーに起源をもっている。そこで、2つの重要な規範が形成され、近代の家事労働のシステムが確立した。ひとつは、家事労働すべきものと家事労働でなくてもよいものを分離する規範で、もうひとつは、家事労働の担当者として女性を想定した規範である。

まず、家事ニーズが日常的な身の回りの活動と子供など弱者の世話に規定されたことは、重要な意味をもつ。18世紀までのブルジョワ・貴族など上流階層は、経済的余裕があれば、家事使用人や乳母を雇い、日常的家事や弱者の世話をいわば「市場労働のサービス」を買うことによって行っていた。18世紀末から、自分の子供は母親が育てるべきという思想的運動が起こり、乳母や家事使用人を排除し、子育てを中心とする家族が形成された。その理由は、子供は愛情をもって育てられなくてはならないというイデオロギーに基づいている。つまり、愛情をもって子供を育てることが「義務」として強制されたのである。しかし、同時に「母性愛」の規範が形成され、子供を愛情をもって育てることは、女性にとって「本能的」「自発的」なものとされた。女性は、「慰めの天使」として自発的に子供を育てることを要請された。

子供の世話を中心として、炊事・洗濯など日常

的家事・夫の世話などが家事労働として自発的に行わなくてはならないものとして分離していく。そこで「妻であり、母である女性が、自発的に、愛情をもって夫や子供の世話をする」専業主婦が成立し、近代家族のモデルとして徐々に全階層に普及していく。日本でも、大正時代の都市サラリーマン家族に近代家族の萌芽がみられ、第二次大戦後、全階層に愛情をもって家事をする専業主婦が普及していく。その普及の前提として、専業主婦でいられる程度の賃金（生活給）を男性労働者が得るようになるという賃金水準の上昇があったことはいうまでもない〔Smelser 1968=1974, pp. 110-120〕。

まとめておこう。近代家族では、

- ① 子供を育てることを中心として、掃除、炊事、洗濯など日常的サービス活動が「家事労働」としてしなくてはならない義務的活動として規範化された。
- ② 規範化された家事労働は、自発的に愛情表現活動として行われることが規範化された。
- ③ この義務と自発性を矛盾させないために、情緒的で私的な存在である女性が想定された。

2. 現代化と家事労働の変化

「弱者の世話や日常的な身の回りの世話を行う専業主婦」という近代の家事労働のシステムも、先進資本主義諸国では、1960年代を境にして崩れ始めてきた。上野千鶴子は、女子労働が資本制に回収されていくという視点から「家事と市場の再編」を捉えたが〔上野 1985〕、ここでは、家事労働の意味の変化を中心に論じてみる。

(1) 市場領域の拡大

資本主義の高度化が、家族に与える最大のインパクトのひとつが、市場領域の拡大だろう。市場と家族を分けている規範、つまり、「家事労働ですべきものと家事労働でしなくてもよいものを分けている規範」を超えて、市場領域が拡大している。

まず、市場領域の家族への進入は、家電製品（洗濯機、掃除機、調理用具など）の導入で始まる。日本では、家電製品の数、家族生活水準の

指標とする意識が長い間あった。もちろん、これらの道具を使用するのは、家事の主たる担当者である専業主婦であるが、市場領域からお金で買ったもので、家事を合理化し時間を節約するという意味で、一種の「代替」の機能を果たしている。

次に、日常的家事サービスの市場化での購入が拡大する。調理でのレストランや調理済み食品の利用、洗濯でのクリーニング店の利用など資本制の発展に伴い、市場でも購入可能なサービスが増大し、より安価で購入できるようになる。

最後に、弱者のケアの市場による代替も可能とみなされるようになってきた。例えば、ベビーシッターや介護人を雇用することもできるようになってきた。

このように、市場の拡大は、「家事ですべき活動」という規範を揺るがす。もちろん、「食事は手料理で作るべきだ」とか「子供は常に母親が側にいるべきだ」とか「紙おむつは子供にとってよくない」という規範側からの抵抗も強い。弱者、特に子供のケアを市場化することには強い抵抗感がある。しかし、生活水準の上昇という現実の必要が、家事を合理化し、市場化することを推し進めているため、「家事で満たすべきニーズ」は縮小していく。

(2) 家事労働の分裂

「家事ですべきとされたニーズ」が、市場で購入してもよいという規範に転換したとしても、家事労働でそのニーズが満たされなくなるわけではない。市場で購入してもよいし、家事労働で充足してもよい「ニーズ」が出現する。食事は、レストランでしてもよいし、家で作ってもよい。クリーニング店に出してもよいし、家でアイロンかけをしてもよい。すると、家事労働としてなされてきたものが、2種類のものに分裂する。市場で代替してもよいニーズを満たす家事労働と、市場で代替できないニーズを満たす家事労働に、意識の上で分裂する。例えば、子供を預けて働きに出る母親が、短い子供との接触時間を濃密に過ごす場合などは、誰でも満たせるニーズと母親でしか満たせないと思っているニーズを分け、後者のみに「情緒的意味」を付与している。また、普段は

できあいの食事を作るが、休日になるとシェフまがいの料理を作る場合なども、市場でも代替できる調理と、愛情を込めて作る「趣味的」な料理を、同じ家事でも別の意味をもった活動と意味づけている。あるニーズの一部が市場でも代替可能になると、残りのニーズが「家族だけしか満たせない、情緒的意味をもったニーズ」であることが強調されがちである。

3. 現代社会の家事労働の行方

最後に、2項で述べた現代社会の傾向、市場の拡大と家事の分裂は、「義務であると同時に自発的に遂行される」という家事労働の原則を破壊する。それが引き起こす問題点を指摘しておこう。

(1) 家事の不平等性の拡大

まず、Ⅲ節2項で指摘しておいた近代社会の家事の不平等性が、現代社会において拡大する傾向があることを2つの点で指摘しておこう。

市場領域の拡大により、日常的な身の回りの世話のニーズ（炊事、洗濯、買い物、掃除など）の遂行は、相対的に楽になる。家電製品の導入により、より短時間でより楽にニーズの充足が可能となり、市場で購入して満たしてもよいニーズ（食事、洗濯など）を購入して充足させることも可能になった。しかし、弱者の世話のニーズ（特に子供の世話）は、家族でしか満たせないという規範が強いのと、現実には市場化されて購入できるようサービスが少ないこと、さらには、市場化されていても高価なことなどにより、市場による代替が進みにくい。加えて、生活水準の上昇が、弱者のケアのニーズを押し上げる。軽減される身の回りのニーズは、全家族に共通に存在しているニーズなのに対し、相対的に軽減されない弱者のケアのニーズは、不均衡に配分されている。相対的に、弱者のケアのための家事労働の比重が増し、家族間の不均等性が増大する。

次に、市場領域の拡大により、「お金」の需要が増大する。家電製品を導入したり、市場で購入するためには、「お金」が必要となる。需要に対応するために、女性が就労して家計補助をする必要がある家族が出てくる。Sokoloff が指摘したよ

うに、女性は家庭責任を全うするために外で働かざるを得ないという状況が出てくる〔Sokoloff 1980=1987〕。すると、女性が外に出るために代替せざるを得ない家事ニーズの購入が必要になるというように、相乗的に家事ニーズの市場への代替が進行する。すると、家事の大変さは、市場で得てくる「お金」の量に反比例する状況が生まれる。収入の多い夫の妻の家事労働は、より楽になり、収入の少ない夫の妻の家事労働はより大変となる。市場における賃金の不平等が家族にももち込まれる。

(2) 家事労働の動機づけの危機

Habermas は、現代社会において、プロテストの労働倫理の枯渇により、市場での労働の動機づけが危機的状況に陥る可能性を論じたが〔Habermas 1973=1979, p. 118〕、同じようなことが家事労働の分野でも起きつつある。

家事労働の動機は、Ⅱ節2項でみた通り、情緒的に意味付与できることにあった。自発的に行われることが規範化されているために、無償で遂行され、不平等に配分されていても社会的な問題にならず、「私的」なものとして処理されてきた。

しかし、家事が分裂し、市場で満たしてもよいニーズを満たす家事労働というケースが出てくると、情緒的な動機づけが消失しがちとなる。なぜなら、それは「お金があればやらずに済む労働」だからだ。誰がやっても同じだから代替可能性の感覚は消失する。しかし、家族として市場での購入か家事労働を行うかして満たさなくてはならないニーズの責任は変化しない。

一方、情緒的に自発的に行われる家族での行動は、ますます、生活水準の確保のためのニーズ充足から遊離する。趣味的家事や家族そろってのレジャーや家庭団欒などのコミュニケーションなど、市場で代替できないと思われる活動、それゆえ、ニーズを充足させる家事労働とは別の活動が、家族の中で求められる（その上、このような活動は金がかかる）。

この事態は、「義務」としての家事の側面を強く意識させる。上野千鶴子が述べるように「なぜ、子育てのような責任を引き受けなくてはならない

のか」という疑問が生じてくる（「自発的」に行われるのは子供と遊ぶことであり、子供の世話をすることは情緒的意味付与が低下する）（上野が指摘するヨーロッパでこの感覚が強く、日本でこの感覚が弱いのは、日本では、子育ての情緒喚起力がまだ強いからだと思われる。〔上野 1985〕）。

(3) 家事労働力の再編成の必要性

Ⅲ節3項で述べた通り、近代社会では、家事ニーズが不平等に分配されているという事実は、主観的には、「情緒的」「自発的」になされるという理由で、私的に処理されてきた。家事労働に対する不満が公的な問題になる回路は存在しなかった。

従来も「福祉」という形で、家事ニーズを充足できない家族に対し、公共体からの援助が行われていたが、あくまで例外的な措置であり、本来、家族で充足すべき物をやむを得ず肩代わりしている意識が強かった。老人問題にせよ、保育所にせよ、問題のある家族に対する例外的な措置となされてきた。

しかし、いくつかのニーズが家事労働でなくても充足できるという意識が広まると、「大変な」家事労働をしている（ニーズは充足されているがその家事労働の負担が大きい）家族の不満が社会問題化する。誰がやってもよい家事を人任せにし、情緒的な、そして自発的にやりたくなる活動だけを家族でやっていたいという欲求が生じる。ここに、家事労働力の再配分の必要が生じてくる理由がある。

参考文献

- Aries, Phillippe, 1960, *L'enfant et la Vie Familiale sous L'Ancien Regime*=1980, 杉山光信, 恵美子(訳)『子供の誕生』, みすず書房
- Boulding, Kenneth E., 1973, *The Economy of Love and Fear*=1974, 公文俊平(訳)『愛と恐怖の経済』, 佑学社
- Duden, Barbara, 1977, "Arbeit aus Liebe-Liebe als Arbeit"=1986, 丸山真人(訳)『資本主義と家事労働の起源』丸山真人(編訳)『資本主義と家事労働』, 岩波書店
- 江原由美子, 1988, 「フェミニズム理論への招待」『フェミニズム入門』, 10-24頁, JICC
- 江原由美子(他), 1989, 『ジェンダーの社会学』, 新曜社

- Habermas, Jürgen, 1973, *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*=1979, 細谷 (訳)『晚期資本主義における正統化の諸問題』, 岩波書店
- Illich, Ivan, 1981, *Shadow Work*=1982, 玉野井芳郎・栗原 (訳)『シャドウ・ワーク』, 岩波書店
- Kuhn & Wolf (eds.), 1978, *Feminism and Materialism*=1984, 上野 (他訳)『マルクス主義フェミニズムの挑戦』 勁草書房
- Oakley, Ann, 1974, *The Sociology of Housework*=1980, 佐藤, 渡辺 (訳)『家事の社会学』, 松籟社
- Parsons, T. & Bales, R., 1956, *Socialization and Interaction Process*=1970, 橋爪貞雄 (他訳)『核家族と子どもの社会化(上)(下)』 黎明書房
- Shorter, Edward, 1975, *The making of the Modern Family*=1987, 見崎 (他訳)『近代家族の形成』, 昭和堂
- Sokoloff, Natalie, 1980, *Between Money and Love*=1987, 江原 (他訳)『お金と愛情の間』, 勁草書房
- Smelser, N. J., 1968, *Essays in Sociological Explanation*=1974, 橋本 (訳)『社会変動の社会学』 ミネルヴァ書房
- 上野千鶴子, 1985,『資本制と家事労働』, 海鳴社
- 上野千鶴子 (編), 1982,『主婦論争を読む I II』, 勁草書房
- 山田昌弘, 1986,「家族危機と家族政策」『社会学評論』第36巻第4号, 424-437頁
- , 1987,「近代家族形成における情緒の二つの意味」『現代社会学』第24号, 110-132頁
- Young, M. & Willmott, P., 1973, *The Symmetrical Family*
- 渡辺秀樹, 1975「家族における社会化過程について」『社会学評論』第26巻第1号, 30-52頁
- (やまだ・まさひろ 東京学芸大学講師)

離婚と子供の養育費

下 夷 美 幸

I はじめに

1960年代以降、人々の離婚観には変化がみられ、離婚をタブー視する傾向が弱まり、崩壊した婚姻からの解放、新しい生活のスタートとみなす傾向が強くなってきた。しかし、大人の間でいかに離婚思想が変化しようと、子供にとっての親の離婚は、一方の親との別離であることに変わりはなく、その多くは心理的打撃や生活環境の変化をとまなうものである。

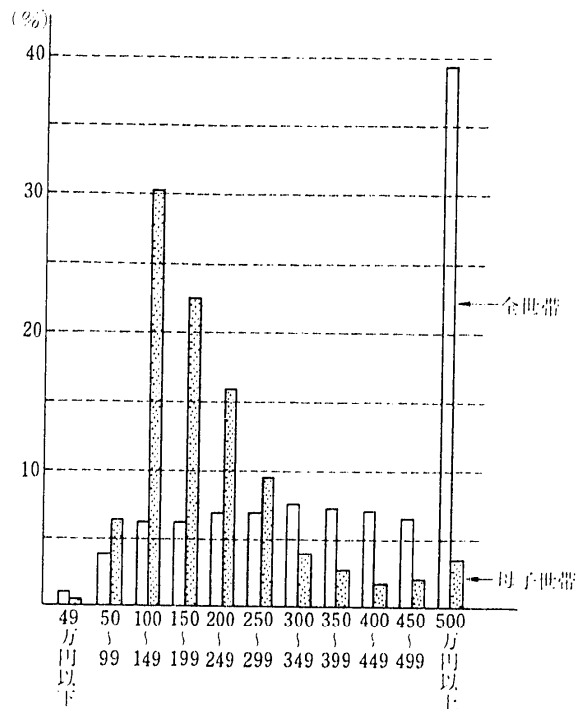
よって、子供のいる夫婦の離婚においては、親のそれぞれの幸福追求のみならず、子供の幸福追求、子供の福祉が尊重されなければならない。特に、経済生活において子供に与える悪影響を最小限にとどめることは、離婚する親の最も基本的な責任である。

さて、60年代後半以降、離婚件数は増加の一途をたどってきたが、83年をピークに減少に転じ、87年には約16万件となっている。親の離婚に巻き込まれた子供数も、離婚件数とほぼ同様に推移しており、ここ数年は減少しているが、それでも87年の1年間に18万人以上の子供たちが親の離婚を経験している¹⁾。

離婚後の子供の親権者は、7割以上が母親となっており²⁾、さらに「親権者一父、監護者一母」という場合も考えられるので、離婚後は母親が子供を監護するケースが圧倒的に多いといえる。しかも、この傾向は今後も変わらないと予想される³⁾。

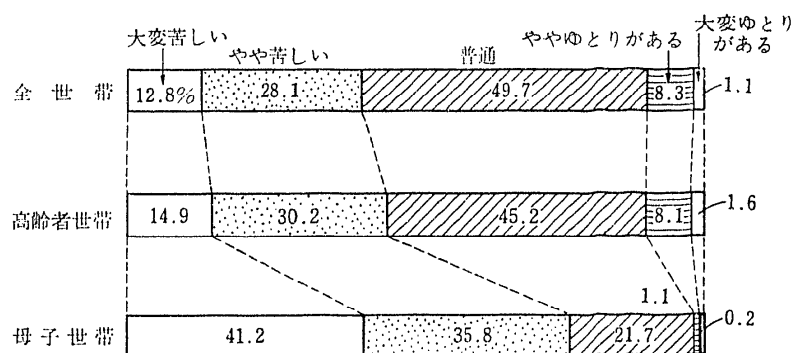
そこで、離婚後の子供の経済生活を母子世帯を

単位として試みる。5年ごとに実施されている全国の母子世帯調査によると、83年の離婚母子世帯の平均所得は177万円で、一般世帯の4割にも達していない⁴⁾。また、86年の死別を含む母子世帯の所得状況をみても、他の世帯に比べ低所得世帯が極めて多く、年間所得150万円未満の世帯が3分の1を占めている(図1)。平均所得も207万円で全世帯平均の4割程度、1人当たりにしても54%にすぎない。さらに、生活意識の点でも、他の世帯に比べ「苦しい」と感じている者の割合が



(資料) 厚生省「国民生活基礎調査」(1986年)。

図1 母子世帯の所得(1986年)



(資料) 厚生省「国民生活基礎調査」(1986年)。

図2 母子世帯の生活意識

高く、母子世帯の厳しい生活状況がうかがえる(図2)。

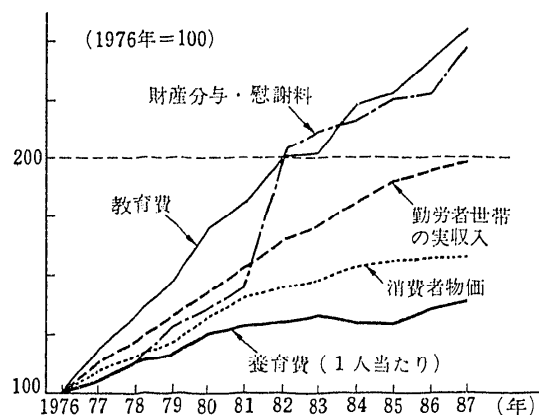
こうしてみると、親が離婚したことにより、子供はかなりの生活水準の低下を強いられていると推察される。そこで本論では、親の子に対する扶養義務という観点から「離婚後の養育費」を取り上げ、まず、その実情をとらえ、次に養育費支払義務の履行確保について、わが国、スウェーデン、アメリカにおける現制度の内容とその問題点を整理し、今後わが国で養育費を確保するための方策を検討してみる。

II 養育費の実情

まず、現在の養育費の実態を取り決め状況、取り決め額、支払状況からみる。

取り決め率をみると、家庭裁判所を通じて行われる調停・審判離婚での取り決め率は年々上昇しており、87年に母を監護者と定めた場合の取り決め率は72.7%となっている⁵⁾。しかし、協議離婚ではそれよりかなり低く、3～4割程度と推察される⁶⁾。

そもそも、民法は子供のある夫婦の離婚について、親権者の指定は義務づけているが、養育費の取り決めは義務づけていない。このことは、養育費に関する最も根本的な問題点とみなされる。取り決めのない事例は、父親の支払能力がないものや、父の所在が明らかでないものなど、取り決め自体が不可能な場合や、養育費を請求しないという条件で離婚の同意や親権を得た場合、そのほか、



(注) 養育費、財産分与・慰謝料額は調停・審判離婚での取り決め額より算出した平均額。

(資料) 養育費、財産分与・慰謝料額は、最高裁判所『司法統計年報』、その他は、総務庁『家計調査年報』の各年版より作成。

図3 養育費、財産分与・慰謝料、消費者物価、勤労者世帯の実収入、教育費の動向

母親の夫に対する不信感や憎悪から、あえて取り決めを拒否した場合にみられる。

取り決め額は毎年高くなっており、87年の調停・審判離婚の養育費平均月額額は1人当たり2万3,800円となっている⁷⁾。しかし、図3にみられるように、養育費は上昇傾向にあるものの、教育費、財産分与・慰謝料額、勤労者世帯の実収入、消費者物価と比較すると、その伸び率は最も低くなっている。

民法は養育費に限らず、扶養の程度や方法について、その決定のすべてを第一次的に当事者の協議にゆだね、協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、「扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所がこれを定める」(879条)と規定して

いる。ところが、扶養料の具体的な算定方法、算定基準についてはまったく明らかにされていないため、このことがますます養育費の取り決めに困難にしている⁸⁾。

次に、養育費の支払状況をみると、養育費を受け取っている母子世帯は非常に少なく、83年の全国調査によると、1割程度しか受け取っていない⁹⁾。また、たとえ取り決めがあっても、実行されていない事例も多いと予想される。その場合の不履行原因としては、失業や経営不振などの経済的な原因、離婚やその後のしこり、元夫婦という甘えなどの感情的な原因、および支払う意思がないといった義務者の無責任な態度などが指摘されている¹⁰⁾。

以上のような結果から、大半のケースは養育費の取り決めも行わないままに離婚し、たとえ取り決めたとしても低額のうえ、その支払いすら確実ではないといったところが現在の実情と推測される。

Ⅲ 養育費支払義務の履行確保

1. わが国の履行確保制度

離婚後の養育費がほとんど支払われていないという実態が明らかとなったので、ここでは養育費を取り立てる手段についてみる。

現在、調停証書など債務名義を有する場合にかぎり、2種類の履行確保制度が利用できる。第一には、一般の民事債務で利用される民事執行法による強制執行がある。しかし、養育費は少額で、費用倒れになるおそれがあり、しかも、継続的な月々の支払いの場合には、手続きが煩雑で利用しにくいといわれている。さらに、親子関係の継続性を考慮すると、養育費のケースは「債権者一債務者」として争うことは好ましくなく、事実上、強制執行にはなじまないといえる。

そこで、このような家事債務の特殊性に対応するため、1956年より家事審判法による履行確保制度が実施されている。これは、①履行勧告、②履行命令、③寄託からなる。

履行勧告とは、家庭裁判所が不履行者に対し、

その義務を自発的に履行するよう助言し、指導するもので、強制力はなく、従わなくても罰せられることはない。87年の金銭債務（養育費以外も含む）の履行勧告件数は、8,319件で、そのうち全部履行は30%、一部履行が39%と約7割が勧告に応じて支払っており¹¹⁾、一応その効果が評価されている。

履行命令においては、不履行者が家庭裁判所の命令に従わないときは、10万円以下の過料に処せられる。しかし、その目的は制裁ではなく、義務者に心理的強制を与え、履行を促すことにある。利用件数は少なく、年間30件程度にすぎない¹²⁾。

寄託とは、当事者間で直接金銭を支払うのが困難な場合のために、家庭裁判所が金銭の寄託を受け、支払いを円滑にするという制度である。87年の寄託金の受入件数は2万896件、受入金額は7億9,000万円で、かなり利用されている¹³⁾。

しかしながら、これらの制度は債務名義を前提としているので、協議離婚の場合、現実にはほとんど利用できない。結局、わが国の協議離婚制度においては、養育費が支払われない場合、それを確保するには当事者が自力で取り立てる以外に手段はないといえる。

2. スウェーデンの先払養育費制度

さて、養育費の問題はわが国だけに生じている問題ではなく、母子世帯の増加の著しい欧米諸国においても、それは大きな関心事となっている。そのなかで、スウェーデンの先払養育費制度は、離婚後の子供の生活保障という点で極めて優れた制度といえよう¹⁴⁾。これは、一定の養育費を国が立て替え払いし、義務者に求償するというもので、スウェーデンにおいては古い伝統のある制度として定着している¹⁵⁾。

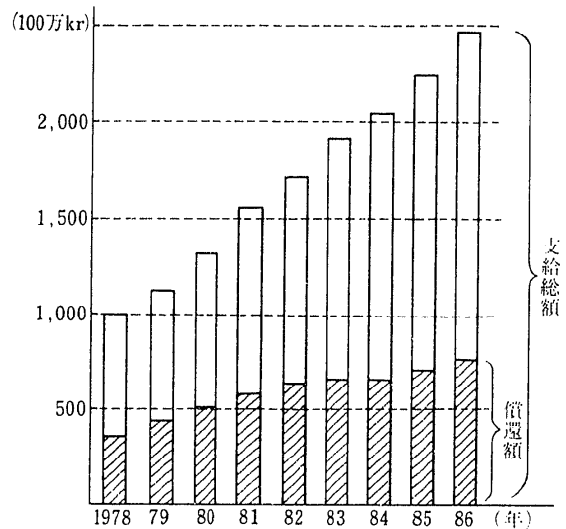
先払養育費は、単親世帯の18歳未満の児童に対し、養育費の取り決め額が先払養育費を下回るか、取り決め額が支払われていない場合に、監護親（主に母親）の申請により、社会保険事務所から支払われる。その金額は、国民年金の算定の基礎とされる基礎額の40%で、一般には毎月翌月分が銀行振り込みで支払われ、非課税扱いとされる。

なお、監護者が再婚したり、新しいパートナーと同棲しても支給は継続される。

一方、支払義務者（主に父親）は、社会保険事務所から送付される納入通知書に従い、取り決めた養育費相当額（ほとんどは先払養育費より低額）を支払う。支払義務者が社会保険事務所の督促によっても支払わない場合は、国税庁の債務取立庁によって、給与天引等の強制執行が実施される。なお、非監護親が再婚し、そこで新たな扶養義務が生じた場合には、非監護親の支払う養育費は減額される。このような再婚による支払義務の軽減は、最初の家族に対する扶養義務が社会の役割へと移行していることを示すもので、この傾向はヨーロッパ諸国で見られる。

次に、表1から制度の適用状況をみると、支給対象児童は年々増加しており、86年には18歳未満人口の15%に相当する約27万人に達している。支給対象児童の増加にともない、先払養育費の支給総額も著しく増加している。父親からの支払いは好調で、償還を求められる養育費（要償還額）が支払われた割合（償還率）は80%に達している。しかし、支給総額に比べて要償還額がそれほど増加しておらず、支払総額に対する要償還額の割合（要償還率）は80年の54%から、85年には39%にまで低下している。そのため、支給総額に対する償還額の割合は30%にすぎず、70%は国庫負担となっている。しかも図4が示すとおり、支払総額と償還額の差額は年々拡大しており、財政負担の問題が生じてきている。

このような状況を背景に、先払養育費制度に対



(資料) Sveriges officiella statistik, Allmän Försäkring mm 1985/1986.

図4 先払養育費の支給総額・償還額

する批判もいくつかみられる。そのひとつは先払養育費が監護者の所得とは無関係に支給される点である。当初は所得制限が行われていたが、救済的な性格を排除するため、47年以降廃止されているのである。しかし、高額所得を得ている監護者にまで先払養育費を支給するのは、社会手当の浪費にほかならないという批判がだされている。

また、一定額の養育費が保障されているため、それを上回る額の支払いが見込めない場合に、最初から不当に低額な養育費が取り決められる危険があるという点も指摘されている。

そのほか、本制度はかなりの人員を必要とするため、その多額の行政経費も問題となっている。

3. アメリカの養育費履行強制制度

(1) 連邦社会保障法における養育費履行強制制度

a. 制定とその後の経過

福祉国家スウェーデンとは対照的に、従来、アメリカでは、家族に対する国家の介入は家族の自立権、プライバシー権の侵害とみなされてきた。しかし、そのアメリカで近年、子供の養育費に関する公的関与が急速に強化されてきている。ヨーロッパ諸国でも、離婚の自由化の動きのなかで、子供の生活保障という観点から養育費への関心が

表1 先払養育費支給対象児童数の推移

年	対象児童数 (人)	18歳人口に占める割合 (%)
1978	216,710	10.9
1979	223,919	11.3
1980	232,116	11.7
1981	241,144	12.3
1982	247,556	12.9
1983	253,815	13.4
1984	257,018	13.8
1985	265,128	14.4
1986	269,912	14.7

(資料) Sveriges officiella statistik, Allmän Försäkring mm 1985/1986, Statistik årsbok för Sverige 1988.

高まっているが、アメリカにみられる最近の動向は、主に社会保障支出を抑制するために起こったもので、ヨーロッパ諸国とはその契機が異なるといえよう。

60年代後半以降、離婚、別居、未婚の母による母子世帯の増加とともに、AFDC (Aid to Families with Dependent Children) の受給者が著しく増大し、その財政負担が問題となってきた。議会においても、父親が扶養義務を果たしていない家族の扶養義務を増税者から軽減すべきであるという要求が強まり、1975年、社会保障法4章-Dに養育費の履行強制制度 (Child Support Enforcement Program) が設置された¹⁶⁾。これは、所在不明の父親を捜しだし、父親を確定し、扶養義務を強制するというもので、AFDC の申請者はすべて養育費請求権を州に譲渡し、州が扶養義務者から養育費を徴収し、AFDC 支給額の償還にあてることになった。

しかし、これも養育費の支払いを強制する手段に決め手を欠いていたため、十分な効果がみられず、親の無責任に対する制裁の甘さが批判されるようになった。そこで、1984年、主として履行手段に関する改正が行われ¹⁷⁾、義務者が養育費を1ヵ月滞納すると、強制的に給与から源泉徴収される制度が導入された。そのほか、各州は州内で統一して使用する養育費ガイドラインを作成することも要請された。

また、制度の対象が AFDC 受給者以外にも拡大され、制度の目的が AFDC のコスト削減から、親の扶養義務の強化へと拡充されたといわれているが、実際のところは、AFDC 受給者の増加に対する一種の予防的方策という意味が強い。

84年法により、履行強制手段をもつことになったものの、それでも AFDC 受給者の増加が続いたため、1988年には強制手段をさらに厳しく強化した法律 (Family Support Act) が制定された¹⁸⁾。これによると、滞納がなくても、養育費はすべて給与から強制的に源泉徴収されることとなる。

b. 制度の内容¹⁹⁾

養育費履行強制制度は、各州の責任で運営され、連邦はその監督および財政援助、技術援助を行っ

ている。

これらの連邦の役割は、1975年の制度化により保健・健康・福祉省 (現在は保健・対人サービス省; DHSS: Department of Health and Human Services) に設置された養育費履行強制局 (OCSE: Office of Child Support Enforcement) が果たしている。

連邦が行っている直接的な技術援助のなかでも、父親の確定が困難なアメリカにおいては、連邦の親捜しサービス (Federal Parent Locator Services) は重要である。これは、社会保険庁、国内歳入局、国防省、運輸省、復員軍人庁、一般サービス庁の国立個人情報センター、特別サービスシステムなどとのコンピューターネットワークによる情報提供サービスである。なお、情報の請求には社会保障番号および ID データが利用され、それによって提供される情報はプライバシー保護への配慮から、父親の現住所と現在の職場に限定されている。

そのほか、連邦は国立養育費履行強制資料センター (National Child Support Enforcement Reference Center) を設立し、州や地方に情報を提供したり、国立養育費履行強制研修所 (National Institute for Child Support Enforcement) を設立し、本制度に携わる人材の養成・教育を行っている。

一方、財政の面では、本制度の運営に要した行政費用に対して連邦から州に援助が行われる。連邦の負担率は、当初は行政経費の75%であったが、82年には70%、88年には68%となり、さらに90年には66%にまで引き下げられる予定である。また、連邦は本制度を推進するため、州に対し、徴収額の6~10%を奨励補助金として支給している。

AFDC 受給者は自動的に本制度の適用を受けることが義務づけられており、養育費請求権を州に譲渡すること、父親の確定に協力することが AFDC の受給要件とされている。AFDC を受給していない者が利用するには、手数料として25ドルが必要となる。

州による養育費の徴収は、母親から州に養育費請求権が譲渡された形式で行われる。父親は養育費履行強制局からの請求に従い、裁判所登記所または養育費徴収の機関 (法人等) に支払う仕組み

となっているが、1ヵ月の滞納が認められると、強制的に給与から源泉徴収される。

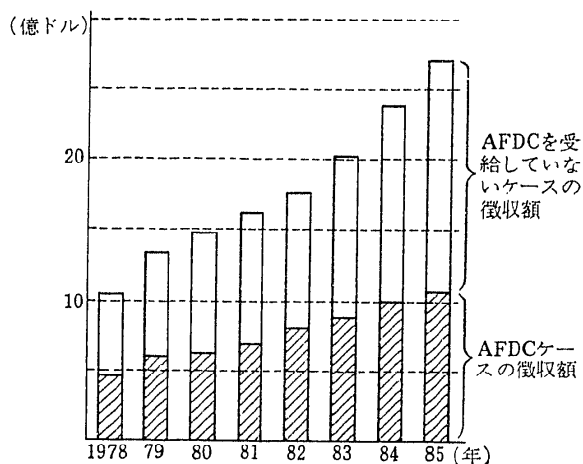
そのほか、滞納期間が3ヵ月、滞納額が150ドル以上の場合には、連邦所得税還付金からの相殺制度が養育費の徴収に利用される。これは、簡便で費用もかからず、効果的な徴収手段として注目されている。

当初、徴収された養育費は、AFDC 受給者の場合には徴収額の全額が AFDC 支給額の償還に充当され、それを上回る分のみ母親に支払われていた。しかし、ほとんどの養育費が AFDC を上回ることはなく、それが支払われても母子家庭の家計に変化はなかった。そこで、84年法により、徴収額のうち一律に50ドルだけは母親に支給されることとなった。たとえば、AFDC が毎月250ドル支給されているケースで、父親が150ドルの養育費を支払ったとすると、まず150ドルのうちの50ドルが母親に支給され、残りの100ドルが AFDC の償還にあてられる。その結果、母親は養育費50ドルと AFDC 250ドルの合計300ドルを受け取ることになるのである。これは、父親の養育費の効果を目に見える形でもたらしことにより、母親が養育費への関心を高め、父親の確認や養育費徴収に積極的に協力するようになることをねらったものである。

c. 制度の効果

図5をみると、本制度による徴収額は年々増加しているが、そのうちの約6割は AFDC を受給していないケースの養育費となっている。しかも、徴収にともなう行政経費も年々増加しているため、1ドルの経費に対する AFDC ケースの徴収額はそれほど伸びていない。

また、本制度の効果には州により大きな格差が生じており、たとえば、AFDC 支給額が償還された割合(85年)をみると、全体平均の7.3%に対し、上位10州では16.1%となっているが、下位10州では4%にすぎない。また、1ドルの経費に対する AFDC ケースの徴収額(85年)は、全体平均の1.34ドルに対し、上位10州では2.33ドルと大きな効果をあげているが、下位10州は0.74ドルしか徴収できておらず、経費のほうが高くなって



(資料) DHHS: Office of Child Support Enforcement.

図5 養育費履行強制制度による徴収額

いる²⁰⁾。

しかも、これらの徴収額のなかには、本制度を通じなくても自発的に父親から支払われたであろうもの、すなわち行政経費をかける必要のないものまで含まれている可能性があるため、本制度の徴収効果は容易に判断できない。

(2) ウィスコンシン州の養育費制度改革

さて、養育費履行強制制度は各州の責任で実施されているが、なかでもウィスコンシン州は、連邦政府の動きに先駆け、積極的な制度改革に取り組んでいる²¹⁾。そこでは、改革の目標を、①親の扶養義務を強化すること、②養育費をめぐる不公平を是正すること、③福祉依存者を減少させることとし、注目すべき3つの改革をかけた。

まず第一の改革は、養育費ガイドラインとして、親の所得の一定割合方式を導入することである。すなわち、非監護親の養育費は、子供が1人のときは総収入の17%、2人では25%、3人では28%、4人以上では31%として算出され、正当な理由が認められない限り、原則としてこの算出額に決定される。これは、いかなるときも、親はその所得を子供とわけあうべきであるという理念に基づくものである。

この公式に従えば、収入と子供の人数が同じであれば、父親の養育費はいずれも同額となり、自由裁量による決定でみられた不公平は生じない。また、養育費をめぐる父母間の紛争を回避でき、

即座に決定することができる。しかし、義務者の債務や再婚後の新たな扶養義務、および監護親の収入や再婚などの要因が養育費の算定に考慮されず、柔軟性に欠けるといった批判もだされている。

第二の改革は、滞納がなくても、養育費をすべて給与から源泉徴収する制度を導入することである。これは、前述したように、88年の Family Support Act により、今後は各州でも実施されることになるが、ウィスコンシン州ではすでに84年から10地方で、さらに87年からは州内全域で実施されているのである。

この強制的な源泉徴収制度は、最も効果的に徴収率を高める方法として評価されている。しかしその一方で、個人生活への国家の不必要な介入ではないか、自発的な支払意欲をもっている義務者にまで罰を科すようなものではないか、養育費の支払義務を果たしているという感触を奪うのではないかといった疑問も指摘されている。また、雇用関係が悪化する危険性も懸念されている。

第三の改革は、最低養育費保障制度の実験的实施である。これは州が父の養育費か州の最低保障養育費のどちらか高い額を支給する一方、父から養育費を徴収し、それを支給額の償還にあてるという制度で、先にみたスウェーデンの先払養育費制度と類似した制度といえる。ウィスコンシン州では、この制度を2つの地方で実験的に行うことを決定しており、その結果をみて州全体での実施

を検討することになっているが、実施が先送りされている。

実施に先立ち、財政収支、貧困状況、福祉依存状況における本制度の効果が最低養育費の水準ならびに父親からの徴収率に応じて推計されている(表2)。これをみると、貧困、福祉依存状況については、推計されているすべての場合においてプラスの効果が認められる。一方、収支については、100%の徴収は現実には不可能であるので、この制度を導入すると、財政負担は増す可能性が強い。しかし、意識調査の結果では、本制度への支持はかなり高くなっており²²⁾、今後の動向が注目される。

IV 養育費を確保するための方策

アメリカに限らず、先進諸国では養育費制度の改革や見直しが行われており、ヨーロッパ諸国ではおおむねスウェーデンの先払養育費制度と類似の制度が導入されている。すでにみたように、わが国でも養育費の不払いが認められ、重大な問題となっているが、現在のところ目立った対応はなされておらず、状況の悪化が危惧される。そこで、最後に問題の解決をはかるため、養育費を確保する方策を検討してみる。

その際、養育費に関する新制度の確立や現制度の改革については、子供の権利保障とともに、国民間の公平、すなわち、離婚した者と離婚していない者、子供を扶養している親と扶養していない親の間の公平にも注意が払われなければならない。したがって、養育費問題に対し、人々がどの程度の公的関与を支持しているのか、どの程度の財政負担までなら合意を得られるかといった点が重要となる。

また、養育費をめぐる問題は離婚制度とかなり密接に関係しているので、諸外国の養育費制度を参考とするにあたっては、各国の離婚制度およびその背後にある家族観、親子観、子供観をも含めて考慮する必要がある。

さて、現在のわが国では、一般に子供を扶養する義務は第一次的に親にあると考えられている。

表2 最低養育費保障制度の効果の推計 (1983年)

第1子に対する最低保障水準	純節約分または損失分 (10億ドル)	貧困ギャップの減少率	AFDC 受給世帯の減少率
徴収率 100%			
2,000ドル	2.37	39%	48%
2,500	1.72	43	54
3,000	0.87	48	59
3,500	-0.18	53	64
徴収率 80%			
2,500ドル	0.59	40%	49%
3,000	-0.33	45	56
徴収率 70%			
2,500ドル	-0.06	38%	48
3,000	-1.83	43	54

(資料) Garfinkel, "Child Support Assurance: A New Tool for Achieving Social Security," in *Child Support: From Debt To Social Policy*, p. 337 (1988).

そして、子を監護していない親の義務は、本来、親としての扶養義務意識に基づき、自発的に養育費を支払うことで果たされるものである。しかし、現在の離婚制度は、養育費の取り決めすら義務づけておらず、自発的な養育費の支払いを促すような仕組みにはなっていない。しかも、離婚後の養育費を支払っている者のほうが珍しいという実態がすでに普及している状況にあっては、支払義務意識の形成は望めない。

こうしてみると、養育費問題の根本は、わが国の離婚の9割を占める協議離婚制度が、他国に例をみないほど、離婚の自由を保障している反面、離婚の際の子供の権利をほとんど考慮していない点にあるといえる。そこで、問題の解決に向けて、①養育費の取り決めに容易にするため、公的な養育費のガイドラインを示すこと、②養育費の取り決めが確実に行われるような離婚制度に改めることの2点が早急に実現されるべきである。

第一の点については、ガイドラインにもいくつかの方法があるが²⁹⁾、ウィスコンシン州で利用されている親の収入と子供の人数に応じた収入の一定割合方式が簡便で、しかも自動的に収入に連動する点から有効性が高いと考えられる。その具体的な割合は、詳細な実態調査を全国的に実施し、客観的、合理的に決定されるべきであり、また、定期的な見直しも義務づけておく必要がある。

第二の離婚制度の点では、子供のいる夫婦の離婚手続きを子供のいない夫婦の場合とは別に扱い、子供の離婚後の生活に十分配慮した制度に改めるべきである。その具体的な方法としては、まず、離婚届と同時に、養育費合意書を添付することとし、これは債務名義をもつものとする。そして、離婚届、養育費合意書の提出の際は、双方が出頭し、簡単な合意の確認を行うものとする。

養育費は原則としてガイドラインに従って決定されるが、合意ができない場合には離婚のみ認められ、養育費については家庭裁判所または公的機関による調整が義務づけられるものとする。これは、養育費が離婚の駆け引きに利用されるのを避けるためである。また、合意額がガイドラインによる算出額より低額である場合にも、離婚は認め

られるが、養育費については家庭裁判所または公的機関による確認を要することとする。これは、子供の権利保障という観点から、不当な取り決めが行われるのを避けるためである。なお、このように離婚のみ先に認める場合には、養育費合意書の代わりに、調整または確認手続きの申請書を離婚届に添えて提出するものとする。なお、この申請書の提出により自動的に手続きが開始され、すみやかに調整や確認が行われ、そこで養育費の合意書が作成されることになる。

このようにして、子供のいる夫婦のすべての離婚で養育費の取り決めがなされるが、取り決めにもかかわらず、不払いが生じることも予想される。その場合には、債務名義を有する養育費合意書があるので、これにより家庭裁判所の履行確保制度を利用し、支払いを求めることができる。

以上のような改革により、養育費支払いに関する人々の義務意識はかなり強化され、それにより、養育費をめぐる問題が是正されるものと考えられる。もちろん、これだけでは養育費問題の解決には不十分であるという批判も予想されるが、これは、養育費の支払いや履行勧告に対する態度は、基本的に義務者の支払意思に左右されとする立場から、養育費問題の根本的な解決を目指したもののなのである。

しかしながら、この方法では、問題の解決に至るまでに相当の時間を要することが推測され、その間、母子世帯の深刻な生活状況への配慮が必要となる。

現在、多くの母子世帯で、父親からの養育費の代わりに児童扶養手当が実質的に利用されている。それについては児童扶養手当の財政負担の増大という理由から問題となっている。たしかに、このような状況は、父親の扶養義務を国民全体の税金で肩代わりしていることにほかならず、ますます父の扶養義務不履行を助長するという点から問題といえよう。しかし、問題はそれだけにはとどまらない。

そもそも児童扶養手当は、私的養育費の代替を目的としたものではなく、むしろ私的養育費の支払いを前提としたうえで、母子家庭の生活の安定

と自立の促進を目的に支給されるものである。したがって、児童扶養手当が父親からの養育費の代替として利用されるということは、本来の児童扶養手当の目的が達成されないということを意味し、結局、母子家庭の生活安定・自立促進に対する社会的支援がなされていないのと同じ結果となる。このことは、母子世帯の厳しい生活状況を長期化させる原因ともなるわけで、養育費の不払いにより生じる重大な問題のひとつである。

それで、児童扶養手当の受給者のうち、養育費が支払われていない者については、手当の本来の目的を達成するために、公的に養育費を取り立てる必要がある。まさに、アメリカの AFDC の場合と同じ経過をたどることになるが、徴収額の取り扱いにおいて、財政支出の削減を目的とするアメリカの場合とは異なる方法をとる。

すでにみたように、アメリカでは徴収した養育費の50ドルが母子世帯に与えられ、残りが AFDC の償還にあてられていた。しかしここでは、徴収した養育費は児童扶養手当支給額の償還にはあてられず、全額が母子世帯に与えられ、それは所得とみなされ、改めて児童扶養手当の支給が審査されるものとする。その結果、児童扶養手当の受給から離脱する母子世帯もでてくる。一方、父の養育費が与えられても支給制限以下の所得の母子世帯に対しては、これまでどおり手当が支給され、本来の目的で利用されることになる。

また、父からの養育費の徴収方法については、送付される納入通知書によるか、銀行口座からの自動引き落としを利用するものとし、滞納には延滞金を課すこととする。そこで、督促にもかかわらず支払われない場合の徴収方法が問題となる。最も効果的な方法としては、給与からの源泉徴収が考えられる。しかし、これには自営業者と被用者に生じる不公平が懸念され、自営業者からの効果的な徴収方法が問題として残される。

以上述べたように、わが国の養育費問題の解決に向けて、第一に、養育費取り決めの徹底をはかり、親としての責任感に基づいた支払いを促すよう離婚制度を改め、第二に、それが完全に達成されるまでは、児童扶養手当が母子世帯の生活安

定・自立促進に生かされるよう、児童扶養手当制度を改めることが必要である。

先払養育費制度や履行強制制度の有効性を評価しながらも、本論ではやや控えめな制度改革を提唱するにとどまったが、それは、養育費について一切の関心が払われていない協議離婚制度が定着している現段階においては、まず、養育費制度を整備し、自発的な支払いの実現に向けてあらゆる努力をする必要があると考えるからである。その意味では、制度改革とともに、親の子に対する扶養義務についての教育・指導を国民全体に徹底することがさらに重要である。これを機に、養育費に関する関心が高まり、政策論が積極的に展開されることを期待する次第である。

注

- 1) 厚生省「人口動態統計」(1987年)。
- 2) 前掲 1) に同じ。
- 3) 内閣総理大臣官房広報室「家族・家庭に関する世論調査」(1986年)の「離婚後の子供の同居先」によると、「母親と暮らすほうがよい」53.3%に対し、「父親と暮らすほうがよい」は3.8%にすぎない。
- 4) 厚生省「全国母子世帯等調査」(1983年)。
- 5) 最高裁判所『司法統計年報・家事編』(1987年)第117表、母を監護者と定めた未成年者に対して父から母に支払われる養育費の取り決め率。
- 6) 九州大学グループの調査(1983~84年)では31%、離婚と母子家庭調査会の調査(1986年)では41%となっている。
- 7) 前掲 5)、母を監護者と定めた未成年者に対して父から母に支払われる養育費について、1万円以下を0.5万円、10万円を超えるを12万円として算出。
- 8) 実際の事例では、労研方式などいくつかの算定方法が利用されているが、いずれも養育費の算定方法としては妥当性に欠ける。湯沢雅彦・下夷美幸「養育費算定方法の再検討と新方式の提唱」『ケース研究』217号、20-37頁(1988年)。
- 9) 前掲 4)。
- 10) 渡辺孝子「離婚をめぐる子どもの実情——家庭裁判所の養育費不払事件にみる実態」『世紀をひらく児童の権利保障』、径書房、97-101頁(1985年)。
- 11) 前掲 5)、第159表。
- 12) 前掲 5)、第169表。
- 13) 前掲 5)、第13表。
- 14) 社会保障研究所『スウェーデンの社会保障』、東京大学出版会、206-211頁(1987年)、Soren Kindlund, "Child Support in Sweden," in *Child Support-From Debt To Social Policy*, ed., Al-

- fred J. Kahn and Sheila B. Kamerman (Newbury Park, Calif.: Sage Publishers, 1988).
- 15) 制度化されたのは1937年。なお、デンマークではさらに歴史が古く、すでに19世紀末には制度化されている。
- 16) "Child Support Enforcement Amendments of 1984," Child Support Enforcement P.L. 98-378, Senate Report No. 98-387, U.S. Code Congressional And Administrative News 4, 1984.
- 17) "Child Support Enforcement Amendments of 1984," P.L. 98-378 [H.R. 4325]; 1984. 8. 16, U.S. Code Congressional And Administrative News 1, 1984.
- 18) "Family Support Act of 1988," P.L. 100-485 [H.R. 1720]; 1988. 10. 13, U.S. Code Congressional And Administrative News 9, 1988.
- 19) Lowell H. Lima and Robert C. Harris, "Child Support Enforcement Program in The United States," in *Child Support-From Debt To Social Policy*.
- 20) 前掲19)。
- 21) Irwin Garfinkel, "Child Support Assurance: A New Tool for Achieving Social Security," in *Child Support-From Debt To Social Policy*, Irwin Garfinkel and Sara McLanahan, *Single Mothers and Their Children: A New American Dilemma* (Washington, D.C.: Urban Institute, 1986).
- 22) Tom Corbett, Irwin Garfinkel, and Nora Cate Schaeffer, "Public Opinion about a Child Support Assurance System," *Social Service Review*, December (1988).
- 23) 東京家庭裁判所「養育費分担額査定の研究(その2)」『家庭裁判所月報』40巻7号, 239-287頁(1988年)。
- (しもえびす・みゆき 社会保障研究所研究員)

賦課方式から積立方式への移行と財政収支

八 田 達 夫
小 口 登 良

Ⅰ はじめに

積立方式の下では、高齢化時代の年金財政問題は起きない。高齢化時代の老人は自分たちの年金を賄うための十分な蓄積をもっているはずであり、そのときの若年者に高い年金税を強いる必要はないからである。高齢化時代における年金財政の問題が起こることの原因は、年金制度が賦課方式であることである。

次の方法で賦課方式の年金制度を積立方式に移行するとしよう。

(イ) 現在拠出されている保険料は、それを拠出している人たちの将来の年金のための財源として積み立てる。

(ロ) 同時に、現在受給している人および近い将来受給を予定している人の年金は国債(清算国債)を発行して賄い、それを数世代で償還する。

八田・小口〔1〕(以下前稿と呼ぶ)では、この移行が及ぼす世代間負担とマクロバランスへの影響を簡単なライフサイクルモデルでシミュレーション分析し、次の結論を得た。

- ① 移行によって世代間の負担はより公平に分担されるようになる。
- ② 社会が高齢化する以前に移行すれば、高齢化時代に発生する貿易赤字が縮小する。
- ③ 高齢化が起きてから移行するのでは、高齢化時代に発生する貿易赤字は大きくなり、その後も不均衡の揺れが大きくなる。

このように、高齢化以前に移行するならば、世代間分配の観点からみても、マクロバランスの観

点からみても、積立方式への移行は望ましい。しかし、これで上の移行方式の問題点がすべて解決したわけではない。この移行方式に関して誰しもがもつ疑問は、清算国債が、政府の財政収支に将来いかなる問題を引き起こすか、というものである。

小稿では、賦課方式から積立方式への移行が、政府貯蓄にいかなる影響を及ぼすかを、前稿と同一のモデルを用いて検討する。主要な結論は次のとおりである。

- ① 年金基金への積み立てを、政府貯蓄とみるか、基本的には個人貯蓄であり、政府は預り金を運用しているだけとみるかで、政府貯蓄の動きは全く異なる。さらに、後者の場合には、年金に含まれる政府からの純移転所得をどの時点で発生したとみなすかによって、政府貯蓄の額が変わる。
- ② 年金基金を政府貯蓄とみなした場合、移行の際に年金基金の積み立てが大幅な財政収支の黒字をもたらすため、移行国債の発行自体は赤字を発生させるにもかかわらず、政府貯蓄はプラスになる。
- ③ 賦課方式の年金制度は、将来の受給者に対して保険料支払いと交換に国債を発行しているとみなせる。清算国債の発行は、いままで裏に隠れていたが実はすでに発行されていた国債を、表に出すことにすぎない。

第Ⅱ節ではモデルを説明し、第Ⅲ節では、年金基金の積み立てを政府貯蓄とみなす場合について、各年金方式ごとの貯蓄を分析する。第Ⅳ節では、年金積み立てを基本的に個人貯蓄とみなした場合

表 1 主要変数の推移

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(A) 基本データ										
1 若年人口	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
2 退職人口	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
3 総人口	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2
4 生産	10	10	20	10	10	10	10	10	10	10
(B) 貯蓄										
1 積立方式	0	0	5	-5	0	0	0	0	0	0
2 賦課方式	0	-4	3	-5	2	0	0	0	0	0
3 移行方式	0	-4	5	-4.6	0.8	0.8	0.8	0.8	0.4	0
(C) 積立方式										
1 保険料=税の場合の政府貯蓄	0	4	4	-4	0	0	0	0	0	0
(D) 賦課方式										
保険料=個人貯蓄の場合										
<前倒し>										
1.1 個人可処分所得	10	14	24	6	10	10	10	10	10	0
1.2 個人消費	10	14	17	15	8	10	10	10	10	10
1.3 個人貯蓄	0	0	7	-9	2	0	0	0	0	0
1.4 政府貯蓄	0	-4	-4	4	0	0	0	0	0	0
1.5 個人貯蓄残高	0	0	7	-2	0	0	0	0	0	0
1.6 政府貯蓄残高	0	-4	-8	-4	-4	-4	-4	-4	-4	-4
1.7 約束手形国債純発行額	0	4	4	-4	0	0	0	0	0	0
1.8 約束手形国債発行残高	0	4	8	4	4	4	4	4	4	4
<後倒し>										
2.1 個人可処分所得	0	14	20	14	6	0	0	0	0	0
2.2 個人貯蓄	0	0	3	-1	-2	0	0	0	0	0
2.3 政府貯蓄	0	-4	0	-4	4	0	0	0	0	0
2.4 個人貯蓄残高	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0
2.5 政府貯蓄残高	0	-4	-4	-8	-4	-4	-4	-4	-4	-4
2.6 預金国債純発行額	0	4	0	4	-4	0	0	0	0	0
2.7 預金国債発行残高	0	4	4	8	4	4	4	4	4	4
(E) 移行方式										
保険料=税の場合										
1.1 個人貯蓄	0	-4	1	-1.4	0	0	0	0	0.4	0
1.2 政府貯蓄	0	0	4	-3.2	0.8	0.8	0.8	0.8	0	0
1.3 個人貯蓄残高	0	-4	-3	-4.4	-4.4	-4.4	-4.4	-4.4	-4	-4
1.4 政府貯蓄残高	0	0	4	0.8	1.6	2.4	3.2	4.0	4	4
1.5 清算国債純発行額	0	0	4	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	0	0
1.6 清算国債発行残高	0	0	4	3.2	2.4	1.6	0.8	0	0	0
1.7 積立基金	0	0	8	4	4	4	4	4	4	4
保険料=個人貯蓄の場合										
<前倒し>										
2.1 個人可処分所得	10	14	20	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	10	10
2.2 個人消費	10	14	15	14.6	9.2	9.2	9.2	9.2	9.6	10
2.3 個人貯蓄	0	0	5	-5.4	0	0	0	0	0.4	0
2.4 政府貯蓄	0	-4	0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0	0
2.5 個人貯蓄残高	0	0	5	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	0	0
2.6 政府貯蓄残高	0	-4	-4	-3.2	-2.4	-1.6	-0.8	0	0	0
2.7 約束手形国債純発行額	0	4	0	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	0	0
2.8 約束手形国債発行残高	0	4	4	3.2	2.4	1.6	0.8	0	0	0
<後倒し>										
3.1 個人可処分所得	10	10	16	13.2	9.2	9.2	9.2	9.2	10	10
3.2 個人貯蓄	0	-4	1	-1.4	0	0	0	0	0.4	0
3.3 政府貯蓄	0	0	4	-3.2	0.8	0.8	0.8	0.8	0	0
3.4 個人貯蓄残高	0	0	5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0	0
3.5 政府貯蓄残高	0	0	4	0.8	1.6	2.4	3.2	4.0	0	0
3.6 預金型国債純発行額	0	4	0	0	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8	0
3.7 預金型国債発行残高	0	4	4	4	3.2	2.4	1.6	0.8	0	0

について検討し、第V節では、政府貯蓄は国債の償還であるとみなした場合について、政府貯蓄の動きを分析する。

II 二期モデル

前稿と同じ二期ライフサイクルモデルを考える。人の一生を労働を行う若年期と、労働を行わず若年期に行った貯蓄をとりくずして生活する退職期の二期に分ける。簡単のために若年期と退職期の期間は等しいとする。さらに、人々は若年期に予想する生涯可処分所得の半分を若年期に、残りの半分を老年期に消費し遺産はないものとする。社会には若年期と退職期の人々が共存している。投資はなく、利子率は0で、政府については年金以外の支出はなく、また年金税以外の税もないものとする。経済全体についての貯蓄の調整は貿易収支で行われるものとする。正の貯蓄は貿易収支の黒字を意味し、正の貯蓄残高があることは累積で貿易収支の黒字があることで、海外の資産を保有していることになる。

本稿の数値例では、若年期の1人当りの生産は10、公的年金の年金支給額は4とする。0からVまでの6つの世代を考える。そのうち第III世代は団塊の世代であり、人口は2人である。それ以外の世代の人口は1人ずつであるとする。図1は、各世代の各時点における人口の大きさを図示している。横軸には時点が、縦軸には世代が記されている。白枠は若年期の人口サイズを示し、斜線枠は老年期にある世代の人口サイズを示している。

政府貯蓄は、

$$\text{政府貯蓄} = \text{政府収入} - \text{政府支出} \quad (1)$$

として定義される。問題は、何をもって政府収入と呼び、政府支出と呼ぶかである。例えば、保険料を年金税とみなすか個人貯蓄とみなすかで政府

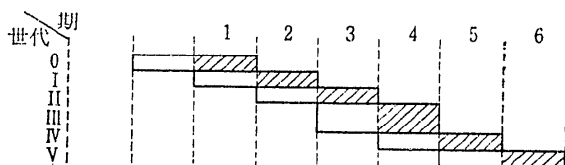


図1 人口構成の推移

収入が変わり、ひいては政府貯蓄や個人貯蓄が変わる。次節以降で各年金方式のもとでの政府貯蓄をいくつかの異なった観点から検討することにする。

III 保険料を年金税とみなす場合

本節では保険料を年金税とみなし年金支給を政府支出とみなす場合について、各年金方式ごとに政府貯蓄の動きを追跡しよう。

t 時点における保険料を T_t とし年金支給額を G_t とすると、この場合の t 時点における政府貯蓄 S_t^g は、(1)から、

$$S_t^g = T_t - G_t \quad (2)$$

と書ける。

1. 公的年金がない場合

ベンチマークとして、公的年金がない場合を確認しておく。この場合には、 $T_t = G_t = 0$ であり各時点で政府貯蓄は0である。

なお公的年金がない場合には、1人の生涯所得が、同時に彼の生涯消費でもある。各世代の若年期・退職期それぞれにおける消費額は均等であり各人は每期5単位の消費を行う。したがって若年期の貯蓄は5であり、退職期にそれを取りくずして消費に回す。

2. 積立方式

もとは公的年金制度がない経済に、積立方式の公的年金が導入される場合を考える。第2期に導入が決定されて積み立てが始まり、第3期から支給が開始されるとしよう。

このような積立方式の公的年金の導入は、各世代の消費の構成も国全体の貯蓄も全く変化させない。しかしながら、セクター別の貯蓄に対しては一般にこの移行は中立的ではない。

積立方式の下での政府貯蓄は、図2aの破線が示すとおりである。年金導入決定時の第2期には、支給が0で税収のみが上がるので、政府貯蓄は正となる。また団塊の世代が若年者である第3期においても、税収が年金支給額を上回るので正であ

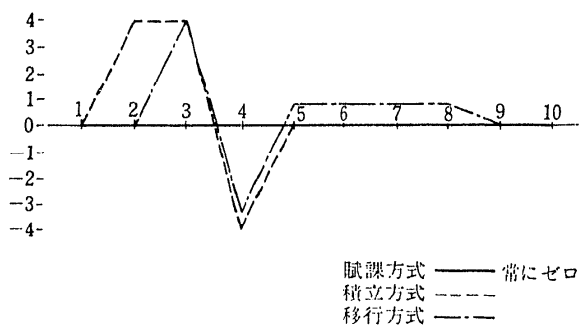


図 2a 各年金方式の下での政府貯蓄（保険料＝年金税の場合）

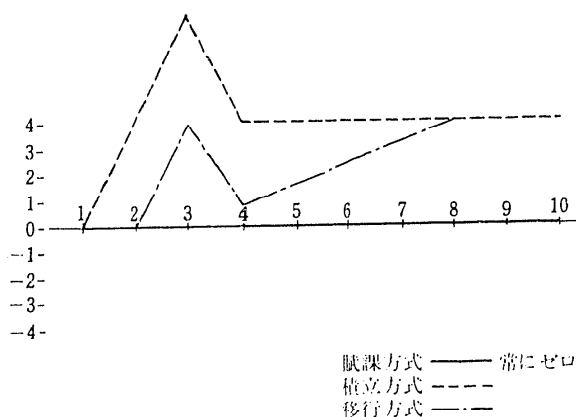


図 2b 各年金方式の下での政府貯蓄残高（保険料＝年金税の場合）

る。次の第4期には、第3期の逆で、若年者に比べて退職者のほうが多くなり、政府貯蓄は負となる。それ以後は収支均衡して貯蓄は0である。このように、積立方式による公的年金の導入は、導入以前は各年とも完全に均衡していた政府の財政収支にみかけ上の不均衡をもたらす。

なお、図2bの破線は対応する貯蓄残高を示している。第2期から始まった残高の蓄積は、団塊の世代が若い第3期に最高額に達する。彼らが退職する第4期以後は定常水準の4となっている。

3. 賦課方式

賦課方式の下では、若年者の支払う保険料が積み立てられずに、そのまま同時点の退職者への年金支給に用いられる。

賦課方式の年金の導入が第2期で決定され、同時に退職者への支給が第2期から開始されるとし

よう。この期以降の退職世代の人は1人4だけの年金を受給する。その財源はその期の若年者が支払う税金である。図1から明らかなように、団塊の世代がまだ若い第3期においては、若年人口が退職人口よりも多いから、若年者にかかる1人当り年金税額は他の期に比べて低い。反対に、団塊の世代が退職している第4期においては、若年者の税負担は他の期より高い。このため世代間の所得の再分配が発生する。

本節のように保険料を税とみなし年金給付を政府支出とみなして政府貯蓄を定義するならば、政府の収支が常に等しい賦課方式の下では政府貯蓄は常に0である。公的年金が全くない場合と比べて、積立方式の下では、政府貯蓄が変化し0ではなくなり、賦課方式の下では政府貯蓄が不変で0のままである。個人消費パターン、ひいては経済全体の貯蓄が、積立方式の年金導入によっては影響を受けないが、賦課方式の年金導入の場合には影響を受けるのと対照的である。

4. 賦課方式から積立方式への移行

一度賦課方式で始めた公的年金の制度を、途中から積立方式に変更する場合を次に考えよう。第2期で賦課方式を導入し、団塊の世代が若年者である第3期に積立方式に移行するとする。この場合、第3期以降の若年者が支払う保険料は、そのまま彼の退職時に受け取る年金受給のための積立金となる。そうすると、第3期の移行期に退職している第Ⅱ世代への年金支給の財源はなくなるので、それを第3期に発行する国債で賄うこととし、その国債を第Ⅳ世代以降の5世代が若年期に支払う国債償還税で均等に分割して償還するものとする。

移行時の退職世代への年金支払いのために発行される国債を「清算国債」と呼ぼう。この概念を使うと、政府純貯蓄残高は2つの要素に分解できる。

政府純貯蓄残高

$$= \text{積立基金残高} - \text{清算国債残高} \quad (3)$$

一見すると、清算国債がもたらす財政赤字が大きな問題を引き起こすように見える。図3bの点

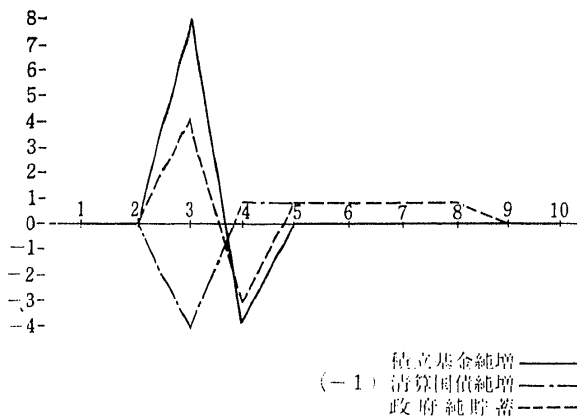


図 3a 移行方式の下での政府貯蓄（保険料＝年金税の場合）

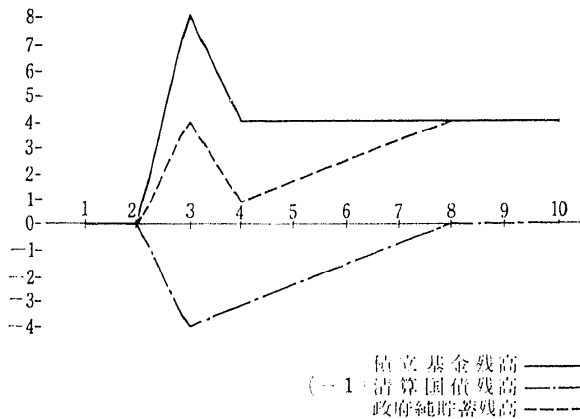


図 3b 移行方式の下での政府貯蓄残高の分解（保険料＝年金税の場合）

線は清算国債の残高を示している。第3期に発生した清算国債の残高がそれ以後逓減し、第8期に0になる様子がわかる。図3aの点線は清算国債の純増を示している。移行する第3期に清算国債が発行されるから、赤字が-4となっている。第4期以後は、毎期0.8ずつ償還されるので清算国債の純減となり、清算国債に関する政府黒字が5年間にわたって毎年発生する。

しかしながら、政府貯蓄全体をみるには、年金の積立基金における政府貯蓄の動きもみなければならない。図3bの実線によれば、積立基金の残高は、団塊の世代が積み立てる第3期に大きく蓄積され、第4期以降定常状態に戻る。積立基金の

純増は図3aの実線が示している。第3期においては、団塊の世代が若年者であるから、大幅な基金の積み立てが行われるが、団塊の世代が退職する第4期には年金基金のとりくずしが行われ、積立基金に関する政府収支は赤字になる。第5期以降は、人口が定常状態に戻るため、積み立てられる額と引きおろされる額がいつも等しく、積立基金に関する政府収支は0のままとなる。

清算国債に関する財政収支と積立基金に関する財政収支を加え合わせたものが政府貯蓄である。これを示す図3aの破線によれば、移行時点である第3期には、清算国債の発行額よりも積立基金の純増のほうが多く、政府収支全体としては黒字になっている。また高齢化時代の第4期には清算国債の償還が、団塊の世代の退職によってもたらされる積立基金の激減を緩和し、政府貯蓄の赤字規模を縮小していることが注目される。

積立基金残高の激変を、清算国債残高の存在が緩和している様子が、図3bの破線によって示されている政府純貯蓄残高の動きによってもわかる。

図2aと2bの点線は、それぞれ図3aと3bの破線を書き移したものであり、移行方式の下での政府貯蓄および政府貯蓄残高の動きを描いている。清算国債を発行しなければならない第3期において、移行方式の下での政府貯蓄の額が、もともと積立方式を採用していた場合と全く同じであることを、図2aが示している。さらに高齢化時代の第4期では、積立方式を採用していた場合より政府赤字は縮小され、ポスト高齢化時代の5期から8期までの間が、移行時における退職者に支払われる年金の後始末のために黒字が続くことになる。図2bからは、賦課方式から積立方式への移行によって、政府貯蓄の残高がはじめてから積立方式を採用していた場合にしだいに近づいていく様子がわかる。

IV 年金純給付を負の政府貯蓄とみなす場合

公的年金を、民間の年金会社に代わって政府が運用あるいは仲介する年金だとみなすことができる。そうすると、保険料は年金税ではなく個人の

貯蓄だとみなし、年金支給は政府支出ではなく年金加入者による貯蓄のとりくずしであるとみなせる。

1. 積立方式

年金からの収益率が市場収益率に等しい積立方式の公的年金が採用された場合には、(1)式の右辺は2項とも0になるから、政府貯蓄は常に0となる（なお、その場合、年金支給は支給年における受給者の可処分所得とはならない。彼の若年時の可処分所得としてすでに計上されているからである。 t 期における賃金所得を Q_t とすると、保険料を税とみなした前節では、 $Q_t - T_t$ が t 期における若年者の可処分所得であった。しかしながら、保険料を貯蓄とみなすと、 t 期の若年者の可処分所得は Q_t となる）。

前節でみたように、保険料を税として、また給付を政府支出とみなすと、積立方式の公的年金の新設によって、見かけ上の財政収支の不均衡が発生する。公的年金を貯蓄運用上の形態とみなすことにより、見かけ上の不均衡は消滅してしまう。

2. 後倒し法

(1) 定義

積立方式以外の年金方式の下では、年金の収益率は市場の預金の収益率と一般に異なる。その差額は、政府から年金加入者への純移転所得であり政府支出であると考えることができる。(1)式によると、移転所得の分だけ政府貯蓄が0ではなくなる。

この純移転所得が退職時に発生していると考えるか若年時に発生していると考えるかで、2つの異なった方法で部門ごとの貯蓄を算出できる。

まず、純移転所得が退職時に発生していると考えよう。

この場合には、年金加入者は若年時に保険料の分だけ貯蓄を行い、退職時にこの貯蓄に対する（市場収益率に基づいた）元利合計と政府からの純移転所得の和を受け取る考える。 t 時点における退職者が受け取る純移転所得を ΔG_{bt} で表すと、

$$\Delta G_{bt} \equiv G_t - T_{t-1}$$

と書ける。すなわち今期の年金受給総額 G_t から、受給者が若年時に払い込んだ保険料の元利合計 T_{t-1} を差し引いたものである。 ΔG_{bt} を後倒しの純移転所得あるいは後倒しの純年金給付という。

この場合、政府貯蓄はどうなるだろうか。保険料はもはや税収として計上されない。後倒しの純年金給付のみが、給付時点で財政支出として計上されねばならない。したがって、(1)式によると t 時点における政府貯蓄は $-\Delta G_{bt}$ である。このように、年金による純移転所得が支給時点で発生したとして算出する方法を後倒し法と呼ぼう。後倒し法による政府貯蓄は、(2)と同一ではない。

(2) 賦課方式

賦課方式の下での後倒し法で求めた政府貯蓄を、図4aの実線が示している。純移転所得が正になるのは、年金第1世代と団塊の世代の第Ⅲ世代である。図1から、第Ⅰ世代は第2期に退職し、団塊の世代は第4期に退職するから、図4aの実線が第2期と第4期において負になり、負の政府貯蓄

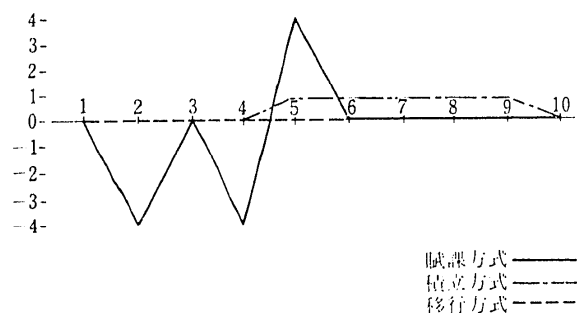


図4a 各年金方式の下での政府貯蓄（後倒し法）

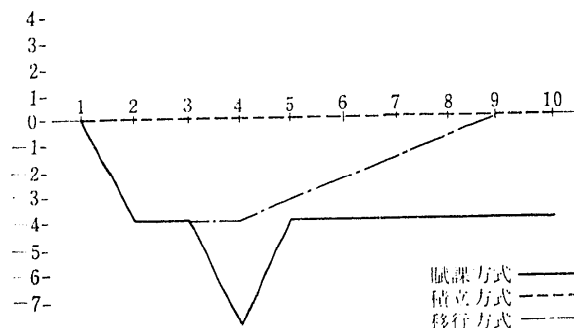


図4b 各年金方式の下での政府貯蓄残高（後倒し法）

蓄が引き起こされていることが説明できる。一方、第5期に退職する第IV世代は、若年時には団塊の世代が老人であるため、多額の保険料を支わねばならないが、退職時にはそれに見合った年金給付を受けられないため、退職時に後倒しの課税がされていると考えることができる。この世代が退職するのは第5期であるから、これが図4aにおける正の政府貯蓄を説明する。

図4bの実線は、政府貯蓄の残高を示している。賦課方式の下では、第2時点で年金第1世代に対する移転支出が行われ、団塊の世代が引退する第4期にもう一段の移転支出が行われるために、政府貯蓄残高は最低となる。第5期には団塊の世代の次の世代が退職するが、この世代は、負の移転所得を政府から得る世代であるから、政府貯蓄残高は増大する。しかし、賦課方式の下では、その後政府貯蓄残高はマイナスのまま継続することになる。すなわち、年金第1世代に対して政府によって支払われた純移転支出は、永遠に回収されることはない。

第II節では、表面的な政府の歳入・歳出のみをもって政府貯蓄を定義したので、賦課方式の下での政府貯蓄は常に0となった。ここでは、年金収支のうち、民間の貯蓄とみなせる部分は取り除き、政府の純移転支出のみ取り上げて政府貯蓄の動きをみたので、図4aのように大きく変化することになる。国全体の貯蓄の動きは、この政府貯蓄と民間の貯蓄の動きを合わせてみなければならないが、後倒し法での政府貯蓄の動きは、前稿における経済全体の貯蓄の動きの分析と比較すると、経済全体の貯蓄のかなりの部分を説明している。同様のことは、貯蓄残高についてもいえる。

(3) 移行方式

次に、第3期に賦課方式から積立方式に移行する場合を考えよう。この場合の後倒し法での政府貯蓄の動きが、図4aの点線によって示されている。第3期までは、賦課方式と動きは同じである。第4期に退職する団塊の世代は、積立方式で年金を受けるから、政府からの移転所得をいっさい受けない。このため、第4期の政府貯蓄は0となる。しかし、その次の世代から5世代にわたって、清

算国債の5分の1ずつを償還していく設定であるから、第5期以降は每期0.8ずつ民間が政府に移転所得を与えるので、正の政府貯蓄が続くことになる。

図4bの点線は、移行方式の場合の政府貯蓄残高の動きを示している。移行を行うと、高齢化時代の第4期に政府貯蓄残高は変化せず、その後徐々に増加して、第9期には残高がゼロになることが示されている。

3. 前倒し法

(1) 定義

われわれのモデルでは、消費者は生涯に得る純移転所得を考慮にいたうえて若年時にその生涯消費計画を立てる。したがって、純移転所得が若年時にすでに発生していると考えるのは自然である。もう少し一般的には、純移転所得が確定し受け取りを個人が予想できるようになった時点で、純移転所得が発生していると想定しよう。退職時に年金制度が始まり、しかも給付を受け始める年金第1世代にとって、移転所得を受けることが確定する時点は退職期である。しかし、それ以外の世代にとっては、移転所得を受け取ることが確定する時点は若年期である。

以下では、年金第1世代がいなくなった後での政府貯蓄の動きを検討しよう²⁾。 ΔG_{ft} を t 期の若年者が政府から受け取る純移転所得とすると、この場合、若年者の所得は $Q_t + \Delta G_{ft}$ となる。若年者の政府を通して行う貯蓄は、もともとの保険料とこの純移転所得を合わせた額、すなわち、

$$T_t + \Delta G_{ft} \quad (4)$$

である。退職時にこの貯蓄に対する市場収益率に等しい収益を得ると考えられる。われわれの無利子モデルでは、退職時に(4)と同額が貯蓄のとりぐずし分となる。 ΔG_{ft} を前倒しの純移転所得あるいは前倒しの純年金給付と呼ぶ。

t 時点の若年者が今期に T_t の保険料を支払い、来期に G_{t+1} の年金受給を予期しているとき、 t 時点における前倒しの純年金給付 ΔG_{ft} は、

$$\Delta G_{ft} = G_{t+1} - T_t \quad (5)$$

である。すなわち、1期後の受給額から今期の保

除料を差し引いたものが、この年に確定する政府による純給付になる。

この場合の政府貯蓄は(1)式において、前倒しの純年金給付を保険料拠出時点の財政支出として計上することになる。すなわち、 t 時点における政府貯蓄は $-AG_{st}$ である。このように、年金による純移転所得が拠出時点で発生したとして算出された政府貯蓄を前倒し法での政府貯蓄、その算出する方法を前倒し法と呼ぼう。前倒し法での政府貯蓄はやはり(2)と異なり、また後倒し法での政府貯蓄とも異なる。

(2) 賦課方式

賦課方式の下での前倒し法での政府貯蓄が、図5aの実線で示されている。これは、基本的には後倒し法の図である図4aを1期左に移したものである。後倒し法での政府貯蓄では、個人への純移転支出を退職時に計上したのに対して、前倒し法では若年時に計上するからである。2つのグラフが平行移動の関係でなくなるのは、年金導入期の第2期の扱いにおいてである。第2期において

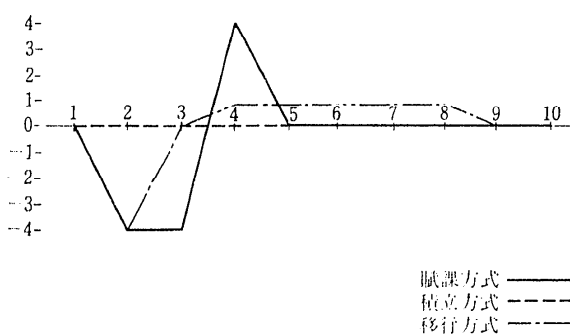


図5a 各年金方式の下での政府貯蓄（前倒し法）

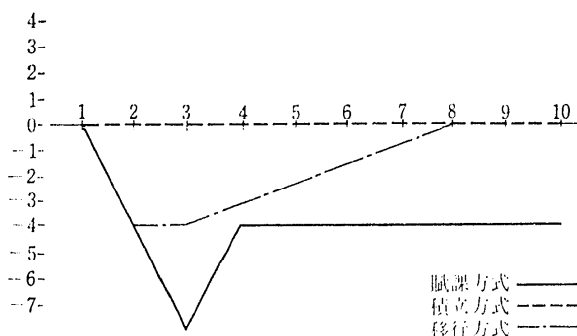


図5b 各年金方式の下での政府貯蓄残高（前倒し法）

退職期にある年金第1世代の受け取る純移転所得は、このときはじめて確定した支給であるので、前倒し法でもこの期に計上される。それと同時にこの期に若年期にある世代への純支給（本稿の場合には0）も、前倒し法ではこの期に計上される。よって後倒し法の第2、3期の2期分が合計されたものが、前倒し法の第2期の値として計上されている。

(3) 移行方式

移行方式の場合の政府貯蓄の動きは図5aの点線が示している。この場合も上と同様に、基本的には後倒し法での政府貯蓄の動きを示す図4aの点線を左に1期動かしたものになる。例外は賦課方式の場合と同様第2期である。前倒し法では、後倒し法での第3期の値が第2期にずれて計上されると同時に、第2期において退職期を迎える年金第1世代への移転所得が、やはり第2期に計上されているからである。

図5bの点線はこの場合の政府貯蓄の残高の動きを示している。第2期に若年者である第2世代は賦課方式の下で政府からの移転所得を受けない。したがって、第2期の政府貯蓄残高は、この期に退職する年金第1世代に支払われた年金給付額に

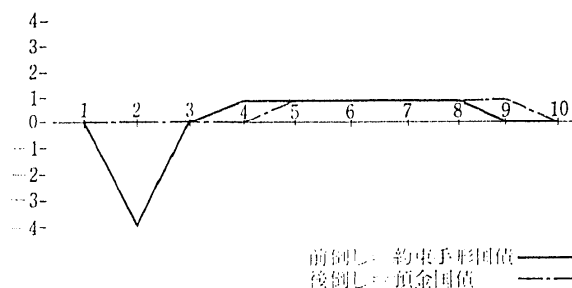


図6a 移行方式の下での政府貯蓄

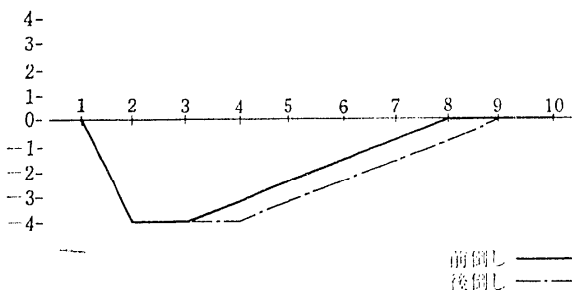


図6b 移行方式の下での政府貯蓄残高

等しい。一方、第3期に若年者である団塊の世代も、積立方式で年金を受けるから、政府からの移転所得を受けない。このため、第3期の前倒し法での政府貯蓄は0であり、この期の政府貯蓄残高は第2期の水準のままである。すなわち、図5bの点線が示す第3期の政府貯蓄残高は、年金第1世代に支払われたただ乗りの年金給付額に等しい。

その後清算国債の償還が行われるにつれて民間から政府への純所得移転が起き、残高は減っていく。この償還が完全に終わってしまう第8期以後は残高はゼロとなる。これは清算国債の償還というプロセスが、実は年金第1世代がつくりだした民間に対する政府の純負債残高を解消させていくプロセスであることを意味している。

V 純国債償還を政府貯蓄とみなす場合

1. 国債と政府貯蓄

第IV節のように、われわれのモデルで年金純給付を負の政府貯蓄とみなすと、賦課方式や移行方式の下では負の貯蓄残高が存在することが、図4bと図5bとによってわかった。負の貯蓄残高があることは、その分の国債が発行されていることと実質的に同じことである。とすれば、年金制度を直接的に国債発行の一形式であるとみなせるはずである。そうすれば、われわれの清算国債にもうひとつの意味を与えることができるに違いない。

保険料の支払いを、その時点における若年者が将来受け取る年金の元金として支払う貯蓄だとみなすと、保険料の支払いによって消費者は将来の年金受給権を購入したことになる。反対に、政府は保険料と引き換えに約束手形をこの世代に対して発行したといえるであろう。すなわち、年金が発足したときに、保険料と引き換えに政府は国債——年金国債と呼ぼう——を発行したのだとみなすことができる。さらに、年金の支給は年金国債の償還と考えられる。

一方、各期の年金国債の償還額と保険料収入は一般に等しくない（ただし、賦課方式は例外であって、この方式の下では等しい）。このため発生

する資金の過不足を埋めるため、新たな国債が発行される必要がある。よって政府の純国債発行額はこの2つの合計である。

このように、公的年金を、政府が約束手形的一种である年金国債を保険料と引き換えに発行するシステムだと考えると、この年金制度を維持するに必要な政府の純国債発行額は次のように表せる。

$$\begin{aligned} & \text{純国債発行額} \\ &= \text{年金国債発行額} - \text{年金国債償還額} \\ & \quad + \text{資金収支赤字} \end{aligned} \quad (6)$$

こうして定義された各期の純国債発行額をその期の政府貯蓄のとりくずしとみなせる。

年金国債の収益率は市場の預金の収益率と一般に異なる。このため年金国債の発行額を償還額の現在価値でとるか、発行時の振込額でとるかで発行額の金額が異なる。発行時の振込額でとる方法を預金国債と呼び、償還額の現在価値でとる方法を約束手形国債と呼ぼう。

2. 預金国債と政府貯蓄

いま、 t 時点の若年者に、 T_t の保険料と引き換えに来期に G_{t+1} の年金支給が約束されており、退職者に G_t の年金国債の償還が行われているとしよう。このとき t 時点で T_t の預金型年金国債が発行されており、 T_{t-1} だけ償還されている。資金収支の赤字は $G_t - T_t$ である。したがって、預金国債の純発行額 ΔB_{bt} は、

$$\Delta B_{bt} = (T_t - T_{t-1}) + (G_t - T_t) \quad (7)$$

と表せる。すなわち、

$$\Delta B_{bt} = G_t - T_{t-1} \quad (8)$$

となる。

このように預金国債方式によって求めた政府貯蓄(8)は、後倒し法によって求めた政府貯蓄(3)と等しい。したがって図4aが各年金方式の下での ΔB_{bt} のグラフであり、図4bはその残高のグラフであると解釈できる。

預金国債方式の下では、政府による純給付とか、所得移転といった概念はいっさい用いられなかった。それだけにこの同値関係は興味深い。

3. 約束手形国債と政府貯蓄

いま、 t 時点の若年者に対して、今期における T_t の保険料の支払いと引き換えに、来期における G_{t+1} の年金の受け取りが約束されているとしよう。さらに、退職者に G_t の年金国債の償還が今期行われているとしよう。 t 時点での約束手形方式の国債の純発行額を ΔB_{ft} 、残高を B_{ft} とすると、(6)より、

$$\Delta B_{ft} = (G_{t+1} - G_t) + (G_t - T_t) \quad (9)$$

と表せる。すなわち、

$$\Delta B_{ft} = G_{t+1} - T_t \quad (10)$$

となる。

このように約束手形方式によって求めた政府貯蓄(10)は前倒し方式によって求めた政府貯蓄(5)と等しい。(9)、(10)式の導出でもやはり政府による純給付とか、所得移転といった概念はいっさい用いられなかった。前と同じように、図5aは各年金方式での $-\Delta B_{ft}$ のグラフであり、図5bはその残高のグラフであると解釈できる。

4. 清算国債の意味

第3期に発行される清算国債の残高は、第II世代の受け取る年金額に、ひいては年金第I世代の保険料の負担なしで受ける受給額に等しい。このため前倒し法での動きを示す図5bの点線は、図3bの点線で示された清算国債残高のグラフと第3期以後は全く同一である。そしてこれは約束手形国債の残高に等しい(図7)。つまり第3期以降降次が成立する。

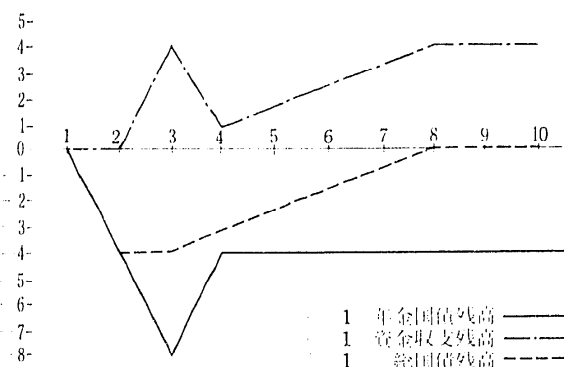


図7 移行方式の下での国債残高の分割(約束手形国債)

$$\begin{aligned} \text{清算国債残高} &= (-1) \text{前倒しでの政府貯蓄残高} \\ &= \text{約束手形国債の残高}(B_{ft}) \\ &= \text{年金国債残高} \\ &\quad + \text{資産収支累積赤字残高} \\ &\quad ((9) \text{式より}) \quad (11) \end{aligned}$$

すなわち、積立方式への移行にともなって発生する清算国債の残高は、前倒し法で測った財政赤字残高(負の政府貯蓄の残高)であり約束手形国債残高であると解釈することができる。言い換えれば、清算国債の発行は、発行時にすでにあった財政赤字残高を顕在化させたものにすぎない。実際、清算国債の発行は、前倒し法による財政赤字残高を引き上げるものではない。図5bの実線が示すように、賦課方式のままにしておけば、負の財政赤字残高は-4のレベルで永続する。しかしわれわれの移行方式の設定では清算国債残高を律儀に減らし続けるから前倒し法での政府貯蓄の残高は、図5bが示すように、積立方式への移行によってむしろ負の値が小さくなるのである。

もし仮に移行にともなって発行された清算国債を将来世代が全く償還しないとしたとしても(前倒し法で測った)政府の赤字残高は、賦課方式を続けた場合とちょうど等しくなる。

VI ま と め

実態は同じ経済でも、表記する概念が違えば、見かけ上異なってみえる。小稿では貯蓄に関する次の3つの概念を用いて、積立方式、賦課方式、および移行方式の年金制度の下での政府貯蓄を比較検討した。

- ① 保険料を年金税とみなし、資金収支に基づいて政府貯蓄を定義する。
- ② 年金制度を通じての民間への純年金受給をもって負の政府貯蓄と定義する。
- ③ 年金支給義務を国債とみなして、その純償還を政府貯蓄と定義する。

これらの概念を用いての分析のなかで、年金制度の議論ではフローの動向だけでなく、貯蓄残高、国債発行残高といったストックの変数の吟味が重要な役割を果たした。

この分析によって次の結果を得た。

1. 資金収支だけに基づいた通常の政府貯蓄の定義①を用いると、賦課方式から積立方式への移行は政府貯蓄残高を純増させる。清算国債発行による赤字が発生するが、それを相殺する年金基金貯蓄の黒字をつくりだすからである。
2. 賦課方式から積立方式への移行は②および③の定義によっても政府貯蓄を増加させる。
3. 通常の定義①では、年金が及ぼす経済主体の行動への影響を捉えられない。例えば、積立方式の下での各世代の消費構成は公的年金がない場合と全く同一であるが、①の定義による政府貯蓄は変化してしまう（しかし②および③の定義の下では0のままである）。
4. ②と③の評価は同値である。
5. ②と③の評価方法では、政府貯蓄は(a)年金国債の純償還と(b)資金収支の黒字との和となり、この2つの要素をみることによって、年金によって発生している政府の対民間負債残高の変動要因を捉えることができる。例えば、賦課方式では永久に残る負の政府貯蓄を、移行方式では数期で解消するという差も明確に示される。
6. 移行方式で発行される清算国債の残高は、②および③の定義による政府赤字残高に等しい。すなわち清算国債は、定義①で隠れていた賦課方式の政府の年金支給義務を表に出したものである。

注

賦課方式が継続していると、2つの概念が同値であることはすでに示した。賦課方式導入の時点 $t=2$ においても、2つの概念は同値である。

前倒し方式で算出した t 時点における確定政府純給付は、

$$t > 2 \text{ ならば } \Delta G_t = G_{t+1} - T_t$$

$$t = 2 \text{ ならば } \Delta G_t = G_{t+1} - T_t + G_t$$

を満たす。 $t > 2$ の場合には受給はすべて若年時に確定するから、1期後の受給額から今期の保険料を差し引いたものがこの年に確定する政府による純支給になる。 $t=2$ には、このような支給に加えて年金第Ⅰ世代に対する支給 G_2 がこの年にはじめて確定するから、これが加えられる。

一方、約束手形方式の国債の純発行額は、

$$t > 2 \text{ ならば } \Delta B_t = G_{t+1} - G_t + G_t - T_t$$

$$t = 2 \text{ ならば } \Delta B_t = G_{t+1}$$

である。 $t=2$ の場合には国債の償還がないから G_t が差し引かれない。賦課方式の下では $G_t = T_t$ であることを考慮すると、上の諸式から、

$$t \geq 2 \text{ ならば } \Delta G_t = \Delta B_t$$

が導かれる。

ここでは“前倒し”を実際の支給がいつ行われるかにかかわらず、制度として確定した時点で計算に含めることを意味していて、時間的に前という必要はなく、第2期にはじめて支給されることがわかった G_2 も、支給が確定した第2期に計上される。

参考文献

- [1] 八田達夫, 小口登良「賦課方式から積立方式への移行」『季刊・社会保障研究』Vol. 25, No. 1, 1989年

(はった・たつお 大阪大学教授)
(おぐち・のりよし 筑波大学助教授)

「社会福祉士及び介護福祉士法」の立法過程

北 村 喜 宣

I はじめに

日本における、中央政府レベルの立法過程は、一概に官僚優位であるとか、政党主導であるとか特徴づけられるのではない。それは、当該法律の性質により、あるいは、それをめぐる政治的・行政的諸環境により影響を受けるものである。法案は、官僚、与野党、個々の政治家、インタレスト・グループなどにより発案される。官僚発案の場合には、当該官庁内調整、省庁間調整、与野党調整などを経て、内閣提出法案として国会に出され、国会により決定される。その場合、法案成立を図る官僚グループは、立法過程における諸アクターの明示的・黙示的支持を獲得するため、政治家、学者、マス・メディア、インタレスト・グループなどを動員し、官庁のリソースを基礎に、交渉、妥協、説得、情報操作、そして、ときには威嚇や「やらせ」といった手法も用いるのである。

「社会福祉士及び介護福祉士法」（以下「福祉士法」という）は、ある意味で、そうした官僚による立法過程操作の産物といえる。福祉士法の場合、厚生省、そのなかでもとくに社会局庶務課・老人福祉課の官僚たちが、主要な役割を演じた。後に述べるように、斎藤十朗厚生大臣（当時）が、社会福祉士や介護福祉士のような資格を創設するための法律を国会に提出したいという意思を表明した記者会見（1987年1月7日）の前、そして、その後にかけて、厚生官僚たちは、実に注意深く、ときには極めて大胆に、省内外の反対を解消すべく活動したのである。本稿では、関係者へのヒア

リングおよび関係文献の収集・解析を通して、彼らがどのようにして、最後のゴールである法律の成立に漕ぎつけたのか、が説明される。

社会福祉の領域では、保育所などの保母と自治体の社会福祉事務所で働く社会福祉主事が、30年以上にわたって、ただ2つ認められた国家資格であった。実際には、多くの人々が、身体障害者や高齢者などを公的補助に基づき、施設などで世話しているにもかかわらず、こうした人たちは、国家資格をもたないでいた。しかしながら、社会構造および国民生活の変化に伴い、社会福祉や保健サービスに従事する人々の質（知識・技術・倫理）の向上の必要性が、しだいに広く認識されるようになった。社会福祉従事者の専門職性を、資格制度を通じて高めることは、社会福祉関係者にとって、「長年の悲願」であったのである。それでは、いったいなぜ専門職性の向上が求められたのか、どのような社会的変化がその理由となったのか、厚生官僚たちはどのようにそのリソースを使い、立法過程における諸アクターを動員したのか。こうした点に、本稿の注意が払われる。

II 福祉士法の概要

福祉士法は、「社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正化を図り、もつて社会福祉の増進に寄与すること」（1条）を目的としている。両福祉士の業務内容は、次のように規定されている。社会福祉士とは、社会福祉士試験に合格して登録を受けた者で、社会福祉士の名称を用いて、身体上、あるいは、精神上的の障害や環

境上の理由により日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者である（2条1項、28条）。「社会福祉士」の名称は、この要件を満たす者しか使うことができない（48条1項）。介護福祉士とは、介護福祉士試験、あるいは、厚生大臣の指定する養成施設での研修などを経て、登録を受けた者で、身体上、あるいは、精神上の障害のため、日常生活に支障がある人に対して、入浴、排泄、食事などの介護を行い、その人や介護者に介護についての指導をすることを業とする者である（2条2項、42条、43条）。「介護福祉士」の名称は、この要件を満たす者しか使えないのは社会福祉士と同様であり（48条2項）、福祉士法は、この意味で、業務独占ではなく、名称独占を規定するものである（資格なしにその名称を使用した者に対しては、罰金による制裁あり（53条3号））。社会福祉に従事する人には、ある程度の技術や知識が必要であるのだが、他方で、より多くの人が社会福祉の活動に参加することも望まれる。もし、両福祉士について、たとえば、許可制をとった場合には、この要請が満たせないことになってしまう¹⁾。また、資格制度という一種の規制的手法を、市民の自由を極力制限しないように用いるということは、行政改革の観点からも支持されるものであろう。

社会福祉士の資格をとるにはすべての場合（4条）、介護福祉士の資格をとるには一定の場合に（39条4号）、国家試験を受けなければならない。社会福祉士・介護福祉士の受験資格で特徴的なのは、大学・養成施設等における実習を重視している点である。

社会福祉士や介護福祉士のような福祉専門職に、国家による資格認定制度があるのは、世界的にも例がない。社会福祉士についていえば、社会福祉系大学を卒業したからといって、それで直ちに資格認定となるわけではない。日本は、いわゆるケア・ワーカーとソーシャル・ワーカーに、中央政府による資格認定制度を設けた最初の国といわれている²⁾。

介護福祉士と社会福祉士は、その信用を傷つけ

るような行為をしてはならないし、また、正当な理由なく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならず（46条）、違反に対しては、懲役ないし罰金による制裁がある（親告罪である）（50条）。

ところで、福祉士法は、福祉専門職の質の向上を狙っており、職業倫理の向上も大きな課題である。しかし、同法は、職業倫理とは具体的に何を指すのか、信用を傷つける行為とは何なのかについて、何の基準も設けていない。また、それを判断するための機関も設けられてはいない。第一次的には、司法警察当局の判断に委ねられるのであろうが、そうしたシステムが適当であるのかについては、疑問がないではない。もっとも、これは、医師法などとも同様である。

III 専門職制度への社会的需要 ——厚生官僚の認識

（1）高齢化社会の急速な進行と家庭内介護能力の低下

日本は、急速な速さで、高齢化社会に向けて進んでおり、このため、高年者に対する介護や相談の必要性はますます増大するものと予測されている。1947年には、男子50.06歳、女子53.96歳であった日本人の平均寿命が、1986年には、主として公衆衛生基準の向上や医療技術の進歩により、それぞれ75.23歳、80.93歳と大幅にのびている³⁾。とくに、75歳以上の高年者の数の増加はめざましく、このことは、慢性病や長期療養を必要とする「寝たきり老人」や「ぼけ老人」が、おそらくは、同じかそれ以上の速度で増え続けることを意味している。

他方、核家族化の進行のため、より多くの高年者夫婦が子供たちとわかれて暮らすようになり、家庭の介護能力が低下してくることが予想される。たとえば、息子夫婦と同居していたとしても、女性の就職機会の増加・出生率の減少・家事負担の軽減・女性の高学歴化などの理由により、息子の妻はますます外で働くようになっている。同居家族が高年者や身体障害者の世話をしている場合に

も(80%が老妻か義理の娘、そして、その3分の2以上が50歳以上である)、家族は、ストレスやフラストレーションがつり、余暇時間が少なくなり、さらに、経済的負担が増加している⁴⁾。したがって、こうした家族にとっての外部の社会福祉サービスの需要は、近い将来、確実に増えるといっていよい。家族だけに介護を任せておけば、介護者と被介護者が「ともだおれ」になることは明らかである⁵⁾。このような状況の下で、庶務課・老人福祉課の厚生官僚は、信頼のできるマンパワーを早急に確保すべき必要性を強く認識していた。

必ずしも実証的な裏付けがあるわけではないが、まだ日本人には、自分の親を老人病院や老人ホームに入れることに対して、後ろめたい気持ちが残っているため、家庭内での介護能力は低下しているという現実はあるけれども、できるならばそれを避けたいと考えることが多いのではないだろうか。最近になって、国の施策としても(どのように実施するかはさておき)、在宅福祉対策の充実に重点を置いており、老人や障害者などが、家庭や地域社会のなかで、家族やそのコミュニティの人たちと一緒に生活しながら、それぞれの福祉ニーズに応じた福祉サービスを受けられることが望ましいとされている⁶⁾。もし、要介護者と同居している家族、あるいは、同居していなくても介護の必要な家族が、部分的にせよ、専門的技術をもつケア・ワーカーに頼ることができるならば、その負担は、かなり減少することになるだろう。

また、予想されるように、こうしたサービスを提供する人は、家庭内の事情を深く知ることになるために、秘密保持義務をどのように扱うかは、専門的知識・技術と並び、サービスの受け手にとっては強い関心である。

ところで、立法過程、とくに、いわゆる国会事前過程において、主に議論の対象とされたのは、どのようにしてきたるべき高齢化社会に対応するかであった。児童虐待・いわゆる問題児・アルコール中毒者・精神障害者・麻薬中毒者などは、福祉士法の必要性との兼ね合いでは、ほとんど考えられなかった。

(2) 社会福祉産業におけるマンパワーの質の確保の必要性

とくに最近、福祉サービス——とくにいわゆるシルバー・サービス——の分野に、さまざまな形で民間会社の進出が目立ち始めている。これは、ひとつには、年金制度の充実によるものといえよう。高齢者のうち比較的裕福な者は、公的機関によっては必ずしも提供されないような質の高いサービスを求め出しているのである。厚生省も、シルバー・サービスの消費者の多様な需要にこたえるため、安全で信頼のおける福祉サービスが、民間部門によっても安定して供給されることを、今後の方向と考えていた。もっとも、これは、福祉サービスをすべて「民営化」というものではない。ひとつの例として、高齢の親をもち、その介護に種々の困難を感じている介護者が、公的な福祉・医療サービスによっては十分な援助を得ることができないような場合、民間企業にこのギャップを埋めることが期待されている。たとえば、昼の給食や昼間の一時預かりである⁷⁾。行政改革の波のなかで、社会福祉行政は、財政カットの標的のひとつとなっているため、厚生省は、福祉サービスに対する需要が高まっているにもかかわらず、公的なソーシャル・ワーカーやケア・ワーカーを増員するという方向での解決はできないでいた。民間部門による社会福祉サービスは、行政によるサービスを補完するものとして期待されていたのである。

サービスの向上については、それを「市場メカニズム」に委ねるのも、ひとつの方法であるかもしれない。しかし、厚生省では、政府による何らかの規制により、専門的な知識・技術・倫理を兼ね備えたマンパワーを養成・確保することが社会的にみても望ましいと考えていた⁸⁾。民間のシルバー・サービス会社が、質の劣るワーカーを数多く雇用した後では、規制によってそうした状態を是正することは困難であるし、また、手遅れである可能性もある⁹⁾。したがって、何らかの、予防的な措置を講じる必要があり、政府による資格認定は、そのために考えられたのである。サービスが、行政により、いわば独占的に供給されている

のなら、特段の資格制度がなくても、研修などによって職員の質を確保することは可能であろうが、そうすることができないため、厚生省は、とくに民間のシルバー・サービスが、次のような基準を満たすワーカーを採用することが必要であると認識していた。①専門的倫理（要援護者の人権擁護・自立援助の視座をもち、そのプライバシーについての守秘義務を遵守すること）、②専門的知識（各種社会福祉制度に関する専門知識をもち、老人心理やカウンセリングなどの相談技術・介護技術に関する専門的知識があること）、③専門的技術（ケース・ワークやグループ・ワーク技術などの社会福祉援助技術に通じていること）¹⁰⁾。従来、わが国では、専門的知識・技術は、十分には発達しておらず、この点が、立法化を目指す強い理由になったように思われる。民間のシルバー・サービス会社は、多くの客を護得しようと思えば、おそらく国家資格をもったケア・ワーカーを雇おうとするだろう。ケア・ワーカーの数が、当該企業の質の指標となるのである。また、質の向上は、民間のサービス業全体にとって、望ましいことでもある。

（３） ソーシャル・ワーカーの資格制度における日本の「後進性」

1986年に、社会福祉に関する国際会議が大阪と東京で開催された。とくに、大阪会議においては、テーマのひとつとして「社会福祉専門職制度の比較研究」が設定され、報告者のなかには、日本には年金制度や社会福祉施設の充実はあるものの、社会福祉の領域に専門職としての資格制度が整備されていない点を指摘する人もいた。これは、「福祉の先進国を自称しようとするわが国にとって、大変に手厳しい指摘であった」¹¹⁾。大阪会議では、アメリカ・イギリス・西ドイツ・フランスなど、何らかの形で資格制度をもつ国の事情が紹介された。この会議を通して、わが国では、福祉専門職を養成するために、何の行政的努力も払われていないことが明らかになったといわれている¹²⁾。

（４） 社会的に認知されたいというケア・ワーカーの願望

伝統的に、日本では、同居する高年者の介護は、家庭内で最も低い地位の「嫁」によって担われてきた。介護の仕事には、おむつの交換や排泄・入浴・食事などの世話が含まれている。現実には、ケア・ワーカー、寮母、ホーム・ヘルパーのほとんどが、女性である。こうした職に就くためには、特段のトレーニングを必要としない。こうしたことにより、家庭内介護の仕事には、「ダーティー・ワーク」というイメージが付きまとっていた。その仕事の社会的地位が低いという理由から、老人ホームの寮母やヘルパーは、自分の職業を明らかにするのをためらうこともあるといわれている¹³⁾。国家的な資格制度の導入によって、こうした人たちは、介護という仕事が、社会的認知を得ることを期待したのであった¹⁴⁾。ある調査によると、調査対象となった社会福祉従事者の43.2%が、社会福祉職の低い社会的地位の理由を資格認定制度の欠如に求めている¹⁵⁾。ケア・ワーカーは、医師・看護婦・栄養士などの国家資格のある医療専門職と協働することがあるが、そのときに、国家資格がないために、一種の劣等感を感じることもあるという。

社会福祉系大学や社会福祉に関するコースをもっている高等学校は、「国家資格のとれる学校」ということで宣伝になり、多くの学生を集めることができるため、国家資格制度の導入に歓迎的であった。厚生省も、若くて優秀な社会福祉分野のマンパワーを確保できることを望んでいた。

資格を認定するのは、自治体や民間団体ということも考えられる。しかし、ソーシャル・ワーカーやケア・ワーカー自身、より権威があるという理由により、中央政府による資格認定を希望した。日本人は、一般に「資格好き」であり、また、いわゆる官尊民卑という伝統もある。そして、自治体よりは、中央政府の方が「格が上」という意識をもっているのである。

IV 立法過程における厚生官僚

(1) 厚生省内部の調整

日本国憲法と内閣法の解釈によれば、国会議員と並び、内閣自身も法案提出の権限をもっている。内閣が法案を提出する際には、そのメンバーすべて、すなわち全閣僚が、利害関係のあるなしにかかわらず、事前に当該法案に同意していなければならない。そして、決定は、全会一致でないといけないとされている。法案は、多くの場合、担当の省庁の官僚によって起草されるのが通常であるが、最終的な法案となるまでには、いかなる省庁間の対立点も交渉などによって解決されていなければならない。そこで、当該官庁の官僚にとり、まず第一にすべきことは、その省庁の内部部局間の対立を調整することである。そのあと、担当部局の官僚は、他の省庁、政治家、インタレスト・グループなどに対する交渉を開始することになる。福祉士法の場合、厚生省社会局庶務課が中心となって、法案作成と対内・対外交渉の役割を担ったのである。

同省内のコンフリクトは、医療ソーシャル・ワーカー (MSW) と心理ソーシャル・ワーカー (PSW) の扱いをめぐる、庶務課と健康政策局医事課（一般に、日本医師会の強い影響下にあると考えられている）との間のものであった。もともと日本の社会福祉士は、MSW のように医師や看護婦とともに病院内で働くものとは考えられていなかった。しかし、社会福祉サービスの需要の増大とその多様化に伴い、MSW と PSW も、患者が退院した後も、病院外でサービスを提供するものであり、医療事項のみでなく社会福祉に関することにも活動の範囲を拡大すべきであるとの考え方が優勢になってきた。要介護者やその家族にとっては、医療上のアドバイスとともに社会福祉上のアドバイスも必要なのである。介護を受ける側からみれば、この2つの業務は、分けて考えることは困難である。このため、庶務課の官僚は、当初、MSW と PSW を社会福祉士のカテゴリーの下に統合するつもりであったともいわれている。

ところが実際には、ほとんどの MSW・PSW は、病院内において、患者の医療費の計算などの単純労働に就いているといわれる。病院経営者や医師は、このような状態の改革には消極的である。もし、MSW・PSW が、大学卒で国家資格をもつとなると、勤務条件の改善を求めることが予想され、これは、彼らを「安価な労働力」に止めておきたいと考える経営者の利益に反することになる¹⁶⁾。さらに、MSW・PSW を庶務課案のような形で法律に取り込むことには、日本医師会も反対であった。また、MSW の間でも、自分たちの地位をどのようにして法制化するかについては、意見が一致していなかった。すなわち、社会福祉士とは独立した資格として考えるのか、それとも、この際、社会福祉士のカテゴリーのなかに含めるのがよいのか、である。庶務課の官僚は、後者の案をもっていたが、医事課と MSW の賛成を得ることが困難であると判断し、MSW・PSW を社会福祉士資格から除くことを決めた（本稿末の付表を参照）。医事課は、その「縄張り」が庶務課によって侵されず、医師会の利益も守ることができたため、これ以後、福祉士法に対して反対することはなくなる。事実、医事課は、独自に、MSW を国家資格化する法律を検討していたと伝えられる¹⁷⁾。

庶務課サイドが、この決定をしたのは、第108国会に法案を提出できるギリギリのときであった（国会での採決も、会期終了直前になされた）。これ以上待つて交渉を続けたとしても、提出時期を逸すれば、作業はまた一からやりなおしである。定期的な人事異動により、新しいスタッフが庶務課にくるであろうし、彼らが、同じように、国家資格化に好意的であるとは必ずしもいえないからである。

(2) 省庁間の調整

省内をまとめた後、庶務課・老人福祉課の官僚（以下では、彼らのことを指して「厚生官僚」という）にとって必要なのは、他省庁の支持を調達することである。この交渉過程においては、とくに、労働省・大蔵省・通産省・文部省が、交渉相手として登場する。

このなかでは、労働省が、最も手強い相手であった。同省は、家政婦関係4団体、約15万人の利益を代表しているが、介護福祉士の業務内容は、家政婦の仕事と重なるため、他の省に規制されることに對して強い拒否反応を示したとみられている。厚生官僚は、家政婦や付き添い婦は、看護や介護に関する専門的な知識・技術が必要とされるケア・ワークの重要な担い手であると理解していたし、その専門的能力を向上させることを望んでいた¹⁸⁾。しかし、労働省にとっては、福祉士法の構想は、厚生省による「領空侵犯」であったのである。

労働省の強い反対は、主に家政婦団体に起因するものであった。福祉サービスの消費者は、もしその仕事の内容が同じようなものならば、より信頼がおけるという理由で、家政婦よりも国家資格をもつ介護福祉士を選ぶことになる。家政婦も、介護福祉士の試験を受ければよいわけであるが、そうした面倒なことをしないといけないことに對して反対であった。自分たちが介護福祉士にならないかぎり、新しい国家資格は、家政婦業界にとって、重大な経済的脅威となり得るものであった。家政婦の収入は、比較的高額であるし、その社会的地位も低いとは思われていない。この点で、厚生省の管轄下にあるホーム・ヘルパーや寮母とは、大きく異なっている。したがって、Ⅲ節(4)で述べた理由は、家政婦にはあてはまらない。

ところで、舞台裏では、労働省に對して大きな影響力をもっている政治家に對する厚生省の工作が行われていた。自民党の国会議員であるその政治家は、政治献金を受けている家政婦団体の依頼で、労働省に對し、厚生省に對抗するよう圧力をかけていたのである。家政婦は、まず家政婦団体に登録され、その団体が、依頼を受け、10%の紹介料をとって登録された家政婦を紹介する。4つの家政婦団体は、紹介料の1%をその政治家に政治献金として与えていたともいわれている。ところで、自治体のなかには、ホーム・ヘルパーの仕事を家政婦団体に委託しているところがあり、その委託料は、同団体の大きな収入源である。東京都のある自治体の場合、委託料の3分の1ずつが、

それぞれ厚生省、東京都、当該自治体から出されている。また、自治体により行われている付き添い婦サービスは、家政婦団体に委託されているものであるが、その費用は、すべて厚生省から出されている。もし、厚生省が、こうしたプログラムへの財政援助を止めれば、家政婦団体は、大きな収入源を失うことになる。結果的に、頼りとする政治家への政治献金の額も減少するかもしれない。厚生官僚は、その財政分配権限を「脅し」に用いたフシがある。これは、極めて効果的であったようで、これ以降、家政婦団体も自民党代議士も、明示的な反対行動をしなくなったようにみえる。

こうなった以上、労働省も、何としても法案成立を阻止するといういままでの戦術を変更し、そのなかに自省の権限を少しでも盛り込もうという動きに出たのであった。ケア・ワーカーとしての家政婦の質の向上を考えていた厚生官僚は、できるだけ多くの家政婦を、介護福祉士のカテゴリーに含めることができるような方向での妥協をした。福祉士法は、労働省によって監督される、介護に関する技能検定(厚生大臣が、介護福祉士試験と同程度と認めたもの)を経た家政婦を、介護福祉士とすると規定したのである(39条5号)。実際、技能検定システムは、介護目的のためには使われていなかったのであるが、福祉士法によりそれがなされることとなったことは、両省にとって都合のよいことであったであろう¹⁹⁾。この制度がなかったとすれば、両省の妥協は困難であったかもしれない。

日本社会事業大学学長の平田富太郎は、労働省に影響力をもつ同省のOBであったが、同学長と個人的な関係をもつ厚生官僚は、労働事務次官に会って労働省の真の反対理由を探るように依頼した。その結果、家政婦団体と政治家がかかわる反対のメカニズムが明らかになり、厚生省は、その財政権限を用いて工作を進めることができたといわれている。

労働省も、ケア・ワーカーに對しては、厚生省より先に、何らかの形で専門職化を考えていたといわれるが、実際には、特段の行動を起こさなかった。したがって、労働省は、大した努力もせ

ずに、あるいは、単に厚生省に反対することにより、家政婦についての国家資格制度の創出に成功したともいえるのである。

厚生省は、ソーシャル・ワーカーとケア・ワーカーの両方について資格制度を構想したが、これはよい選択であった。もし、ケア・ワーカーのみ考えたものであったとしたら、厚生省は、労働省と家政婦団体の反対を乗り越えなかったであろうといわれている²⁰⁾。それは、次の理由による。先にみた経済的な威嚇だけでは不十分で、厚生省側は、制度の必要性について、理論的な正当化をしなければならない。この点に関して厚生省は、学界の指導的研究者のソーシャル・ワーク理論を基礎にしていた。これは、ソーシャル・ワーカーとケア・ワーカーは共同して活動すべきであり、その業務は互いに補完的なものである、というものである²¹⁾。したがって、2つの種類のワーカーは、別々に制度化されるべきではない。この理論を前提にするかぎり、労働省としては、ケア・ワーカーの国家資格化だけでなく、ソーシャル・ワーカーの資格化の必要性も否定しなければならないことになる。

福祉士法案が準備されているとき、いくつかの自治体でも、とくにケア・ワーカーに関する自治体レベルの資格制度が検討されていた。そこで、自治省は、「中央政府レベル」の資格制度は、こうした動きに水をさすものとして反対したのである。たとえば、兵庫県においては、福祉士法に規定されている介護や指導という業務内容だけでなく、食事の準備・洗濯・掃除・買い物といった家事も含んだ業務内容をもつケア・ワーカーについて、知事が資格を認定する制度を考えていた。霞が関よりも自治体のほうが、質の悪い民間のシルバー・サービスの問題について敏感であったし、中央政府による対策がなければ、自治体で何とか対処しようという方針であった。とくに、兵庫県は積極的であり、当時の斎藤十朗厚生大臣が国レベルでの立法化の意思を表明する前月の1985年12月に、兵庫県福祉介護士認定制度研究会の名で「福祉介護士認定制度研究会報告書(案)」を公表している。

自治省の反対は、とくに強い政策上の根拠があったものではなかった。形式的に、地方政府に対する中央政府の介入を懸念しただけである。現実には、構想をもっていた自治体も、中央レベルで対応がなされるのなら、それに任せてしまおうという態度であった。この時期に、厚生官僚は、いくつかの自治体に対して、中央レベルでの資格制度化の必要性和その効率性を説いてまわっている。自治体が、厚生省案に対してとくに反対していない以上、自治省としては、反対するわけにもいかず、以後、同省は、福祉士法に自省の利益を確保する方向へと戦術転換するのである²²⁾。

日本の立法過程において、官庁が法案を準備する場合には、関係するすべての省庁と事前に折衝をする。そのとき、修正の要望などが出されるわけであるが、内閣による法案提出には、すべての省庁が当該法案に賛成することが要求されるため、担当官庁は、他の官庁の声を真剣に聞かなければならない。他の官庁は、この機会に、当該法案に自省の権益を盛り込もうとしたり、それを通じて自省の政策を実現しようと努めるのである。福祉士法の場合、自治省の支持の見返りに、厚生省は、自治体において、児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉主事などを5年以上経験した人は、社会福祉士試験の受験資格があるとした(7条11号)。これは、なるべく広い範囲の人々を資格取得に向かわせようとする厚生省にとっても、妥当な結果であったように思われる。

受験資格などを考えると、多くの受験者は、4年制大学・短期大学・高等学校の卒業生であることが予想される。こうした学校を所管する文部省は、厚生省と協議して、受験資格を満たすために学生が履修すべき教科を決定する権限を与えられた。もし、多くの学生が、社会福祉士・介護福祉士を目指すことになると、文部省としても、社会福祉系の諸学校に新しい科目を開設するのに必要な予算を要求しやすくなる。現在、日本では、学校の教師は、供給過剰になっており、これは、文部省にとっても頭痛の種である。そこで、福祉士法によって、より多くの学生を、学校教師から、たとえば、社会福祉士に振り向けることができる

ようになる可能性がある。

大蔵省の関心は、当該法案が、よい政策であるのかどうか、そしてそれがどれくらいの公金支出を伴うのか、ということである。同省は、ソーシャル・ワーカーとケア・ワーカーの質を向上させるという福祉士法の目的と執行の際に必要な予算を考えて、いずれの点でもとくに問題はないと判断した。仮に、福祉士法が、かなりの予算支出を伴うものであったとすると、その内容にかかわらず、大蔵省と厚生省との交渉は、スムーズには進まなかったであろう。

厚生官僚が最初に起草したときの福祉士法案は、成立した法律より、はるかに条文数が少なかったが、さまざまなアクターとの交渉の過程でその数が増え、十二単衣を羽織ることになってしまったといわれている²³⁾。この過程は、交渉と妥協により条文の数が多くなるという、日本の立法過程のひとつの特徴を示している。

(3) 自由民主党

制定法によって要求されているのではないが、内閣により提出される法案はすべて、その前に、与党自民党の審査を受ける慣例になっている。議院内閣制の下、一般に政党は、強い党議拘束を所属議員に課している。したがって、国会の多数を占める自民党が、党として承認した法案は、通常、国会で成立することになる。自民党は、30年以上にわたり与党の座にあり、政権交代の可能性もさして現実的なものとは感じられないため、このプロセスは、ほとんど正式の過程となっているといえてよい。法案を準備する省庁の高官が、その法案を自民党に説明し、そこで修正を求められることもある。自民党の国会議員は、基本的には自分の利益・興味に応じて、国会の委員会に対応するように作られている党内政務調査会の部会に所属している。福祉士法は、社会福祉にかかわる法律であるから、自民党内においては、まず、社会部会において審査された。その後、審議会・総務会の審査を経て、いわゆる与党審査は終了したのである。もし、自民党の有力な政治家が、この過程で強く反対すると、法案は、ここで立ち往生する。

事実上の全会一致が決定ルールとされているために、説明・説得にあたる官僚は、反対の意思を有している政治家を、少なくとも黙らせなければならないのである。

福祉士法の立法過程においては、厚生官僚が大きな役割を演じたと思われるが、そうした彼らも、当時の厚生大臣であった斎藤十朗の存在を高く評価している。自民党の議員である斎藤は、社会福祉従事者の資格制度を通じての専門職化の方針を、以前から支持していた。ある厚生省の官僚によると、斎藤は、資格制度の必要性を理解していた例外的な政治家である²⁴⁾。筆者がインタビューしたある厚生官僚は、「斎藤大臣は、福祉士法成立に極めて強い意欲を示し、われわれにもそれに向けて全力であたるようにハッパをかけた。こうしたことは、日本の立法過程においては珍しいことである。通常は、立法に向けてのイニシアティブをとるのは官僚であり、できあがった法案を大臣に渡すのである」と述べていた。その官僚はまた、もし、大臣の強い入れ込みにもかかわらず立法化に失敗したなら、大臣の顔に泥を塗ることになり、それゆえ、絶壁に立った思いで必死に働いた、とも語った。しかし、先の官僚が指摘しているように、社会福祉従事者の資格化の必要性は、厚生省内においても長く認識されていたことであり、斎藤は、大臣就任の直後から、このアイデアを支持していた、という理解もある²⁵⁾。斎藤は、とにかくその任期中に、何か「歴史に残ること」をしたいと考えていた、ともいわれている。厚生官僚は、斎藤の政治的影響力を認識し、省内交渉・省庁間交渉の際に、その立場を正当化する根拠のひとつとして利用したように思われる。

ところで、斎藤が法制化への強い意欲を示したからといって、それだけで他の利害関係のある自民党議員の支持を得ることは難しい。与党審査をスムーズにクリアするかどうかにあたりポイントのひとつとなるのは、その法案の成立により、何らかの金の流れがあるかどうか（予算・政治献金）、票の獲得につながるか、である。福祉士法は、これらの点において、ほとんどの政治家にとって、大して魅力のあるものではなかった。立法

過程での精力的な活動が、金や票の確保につながらなければ、政治家は、総じてそうすることに消極的であるが、福祉士法の場合はまさにそうした事情があったのである。福祉士法により、社会福祉従事者の質が向上し、それにより高年者の福祉が増進されると報じられたため、これに正面切って反対することは有権者に対してネガティブなイメージを与えかねない。したがって、一般に、自民党議員は、法案に対して明確な反対意思を表明することには消極的であった。このことは、福祉士法に関して自民党議員が有権者の圧力に影響を受けやすいことを意味する。立法過程における政治家の活動が少なければ少ないほど、官僚がイニシアティブをとれる場面が多くなる。厚生官僚は、与党審査の最初の段階である社会部会での審査に際し、多くのインタレスト・グループを動員した。とくにこの過程では、全国社会福祉協議会が重要な役割を果たした。同協議会是非政府機関であるが、厚生省と深いつながりをもっており、各都道府県とほとんどの市にその支部をもっている。全国社会福祉協議会とこの地方支部が、おそらく厚生官僚の指導の下にメンバーの動員を図ったのであろう。筆者のインタビューしたある関係者によると、「この作戦は、極めて効果的であった。社会部会のメンバーは、自民党本部の入り口に顔見知りの支持者を多く見つけ、それを強いプレッシャーと感じた」のである。

(4) マス・メディア

マス・メディアは官僚にとって有用な武器であり、また議会政治において世論に影響を与えるうえで大きな役割を演じている。マス・メディアは、政府活動についての情報をほとんどすべて官僚に頼っているため、官僚は情報をコントロールすることにより、「世論を形成する」ことが可能な場合がある。世論形成の第一段階として、厚生官僚は1987年1月7日に記者会見を設定し、その場で斎藤厚生大臣が社会福祉従事者に対する資格制度の立法化構想をぶちあげた。それ以来、新聞各紙はこの問題に関心をもち、情報を求めて厚生省にアクセスするようになった。そこで厚生官僚は資

格制度の社会的必要性を繰り返し強調し、新聞各紙も総じて好意的な論調でこのアイデアを迎えたのである²⁶⁾。

また、厚生官僚は資格制度の立法化を支持している学者や指導的なソーシャル・ワーカーに依頼して、制度の必要性を訴える論文・コメントを、とくに新聞に書かせた。

さらに、省庁間のコンフリクトを解決するために、その事実を新聞にリークした。労働省との対立が最も激しいものであったことは、先にみたとおりであった。国家資格の導入によって社会福祉従事者の質を向上させるということは、とくに強い反対の利害がないかぎり適切な政策と受け取られた。そこで厚生省は、強硬に反対する労働省を「悪役」に仕立てあげようとしたかもしれないのである。こうした「キャンペーン」により、経団連のような経済団体は、しだいに労働省に批判的になっていった。経済界は、シルバー産業が、将来ますます発展する有望な事業分野であるという認識をもっており、そのために何らかの資格制度は必要であると考えていた。環境規制のような場合と異なり、資格制度の導入という規制は、産業界にとっても便益をもたらすものであった。一般的に、産業界の利益に敏感であると考えられている自民党の政治家は、この意味においても、法案に明示的な反対をすることには消極的であった。

(5) 国際会議

社会福祉に関する国際会議は世界各国でもちまわりで開催されているが、1986年はちょうど日本が28年ぶりに開催国となる年であった。厚生官僚の何人かは、東京会議とそのプレ会議といえる大阪セミナーの企画・運営に深くかかわっていた。彼らは、この機会を通じて、日本は社会福祉従事者の資格制度がない点で「後進国」であるという理解を、世論に訴えようとしていた。

実際、会議の場では多くの外国人参加者が日本でソーシャル・ワーカーの資格制度がないことを批判的に指摘したといわれる²⁷⁾。しかし、そうした指摘が、自発的になされたものかといえ、必ずしもそうはいえないところがある。日本側の報

告者やパネリストのほとんどは資格制度化の強い支持者であったが、日本における同制度の欠如を繰り返し強調したのは、他ならぬ彼らであった。このことは、たとえば「国際社会福祉大阪セミナー報告書」をみても明らかである。日本の現状のレポートを受けた後、「日本では何が必要か」と聞かれた外国人参加者は、「日本においても、資格制度の導入が必要と思う」と答えている。しかし、これはわが国の現状に対する批判とはほど遠いものである。外国人により批判がなされたというよりも、厚生官僚や会議の企画者が、資格制度のない日本の現状は国際的にみても問題がある、というコメントを外国人参加者の口から引き出した、というほうがより正確であろう。一種の「やらせ」である。いずれにせよ、そうしたコメントは「厳しい批評」²⁸⁾と受け取られた。そしてそれは、一種のオーソリティーある意見として機能したと思われるのである。外国人参加者が欧米人であったことは、その効果を高めた。筆者がインタビューしたある会議企画者によると、厚生官僚は福祉士法の必要性を世論に訴えるだけでなく、政府内の他の省庁に訴える機会として国際会議を利用した、ということであった。

V おわりに

社会福祉従事者の専門性（技能・知識・倫理）を向上させる必要性が、厚生官僚を法制化作業に駆り立てた基本的な理由であった²⁹⁾が、より根本的に、それでは社会福祉従事者の専門性をどのように証明するのかという理論的問題を一応解決する必要があった。いったい、社会福祉に関する「プロ」と「アマ」の違いはどこにあるのか。この点は医療業務や法律業務と違って、一見誰でも参加できそうにみえる社会福祉活動の特徴でもあった。とりえず法制化には成功したものの、区別の必要性について厚生官僚は明確な答えを出しているようには思われない³⁰⁾。もしもこの点について徹底的な議論をしていたとするならば、短期間のうちに自民党審査と国会審議をクリアすることは困難であったであろう。厚生官僚は立法過程

において、慎重にこの問題を避けていたとも思われる。

資格化と専門性（「現にある状態(sein)」と「あるべき状態(sollen)」の2つの意味がある）は、相対的な関係にある。専門性(sein)の向上は資格制度を要求し、資格化により専門性も高まる³¹⁾。福祉士法の場合、資格化による専門性向上(sollen)がその狙いとするところであった。社会福祉士・介護福祉士という国家資格を創出することにより、厚生官僚は社会的需要に応えることができるような社会福祉従事者の専門性の確保を期待したのである。日本では社会の価値基準が、学歴志向から資格志向に変容しているという指摘がある³²⁾が、そうとすれば、福祉士法はより多くの優秀な若者を社会福祉の分野に引きつけるという社会的機能を果たすことになるだろう。

福祉士法には、社会福祉士・介護福祉士になるための多くのルートが規定されている（7条・39条）。これにより、とくに福祉系の高等学校・4年制大学・短期大学などは受験資格を満たすために必要な科目を整備するであろうし、とりわけ実習に重点が置かれることになるだろう³³⁾。従来のカリキュラムの下では、社会福祉従事者を養成するための学校教育はあまりに理論志向であったこともあり十分に信頼のおけるものとは考えられていなかった。したがって、たとえば一定の学校の卒業それ自体をもって専門職資格の獲得と見なすという、アメリカや西ドイツのようなことはできなかったのである。国家試験や指定科目の履修という一種の行政による規制によって、厚生官僚はとくに社会福祉系学校における教育がより実践的なものになると同時に、そうした教育システムによりソーシャル・ワーカーの質が向上することを期待したのである。国家による資格認定というのは、それによりあるグループの人たちの資質をコントロールしようとする行政規制のひとつの形態である。これには許可制度（業務独占）をはじめ、いくつかの方法がある。そのなかで、福祉士法が採用したのは登録制度である。ただし、登録しないかぎり当該活動ができないというのではなく、先にもみたように、国家資格たる社会福祉士・介

護福祉士という名称が使えないにすぎないという名称独占のシステムである。資格をもつ者のサービスを買うか、そうでない者のサービスを買うかは、全く消費者の選択に委ねられている。もし、多くの消費者が社会福祉士・介護福祉士をより好むようになれば、資格をもたない社会福祉従事者は資格認定されるよう行動するであろうし、学生は国家試験の受験資格を満たすのに有利なカリキュラムを整備している学校を選ぶことになるだろう。

関係者の話によると、厚生省は社会福祉士・介護福祉士についての非政府的な組織（たとえば、「社会福祉士会」）を設立する予定であるという。この組織には、メンバーが国家資格を賦与された後も、その質を維持・向上させる活動をするという役割が期待されている。これは一見、私的団体によるセルフ・レギュレーションであるようにみえる。しかし完全なそれではなく、厚生省が監督・行政指導を通じ、一種のダミーを用いて間接的に規制しているのである。

きたるべき高齢化社会に向けて、両福祉士は福祉サービスの中心的な担い手となることが求められる。はたして、十分な能力をもった専門職が、十分な数だけ供給されるのかどうか、同法が関係者の期待したような効果を生むかどうかを判定するにはかなりの時間がかかるであろう。さまざまな期待のなかで、福祉士法の下での第1回目の試験は1989年春に行われた。

〔付 記〕

本稿は、1988年6月10日、アメリカ合衆国コロラド州ヴェイルのマリオ・マーク・リゾートで開かれた、「法と社会」学会1988年度年次大会での報告、Bureaucracy, Professionalism, and the Legislative Process: A Japanese Case Study of the Law of Certified Social Workers and Care Workers of 1987を翻訳し、若干の加筆・修正をしたものである。したがって、聴衆としては、わが国の立法過程に詳しくない外国人研究者が念頭に置かれている。同学会報告記として、北村喜宣「行政規制の『法と社会』研究——『法と社会』学会1988年度大会報告記』『エコノミア』40巻1号、横浜国立大学、1989年参照。

なお、当時、筆者は、カリフォルニア大学バークレイ校大学院の学生であり、同報告のための調査に対しては、同校ロー・スクールの「ショウ・サトウ日本法学研究プログラム (the Sho Sato Japanese Amer-

ican Legal Studies Program)」の援助を受けた。

注

- 1) 京極高宣『明日の福祉をめざして』、中央法規出版、1987年、193-194頁参照。
- 2) 京極、前掲書、197-198頁、同『福祉専門職の展望——福祉士法の成立と今後』、全国社会福祉協議会、1987年、137頁、同〔カリフォルニア大学バークレイ校ソーシャル・ウェルフェア・スクールにおける講演〕「日本における社会福祉専門職化への動き」(1988年5月2日)参照。
- 3) 厚生省編『厚生白書 昭和62年版』、厚生統計協会1988年、4-5頁参照。
- 4) 同上、50頁参照。
- 5) 一番ヶ瀬康子「福祉現場で働く人々に資格制を」『読売新聞』1987年3月20日付参照。
- 6) 阿曾沼慎司「なぜ今在宅ケアが必要か——生活の質、人生の質から問い直す」『厚生福祉』1987年11月18日号、2頁、京極高宣『長寿社会の戦略——市民参加型福祉経営のあり方』、第一法規、1987年、112-113頁参照。
- 7) 樋口恵子「在宅の介護問題を考える——望まれる介護サービスとは」(座談会)における発言『月刊福祉』1988年2月号、37頁参照。
- 8) 阿部 實「社会福祉士及び介護福祉士法と福祉事務所(1)」『生活と福祉』382号、1988年、18頁参照。
- 9) 京極、前注1)書、197頁参照。
- 10) 瀬田公和『社会福祉士及び介護福祉士法の成立と今後の展望』(座談会)における発言『月刊福祉』1987年8月号、15頁、京極、前注2)書106-108頁、一番ヶ瀬、前注5)論文参照。
- 11) 京極、前注2)書、130頁。
- 12) 秋山智久「社会福祉専門職者の実践と意識に関する調査」〔国際社会福祉大阪セミナー(1986年8月25日)における報告〕『国際社会福祉大阪セミナー報告書』、1986年、199頁、201頁、社説『日本経済新聞』1987年3月21日付参照。
- 13) 村田正子『社会福祉士及び介護福祉士法の成立と今後の展望』(座談会)における発言『月刊福祉』1987年8月号、17頁、樋口、前注7)座談会、29-30頁参照。
- 14) 京極、前注2)書、131頁参照。
- 15) 秋山、前注12)報告、109-111頁参照。
- 16) 社説『朝日新聞』1987年9月25日付参照。
- 17) 秋山智久「社会福祉士及び介護福祉士法——法制化の過程と課題」『月刊福祉』1988年8月号、54頁、朝日新聞、前注16)社説参照。
- 18) 京極、前注2)書、149頁参照。
- 19) 瀬田、前注10)発言、25頁参照。
- 20) 京極、前注1)書、200頁参照。
- 21) 同上、京極、前注2)書、150-151頁参照。
- 22) 秋山、前注17)論文、58頁参照。
- 23) 京極、前注1)書、192頁参照。
- 24) 瀬田、前注10)発言、15頁参照。
- 25) 同上、14-15頁参照。

- 26) たとえば、『日本経済新聞』前注 12) 社説、『朝日新聞』前注 16) 社説参照。
- 27) 京極、前注 1) 書、190 頁、同、前注 2) 書、87 頁参照。
- 28) 阿部志郎「新たな福祉専門職資格望む——高齢化進む中で立ち遅れる制度」『朝日新聞』1987 年 3 月 12 日付。
- 29) 京極、前注 1) 書、207 頁、同、前注 2) 書、106-108 頁、阿部、前注 8) 論文、9-10 頁参照。
- 30) たとえば、板山賢二『『社会福祉士及び介護福祉士法』の成立と今後の展望』（座談会）における発言『月刊福祉』1987 年 8 月号、21 頁参照。
- 31) 京極、前注 1) 書、204-205 頁参照。
- 32) 伊部英男「社会福祉に市民権を与えよ——資格の法制化、引き上げを」『サンケイ新聞』1987 年 2 月 27 日付参照。
- 33) 京極、前注 1) 書、205 頁、同、前注 2) 書、154 頁参照。

【付表：福祉士法の立法過程（1987 年分）】

1 月 7 日	斎藤十朗厚生大臣（当時）が記者会見し、社会福祉サービス従事者の専門職化を検討中であることを表明。
3 月 10 日	家政婦関係 4 団体が、福祉士法案に反対である旨の意見書を、労働省事務次官に提出。
4 月 14 日	労働省と厚生省が妥協。
4 月 15～20 日	法案に賛成の諸団体が、自民党関係者に陳情。
4 月 21 日	厚生省、メディカル・ソーシャル・ワーカーを福祉士法に含まないことを決定。自民党の了承を得る。
4 月 23 日	法案が、閣議で了承される。
4 月 28 日	内閣が、国会に法案提出。参議院社会労働委員会に付託される。
5 月 14 日	厚生省、法案の趣旨説明。
5 月 18 日	福祉士法案、参議院社会労働委員会を全会一致で通過。
5 月 20 日	福祉士法案、参議院本会議で全会一致で承認される。
5 月 21 日	衆議院社会労働委員会に、法案付託。全会一致で承認される。同日、衆議院本会議で全会一致で承認、成立。
5 月 26 日	福祉士法公布。

(きたむら・よしのぶ)

横浜国立大学経済学部講師)

平均医療費の経済分析

——医療保障政策指向モデル——

権 丈 善 一

はじめに

経済学の中心的関心は、価格形成メカニズムの分析に向けられる。本稿では、個別出来高払方式のもとで形成され、平均医療費として観察される医療価格の含意を検討し、公的医療保険資料を用いて、わが国医療サービス市場の経済学的性格規定を試みる。

第Ⅰ節では、医療サービス市場の経済学的解釈のうえで争点となる競争市場理論と医師誘発需要理論とが、同じく国民健康保険事業年報の診療諸率を利用することによって、共に検証されているわが国の現状を紹介する。これらの分析では、診療諸率の経済学的取り扱い、つまり価格と量との定義上の違いがあり、これが相対立する仮説の共存という分析結果の矛盾をもたらしているものと考えられる。そこで第Ⅱ節にて、診療諸率の相互関係を明示的に表す医療保障政策指向モデルの構築を試みる。ここでまず、医療サービス市場では、長期的には非価格競争が展開されているのであるが、供給者行動の短期的制約条件については、これを医療サービスの質とするモデルを組み立てる。つぎに、1日当たり平均医療費および1件当たり平均医療費という医療価格の形成は、このサービスの経済特性と制度特性のため、競争市場モデルとは異なるメカニズムをもつことを述べ、他方、医師誘発需要理論が示唆する経済学的含意とも相違するメカニズムをもちあわせていることを論じる。第Ⅲ節においては医療保障政策指向モデルを利用して、医療サービス価格形成に関するファクトフ

ァインディングを行い、わが国医療サービス市場の経済学的性格規定のための作業を試みる。第Ⅳ節では、医師誘発需要仮説検証のためには、医療機関の機能的相違と医療供給の診療上の理由を根拠とした、価格と量との間にある相互関係をも考慮する必要があることを説明し、わが国医療サービス市場は、医師誘発需要的側面を部分的にもつ可能性があるのだが、基本的には現行医療保障制度が指向する価格形成が行われていることを論じる。そして最後に、わが国医療保障制度の短所と本分析の限界を整理する。

Ⅰ 特殊重層市場

エントーベンはいう。「価格は、分母のサービス単位と分子のドルとの比率である。サービスにたいする安定的価格の概念は、安定的な意味のある分母の存在という仮定に依存している」¹⁾。しかし、医療サービスには「サービスの標準的かつ安定的な単位が存在せず、その期間と内容はさまざまである」²⁾。

市場の範囲は、財・サービスの代替性の範囲で規定できる。一般に医療サービス市場と一口によばれてはいるが、このサービスは消費者の個別ニーズに即して行われ、かつこの個別ニーズは特定の消費者においても時間的に代替性が薄く、個人間にわたっては極度に非代替的である特徴をもつため、医療サービス市場は規格市場を想定した分析に馴染みにくい特質をもつ。したがって、モデル的には、医療サービス交換の場は代替性の弱い異質のサービスを時間と空間にわたって包含し

た特殊重層市場として観察され、サービスの質を制御し、単一市場分析に適用される経済学的価格を定義する途の障害は高い。

ところで、わが国でも、1日当り平均医療費や1件当り平均医療費を価格とみたてた経済分析例は存在する³⁾。その目的は、医療サービス市場の性格づけ、つまりこの市場が競争市場であるか、それとも医師誘発需要市場であるかの検証に向けられている。競争市場理論と医師誘発需要理論との相違点は、つぎのように説明できる。

いま、図I-1のように D_0 と S_0 の需給曲線のもとで、 (P_0, Q_0) の均衡が成立しているとす。競争市場理論では、外生的医師数の増加による供給曲線 S_1 へのシフトの結果、均衡価格は低下し、均衡量の増加が予測される。一方、医師誘発需要理論では、供給曲線 S_1 へのシフトにさいし、医師は彼の市場支配力を行使して、患者の需要曲線を右上にシフトさせる。このとき、医師誘発需要効果が均衡価格と均衡量の逆相関をもたらすほどには弱くないものとすれば、需要曲線は D_1 となる。そこでは、均衡価格、均衡量の双方とも増加することが予測される⁴⁾。

わが国では、同じく国保資料を利用して、1日当り平均医療費を価格、1人当り平均診療日数を量と見立てた医療需要関数では、競争市場理論が引き出され、1件当り平均医療費を価格、1人当

り平均診療件数を量と見立てた1件当り医療費推計関数では、医師誘発需要理論が導かれている。つまり、保険資料の取り扱いしだいで、全く相容れない結論が同一資料から検証されるのである。

その矛盾の一原因として、これらの分析のなかで使用された価格と量との間には、「安定的な意味のある分母の存在」を仮定した価格と量との経済学的関係⁵⁾の他に、医療サービスの経済特性および制度特性を反映した関係が伏在している可能性を挙げることができる。

第II節では、この点を明示的に示す医療保障政策指向モデルの構築を試みることにする。

II 医療保障政策指向モデル

医療保障政策指向モデル（以下、政策指向モデル）での、消費量と医療費とを定義する。

1. 消費量と医療費の定義

消費量（サービス購入機会で捕捉）

代表的消費者(i)の診療日数： $q_i = q_{1i} \cdot q_{2i}$

受診率（1人当り受診件数）： q_{1i}

診療1件当り日数： q_{2i}

空間的平均消費量＝消費者(n 人)での消費量の個人間集計値

1人当り平均診療日数： $Q = Q_1 \cdot Q_2$

平均受診率： $Q_1 = 1/n \sum_{i=1}^n q_{1i}$

診療1件当り平均日数： $Q_2 = 1/n \sum_{i=1}^n q_{2i}$

医療費

代表的消費者(i)の個別ニーズ(j)の医療費

1件当り医療費： p_{1ji}

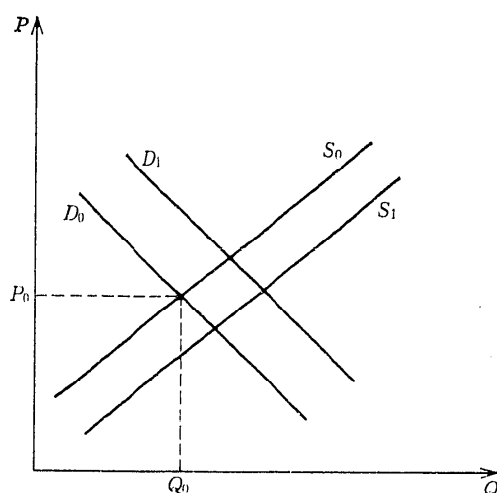
1日当り医療費： p_{2ji}

時間的平均医療費＝代表的消費者の時間的集計値

1件当り平均医療費： $p_{1i} = 1/q_{1i} \sum_{j=1}^{q_{1i}} p_{1ji}$

1日当り平均医療費： $p_{2i} = 1/q_{2i} \sum_{j=1}^{q_{2i}} p_{2ji}$

時空間的平均医療費＝消費者(n 人)での時間的平



図I-1 競争市場と医師誘発需要市場

均医療費の個人間集計値

$$1 \text{ 件当り平均医療費: } P_1 = 1/n \sum_{i=1}^n p_{1i}$$

$$1 \text{ 日当り平均医療費: } P_2 = 1/n \sum_{i=1}^n p_{2i}$$

つぎに、医療サービスの経済特性として、医療供給者は医療費 (p_{2ji}) と消費量 (q_{2ji}) にわたる市場支配力をもつものとする。

医療供給者の市場支配力

$$p_{2ji} \text{ 支配力: } Dp$$

$$q_{2ji} \text{ 支配力: } Dq$$

これらの定義のもとで、医療費の形成、医療消費者行動、医療供給者行動の順に考察していこう。

2. 1件当り医療費形成

わが国では、医療供給への支払方式に個別出来高払方式を採用している。これは、個々の医療投入に1つ1つ点数を定め、この点数に1点単価を乗じた医療費を、供給側へ支払うものであり、個々の医療投入の複合は、疾病と医療の技術的關係に依存した形で、意思決定の権限を供給側に委譲している。よって、かりに供給側が医学的判断のみに準拠して診療を行えば、医療費は消費者の多様な健康水準に対応して形成される。ようするに、個別出来高払方式での医療価格は、消費者の健康水準を投影する傾向をもつ⁹⁾。そこで、 p_{1ji} の形成を次式で表す。

1件当り医療費

$$p_{1ji} = m_{1ji} \cdot p \quad (2-1)$$

m_{1ji} は、代表的消費者の診療1件当りに投入されるさまざまな医療投入の点数総和であり、 p は1点単価を示す。

m_{1ji} は、疾病と医療との技術的關係を規定する医療投入関数のもとで、医療供給者により決定されるものとする。

医療投入関数

$$m = m(h, T) \quad (2-2)$$

h は医療サービス市場における顕在消費者の健康水準⁷⁾であり、 T は医療の技術水準を表す。ここで、 m と h は、 p_{1ji} および p_{2ji} と、 $p_{1ji} = m_{1ji}(h_{1ji}, T) \cdot p$ 、 $p_{2ji} = m_{2ji}(h_{2ji}, T) \cdot p$ の対応をもち、

m は、 h と、 $\partial m / \partial h < 0$ の関係があるものとする。そして、 T が、 m にいかなる影響を与えるのかは先験的には未知とする。

3. 医療消費者行動

医療サービス利用行動は次式が示す。

医療サービス利用関数

$$Q_1 = Q_1(Y, cr, R, X^Q) \quad (2-3)$$

$$\partial Q_1 / \partial Y > 0, \partial Q_1 / \partial cr < 0, \partial Q_1 / \partial R < 0$$

$$Q_2 = Q_2(Y, cr, Dq) \quad (2-4)$$

$$\partial Q_2 / \partial Y > 0, \partial Q_2 / \partial cr < 0$$

$$Q = Q_1 \cdot Q_2 \quad (2-5)$$

Y は所得、 cr は保険の自己負担率、 R はアクセシビリティの規定因子となる人口医療供給比率⁸⁾、 X^Q は Q_1 に影響を与える他のベクトルである。医療サービス利用関数は、以下の2点で需要関数とは相違する。

第1に、医療サービスの種類(質)が制御されておらず、代替不能な診療行為の受診件数と受診日数という単位で定義されている。第2に、 Dq の影響のため、消費者による医療サービス消費量の意思決定は、供給者の意思決定とは独立ではない。これら利用関数の特徴ゆえに、価格分析によって問題が生じてくる。

まず、消費量と医療費との関係である。医療の消費者情報については、消費者が医療機関を訪れる事前には、個々の消費者はみずからの h_{1ji} になんらかの印象を抱くとする仮定が、より現実的であろう。この仮定のもとで経済学的に意味をもつ情報は、消費者の印象にもとづく h_{1ji} に対応した p_{1ji} であり、 h_{1ji} と全く異質の h_{1ki} に対応する p_{1ki} との比較情報ではない。しかし、医療サービス市場は、一般に特殊重層市場として観察されるため、 h_{1ji} を挟んで q_{1ji} と対をなす p_{1ji} との双方を抽出することは不可能に近く、この市場の経済分析は、 q_{1i} と p_{1i} 、あるいは Q_1 と P_1 に頼らざるをえない事情をもつ。ところが、 p_{1i} は $p_{1i}(j=1 \sim q_{1i}: p_{1ji}(h_{1ji}, T))$ で得られるので、 q_{1i} と p_{1i} との関係は、 q_{1ji} と p_{1ji} との間にある経済学的関係と同時に、 h で結節された関係をも映すことになる。このことは、 q_{1i} と p_{1i} に空間的処

理を施した Q_1 と P_1 , および Q と P_2 にもいえ, それゆえ, 消費量と医療費とを, 需給均衡方程式における同時内生変数として直に用いることはできないのである。

cr や R では, 状況が異なる。 cr , R の水準は, Q_1 , Q_2 に直接影響を与えるであろう。だが, そのメカニズムは, この市場が, 特殊重層市場であるため, 特異なものとなる。ここで, cr , R を医療消費者価格とし, 健康水準ごとに規定された医療需要関数 (このばあいには需要でよい) の医療消費者価格弾性値と, 健康水準との順相関を仮定する⁹⁾。

このため, 1 件当りの平均健康水準 (H_1) を定義すれば, Q_1 と H_1 に関しては, 顕在消費者の健康水準関数に見る近似的関係を得る。

1 件当り平均健康水準

$$1/Q_1 \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^{q_i} h_{1ji} = H_1 \quad (2-6)$$

顕在消費者の近似的健康水準関数

$$H_1 = H_1(Q_1, X^h) \quad (2-7)$$

$$\partial H_1 / \partial Q_1 > 0$$

X^h : H_1 の水準に影響を与えるベクトル

関数(2-7)が近似的というのは, h_{1ji} の判断が, 消費者による判断にもとづいているからである。しかし, 消費者が医療機関を訪れた後は, 供給者が, 診断にもとづいて Dq を行使し, (2-7)の関係を整備する。かりに供給者が, 重症度分類 (triage) にもとづいて, 診療の優先順位を決定するのであれば¹⁰⁾, Q と 1 日当り平均健康水準との関係は, 医学レベルの制約の範囲で, つぎのように修正される。

1 日当り平均健康水準

$$1/Q \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^{q_i} h_{2ji} = H_2 \quad (2-8)$$

顕在消費者の健康水準関数

$$H_2 = H_2(Q, X^h) \quad (2-9)$$

$$\partial H_2 / \partial Q > 0$$

4. 医療供給者行動

わが国で医療供給側への支払方式に個別出来高払方式が採用されていることは先に述べた。この

方式は個々の医療投入の複合に関して, 疾病と医療との技術的關係に依存した形で供給者の裁量を許容している。そのため, 個別出来高払方式は, 医療供給者に市場での価格 (医療費) 支配力を与える形になっている。だが, 医療供給者の市場支配力に対して, 牽制力が全く働いていないわけではない。セルフリミティングな疾病や慢性疾患の診療行為では, 消費者選択が供給者の診療行為を, 常識の範囲に留まらせ, その結果, 供給者の価格支配力を直接牽制する機能を果たすとも考えられる。また, 疾病と医療との技術的關係が複雑なばあいには, 医療保障制度は一種の「消費者独占体」¹¹⁾として, いくつかの機構 (レセプト審査・指導・監査, 最近では医療費通知等) を通じて診療行為をチェックし, 供給者の価格支配力を牽制する機能を指向している。

なるほど, レセプト審査の機能は, 査定率・返戻率を参考にする限り, かなり脆弱なものである。さらに論じれば, 返戻されたレセプトは, 医療供給者みずからによる修正の後, 再び審査の対象ともなれる。そのうえ, 指導・監査の対象医療機関数は, 総数に比べ取るに足りない。とはいえ, 審査・指導・監査等が, 価格支配力行使 (過剰診療)¹²⁾を凶る医療供給者に心理的費用を負わせるという政策ベクトルの存在は, わが国医療費分析のうえで無視できない要素であろう。

もちろん, この政策ベクトルのスカラーは, 医療保障制度のみが規定しているのではなからう。医療サービスは, 他の財・サービスにはみられない経済特性をもっている。このサービスでは, 投入の種類およびその量が増加すればサービスの質 (診療効果) そのものが変化し, かつ消費量には飽和点 (医療投入の医学的臨界値) をもつものがある。これを医療の技術特性とよぶものとすれば, 医療供給者は, 技術性に沿った診療行為により, 専門職としての心理的便益を得るであろう。そこで, 以下の仮定のもとに医療サービスの質 ρ を定義する¹³⁾。

- ① ρ は医療供給者により意識されるものであり, 技術特性に沿った診療行為から得る心理的便益と供給者行動牽制機構の存在による心

理的費用とを構成要素とする。

② ρ は、個々の消費者の h に対応して定義される。

③ いかなる消費者にも、医療供給者からみれば医療ニーズは存在する。

ρ は図 II-1、図 II-2 にみられるものであり、それは次式で表される。

医療サービスの質

$$\rho = \rho(m) \quad (2-10)$$

$$d^2 \rho / dm^2 < 0$$

ここで、Max ρ の m を m^* とし、最適医療投入関数を定義する。

最適医療投入関数

$$m^* = m^*(h, T) \quad (2-11)$$

つぎに、医療供給者の操業度・所得をみる。

医療供給者の操業度

$$W = R \cdot Q \quad (2-12)$$

医療供給者の所得関数

$$Y = R \cdot Q \cdot P_2 - C \quad (2-13)$$

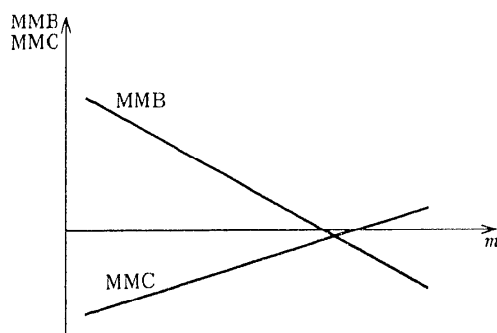


図 II-1 医療サービスの質〈技術特性強〉

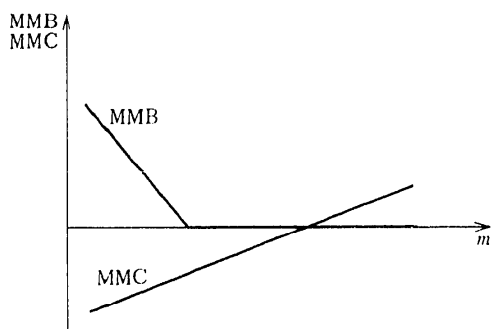


図 II-2 医療サービスの質〈技術特性弱〉

(注) MMB: Marginal Mental Benefit
MMC: Marginal Mental Cost
Marginal $\rho = \text{MMB} - \text{MMC}$

C: 費用

費用関数には、医療投入量の線形関数を仮定する。

費用関数

$$C = R \cdot Q \cdot M_2 \cdot c \quad (2-14)$$

M_2 : 消費者 1 日当たり平均医療投入量

c : 点数単価に対応する納入価指数

$P_2 = M_2 \cdot p$ であるため、結局、医療供給者所得関数は次式にまとめられる。

$$Y = R \cdot Q \cdot M_2 (p - c) \quad (2-15)$$

$$= R \cdot Q \cdot M_2 \cdot S$$

S : 1 日当たり平均医療投入量における診療報酬点数・薬価との差益

費用関数を、凸関数ではなく、線形関数とする仮定は、経済分析のうえで特殊である。しかし、医療サービスのばあい、医療投入の貨幣単位での限界費用（心理面での限界費用逓増は、 ρ に反映させている）を、投入量の増加につれて逓増させる要因を見いだすのは難しい。よって、このサービスでは、費用関数を線形関数と抽象化するほうが妥当であろう。

わが国医療保障制度の特徴として、市場における供給者の価格（医療費）支配力牽制を指向してはいるが、利用量支配力牽制には無関心であることがあげられる。顕在化させるべき消費者の h にはならぬ規制はなく、顕在化した h と診療行為との照合のみが指向されているにすぎない。したがって、 ρ の定義で仮定したように、いかなる消費者にも供給者からみた医療ニーズが存在するのであれば、供給者は、 Dq の行使には心理的費用を負わない。そこで、医療サービスの経済特性を整理するために、抽象的な作業を試みる。

まず、診療 1 件当たり日数の選択に関して、供給者が完全支配力をもっている状況を想定してみよう。

$$q_{2ji} = q_{2ji}(Dq) \quad (2-4')$$

関数(2-4')は、 Q の選択に消費者主権が全く機能しないことを示す。

$$Q = Q_1 \cdot Q_2 \quad (2-5)$$

ここで、医療供給者が、自らの物的資本量(K)と人的資本量(L)とに規定された期待操業度(W^*)

を抱くものとしよう。

医療供給者の期待操業度

$$W^* = W^*(K, L) \quad (2-16)$$

さきにも述べたが、わが国医療保障制度は、供給者の期待操業度達成行動と独立である。ゆえに、利用関数(2-4')が真なる関係であれば、供給者は期待操業度達成行動をとるはずであり、そのとき利用の医療供給弾力性 $\varepsilon(-R/Q \cdot \partial Q / \partial R)$ は1となる。この状況下では、 Dq は次式で表される。

医療供給者の量支配力

$$Dq = Dq(R, K, L) \quad (2-17)$$

よって、利用関数は供給因子のみを説明変数とする関数となる。

医療サービス利用関数

$$Q = Q(R, K, L) \quad (2-18)$$

もちろん、利用関数(2-18)は、 $\varepsilon=1$ の十分条件ではあるが必要条件ではない。これゆえ、 $\varepsilon=1$ のばあいも含めて、利用関数は、次式で定義される。

医療サービス利用関数

$$Q = Q(Y, cr, X^q, R, K, L) \quad (2-19)$$

ここで、 $\varepsilon=1$ のとき、消費者主権を部分的に内在した $Q = \{Y, cr, R, X^q, Dq(R, K, L)\}$ なのか、消費者主権を全面的に否定した $Q = \{Dq(Y, cr, X^q, R, K, L)\}$ なのかは、識別もできなければ、問題ともなるまい。

ただし、 $\varepsilon < 1$ は、消費者主権を部分的に内在した利用関数の十分条件であり、このとき、医療サービス市場での、激しい患者獲得競争を予測させる。それが、どのような形で行われるかには、答える準備はない。しかしながら、経済学の関心事である、価格競争が展開されている可能性は少なからう。

なぜならば、医療サービスには、消費者選好の位置づけに要する反事実的条件¹⁴⁾[(The Counter Factual): それを獲得されなければ状況がどうなるかという判断材料]が不足する特性がある。こうした財・サービスの評価は、消費の事後的にも行い難く、消費者選択は、供給者の威信に依存して行われる傾向をもち、医療サービスは、威信財¹⁵⁾(a prestige goods)の特質を帯びる。威信財

の供給者間競争は、字義どおり威信獲得競争により行われる。そして、この威信獲得競争を、消費者の目にみえる施設・医療機器(K)の充実で展開するのであれば、長期的には診療の限界効果が非常に小さい側面でのコスト増を背景として、個別出来高払いでの医療費は増加し、消費者はむしろそれを歓迎する¹⁶⁾。

したがって、かりに $\varepsilon < 1$ のとき、わが国医療サービス市場の性格について、以下のようにいえよう。この市場は、いわば非価格競争市場であり、この市場でも消費者選択は機能している。けれども、消費者選択に起因する供給者行動の制約条件が、価格競争である可能性は少ない。ゆえに、医療供給の施設・医療機器(K)整備にかかわる自由競争は、経済学的競争がもつ規範的支持を得ることはできない。むしろ、この性格づけは、医療経営の長期的視点に立っている。それでは、 K が固定された短期では、供給者行動の制約条件はどうであろうか。診療にさいし医療供給者が、サービスの質を意識するのであれば¹⁷⁾、質極大化行動をとらずとも、医療サービスの質関数が彼らの制約条件として機能し、制約条件下での、 Q と P_2 との関係は、次式にもとづき導き出せる。

$$\partial P_2 / \partial Q = p \cdot \partial M_2 / \partial H_2 \cdot \partial H_2 / \partial Q < 0 \quad (2-20)$$

この、 Q と P_2 との関係を健康水準という概念で結節した因果の流れが、政策指向モデルの骨子である。

ところで、競争市場理論を検証する医療需要関数とよばれる方程式は、 $Q = Q(P_2, R, X^q)$ と要約できる。このとき、競争市場を想定しなくとも $\partial Q / \partial R < 0$ 、および(2-20)から $\partial Q / \partial P_2 < 0$ なる関係が観察されることになる。

また、医師誘発需要理論を検証する1件当り医療費推計関数とよばれる方程式は、 $P_1 = P_1(Q_1, R, X^p)$ と要約できる。ここで、 Q_1 の変化について、健康水準ごとに規定された医療需要関数の医療消費者価格(cr, R)弾性値と健康水準との順相関(おもに外来のばあい)、および供給者による重症度分類にもとづく診療の優先順位決定(おもに入院のばあい)を仮定すれば、医師誘発需要を想

定しなくとも、 $\partial P_1/\partial Q_1 < 0$ を得る。一方、 $P_1 = Q_1 \cdot P_2$ なので、 $\partial P_1/\partial R = \partial Q_1/\partial R \cdot P_2 + Q_1 \cdot \partial P_2/\partial R$ となる。政策指向モデルにしたがえば、右辺第1項は負、第2項は正となり、符号は確定できない。このため、 $\partial P_1/\partial R < 0$ は、医師誘発需要理論の必要十分条件とはなりえない。

このように、競争市場理論と医師誘発需要理論という相容れない仮説が同一資料から検証される矛盾は、政策指向モデルを想定することによって、説明可能な部分がある。

むろん、特殊重層市場という形で観察されるわが国医療サービス市場では、 Q と P_2 の間には、政策指向モデルにみる医療費形成の因果関係と、これを攪乱する種々の関係とが混在している。そこで次節では、政策指向モデルを利用して、 P_2 形成に関するファクトファインディングを行い¹⁸⁾、わが国医療サービス市場の経済学的性格規定のための作業を試みることにする。

III 平均医療費の経済分析

1. 分析の枠組み

本節では、国民健康保険横断面資料(1985年度)の1日当り平均医療費と1人当り平均診療日数を用いて、経済分析を試みる¹⁹⁾。そこでまず、医療サービス利用の供給比率弾力性(ε)を推計してみる(表III-1)。老人入院では、 $\varepsilon \approx 1$ であるが、他は若干低下する。しかし、さきにも論じたように、 $\varepsilon = 1$ であっても、消費者選択の機能を棄却でき

表III-1 利用関数の供給比率弾力性

Q	IC	$-\varepsilon$	adj. R^2	D. W.
一般入院	9.464	-0.826	.824	1.91
	38.13	-14.73		
一般外来	11.494	-0.624	.526	1.45
	18.37	-7.22		
老人入院	12.423	-1.088	.745	1.13
	30.02	-11.63		
老人外来	14.535	-0.863	.500	1.63
	15.96	-6.86		

(資料) 厚生省「国民健康保険事業年報」1985年度。

厚生省「医療施設(動態)調査・病院報告」1985年。

(注) 従属変数 Q: 被保険者1人当り診療日数

独立変数 入院: 人口病床比率

外来: 人口医療機関比率

なければ、 $\varepsilon < 1$ のばあいにも、 Dq の働きを無視するわけにはいかない。ここで、平均医療費の経済分析を説明するために、政策指向モデルを要約してみる。

医療サービス利用関数

$$Q = Q_1 \cdot Q_2 \\ = Q(Y, cr, X^Q, R, K, L) \quad (3-1)$$

顕在消費者の健康水準関数

$$H_2 = H_2(Q, X^h) \quad (3-2)$$

1日当り平均医療投入量

$$M_2 = M_2(H_2, T) \quad (3-3)$$

1日当り平均医療費定義式

$$P_2 = M_2 \cdot p \quad (3-4)$$

これらの関数が線形であるとし、つぎの利用関数と医療費関数とをLSで推計する。

線形利用関数

$$Q = a_0 + a_1 \cdot R + \psi \quad (3-5)$$

線形医療費関数

$$P_2 = b_0 + b_1 \cdot Q + \omega \quad (3-6)$$

LSの仮定のひとつ、均等分散の仮定が満たされれば、 ψ 、 ω は、それぞれ以下の因子に系統的な影響を受けることが、上記の4方程式から導出される。

線形利用関数誤差

$$\psi = \{\psi | Y, cr, X^Q, K, L \text{ から, } R \text{ による} \\ \text{系統的影響を取り除いた因子}\}$$

線形医療費関数誤差

$$\omega = \{\omega | Y, cr, X^Q, K, L, T, X^h \text{ から, } Q \\ \text{による系統的影響を取り除いた因子}\}$$

平均医療費の経済分析では、 ψ と ω の各因子、 ω と Ω の各因子との関係を観察する。

この作業は、わが国医療サービス市場での利用と医療費形成との間に成立する主因を濾過し、副因のみを抽出した分析を行うことを意味する。主因とは、 $\partial Q/\partial R < 0$ と $\partial P_2/\partial Q = p \cdot \partial M_2/\partial H_2 \cdot \partial H_2/\partial Q < 0$ なるメカニズムである。

医療サービス利用の1次の規定因子は、人口医療供給比率(R)である。だが、そればかりか、 R は利用を規定する他の因子ともかなり強い相関をもつ。その理由は詰めねばならない課題となるが、この事情ゆえに、医療サービス市場での各因子の

作用をみるためには、利用に副次的作用をもたらす各因子から、 R による直接的影響を完全に取り除いておく必要が生れる。

他方、医療サービス市場は、特殊重層市場として観察されるので、価格分析を行うには、サービスの質を制御する必要がある。 Q の制御は、 P_2 を価格の定義に見合う変数に近似させるために、診療行為の質、つまり消費者の健康水準の制御を企図して行う。ようするに、現段階では顕在消費者の健康水準を直接把握できない状況に鑑み、関数(3-2)、(3-3)を用いて、 Q を H_2 の代理変数とみなすのである。そこで、 Q の条件を制御されたもとでの P_2 については、経済学的に価格²⁰⁾とよぶことにする。

2. 線形関数の推計

LSにおける均等分散の仮定を満たす²¹⁾利用関数、医療費関数の推計値を、表Ⅲ-2、表Ⅲ-3に載せておく。

関数推計にさいしては線形OLSを適用し、均等分散に対するゴリンジのノンパラメトリックな検定を行った。不均等分散が認められるものには、グレイサーの検定でウェイトの型を決め、それをGLSに適用した。最終的な利用関数・医療費関数に関するゴリンジの検定結果は、表Ⅲ-4のとおりである。

3. 変数の説明

$\mathcal{Y}$, Ω の因子のうち、 $\{Y, cr, X^Q, X^h\}$ を消費者因子、 $\{K, L, T\}$ を供給者因子とする²²⁾。まず、消費者因子から説明しよう²³⁾。

Y (1人当り実質県民所得) は、1人当り名目県民所得を県民総支出デフレーターで除して算出。 cr (自己負担率) は、 ecr (実効自己負担率) で代理した。国保横断面分析で cr を価格因子と捉える分析の狙いは、条例または規約による法定給付率の上乗せが、医療利用・医療費形成にいかなる影響をもたらすかを観察するところにある。が、ここでは資料の制約のため、従来の医療経済分析の手法にならい、入院・外来・歯科診療を総合した自己負担総額/医療費総額で、 erc を一般被保

表Ⅲ-2 医療サービス利用関数

Q	IC	R	adj. R ²	D. W.
一般入院	620.385 29.76	-3.198 -13.65	.801	1.87
一般外来	1705.810 19.34	-.439 -7.15	.522	1.63
老人入院	4456.170 17.83	-26.676 -9.50	.660	1.09
老人外来	7383.17 13.01	-2.337 -5.56	.785	1.75

(注) Q: 被保険者100人当り平均診療日数。

R: 入院: 人口病床比率 (1病床当り人口)。

外来: 人口医療機関比率 (1医療機関当り人口)。

ただし老人外来利用関数は、加重最小自乗法による。

老人外来: $Q/R = a_0 + a_1 100/R$ の推計値から

$Q = a_1 \cdot 100 + a_0 \cdot R$ を記載。

表Ⅲ-3 医療費関数

P_2	IC	Q	adj. R ²	D. W.
一般入院	1347.210 8.32	8.574 18.84	.885	0.91
一般外来	5542.26 20.14	-1.557 -6.21	.449	1.01
老人入院	17211.40 32.06	-1.947 -8.33	.598	1.21
老人外来	6635.66 26.82	-.509 -7.81	.940	1.20

(注) P_2 : 1日当り平均医療費 (千円)。

Q: 被保険者100人当り平均診療日数。

ただし一般入院・老人外来医療費関数は、加重最小自乗法による。

一般入院: $P_2 \cdot Q = b_0 \cdot Q + b_1$ の推計値から

$P_2 = b_0 + b_1/Q$ を記載。

老人外来: $P_2/Q = b_0 100/Q + b_1$ の推計値から

$P_2 = b_0 \cdot 100 + b_1 \cdot Q$ を記載。

表Ⅲ-4 ゴリンジのテスト: 順位差相関表

		順位差相関
一般入院	利用関数	-.068
	医療費関数	.028
一般外来	利用関数	-.062
	医療費関数	.020
老人入院	利用関数	.034
	医療費関数	.130
老人外来	利用関数	.272
	医療費関数	-.187

(注) 関数誤差の絶対値と独立変数の順位差相関。

$n=47$ のとき、両側1%有意水準は、ABS (0.372)。

険者、老人保健適用者別に推計した。しかしながら、 ecr は、 cr の性質とは異なる。よって、その解釈のさいは、十分な注意を払うつもりである。 X^Q , X^h には、年齢差の影響をみるために、 IR (幼児比率) を一般被保険者に適用し、都市化因

子としては、 CPD （人口集中地区人口密度）を一般被保険者、老人保健適用者双方に用いた。老人入院診療に関しては、 FNR （高齢核世帯比率）、 PPT （人口畳枚数比率）を家庭での介護能力指標として使用した。

つぎに、供給者因子を説明する。 L については、 D/B （医師病床比率）を入院診療に適用し、 D/F （医師医療機関比率）を外来診療に適用した。 K 、 T は、つぎの変数で代理した。

F1；病床規模20～99床医療機関比率

F2；病床規模100～199床医療機関比率

F3；病床規模200～299床医療機関比率

F4；病床規模300床以上医療機関比率

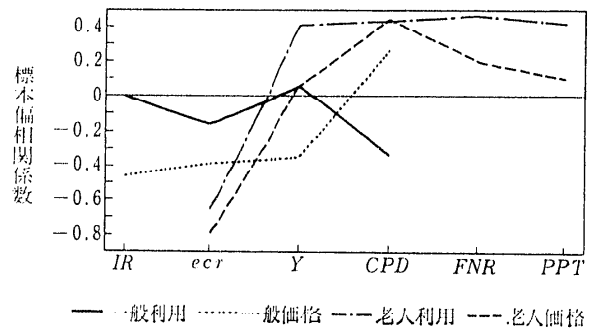
SHR；総合病院医療機関比率

ただし、医療機関数＝病院数＋診療所数。

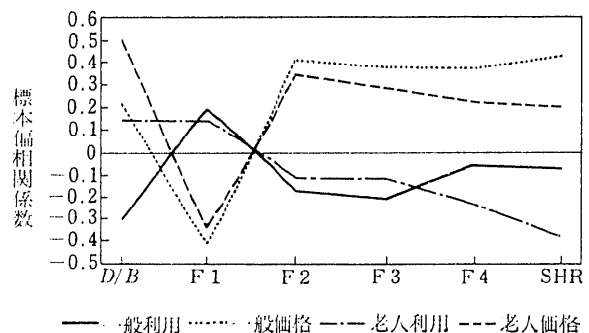
4. 分析結果

政策指向モデルを攪乱する副次的規定因子を分析するためには、 ψ と Ψ の各因子、 ω と Ω の各因子との関係をみればよい²⁴⁾。統計的手法として、均等分散の仮定を満たす関数の説明変数を制御して、被説明変数と、消費者因子 $\{Y, cr, X^Q, X^H\}$ 、供給者因子 $\{L, K, T\}$ との偏相関を推計した。推計結果は、図Ⅲ-1から図Ⅲ-4に載せておく。まず、分析結果についての留意事項を述べておこう。

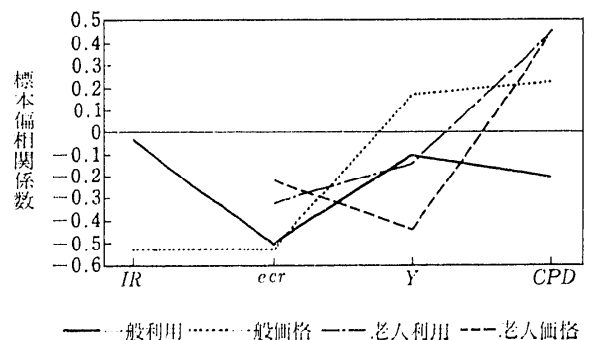
消費者因子のなかで、 ecr は、入院・外来とも顕著な逆相関を示している。 ecr の値は、医療費総額に占める高額療養費比率に依存する。1人当り高額療養費自己負担総額には上限があり、一定なのだから、高額療養費比率が高ければ、 ecr は低下する。ところで、 R の条件が等しい限り、健康水準が低い地域では、 Q は増加し、高額療養費比率は高くなる。また、 Q の条件が等しい限り、健康水準が低い地域では、 P_2 は高く形成され、高額療養費比率は高くなる。結局、自己負担総額を総医療費で除した ecr は、経済学的に価格要因として解釈すべき変数ではないのである。もちろん、 ecr と Q との逆相関は、競争市場理論における価格と需要量との関係と同義に解釈しても整合性をもつ。さらに、 ecr と P_2 との逆相関は、代



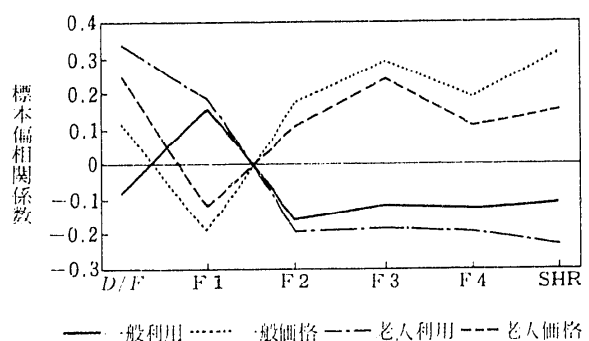
図Ⅲ-1 入院消費者要因



図Ⅲ-2 入院供給者要因



図Ⅲ-3 外来消費者要因



図Ⅲ-4 外来供給者要因

理関係のもとで、 ecr の水準を供給者が意識し、消費者が供給者の支払能力に応じた価格形成をするという医療経済独自の解釈とも合う。とはいえ、

老人保健適用者の外来利用のように、推計された ecr が制度上の一部負担金とほど遠い関係にある状況でも、他と同様の傾向を示す事実を考えれば、 ecr は自己負担率の相違による消費者・供給者行動の変化を分析する指標となりえないことが理解されよう。

ただし、 ecr には、注意を要する点がある。 ecr と R との単純相関は老人診療では高く表れる²⁵⁾。これについて、ある地域の健康水準が低いから R が高いのか、それとも、 R が低いから、高額療養費比率が高いのか、いずれとも判断し難い。

つぎに、他の因子を考察してみる。消費者因子については、政策指向モデルより、偏相関の符号を予測できる。 $\partial P_2/\partial Q = p \cdot \partial M_2/\partial H_2 \cdot \partial H_2/\partial Q < 0$ だから、各因子と Q との関係が決まれば、各因子と P_2 との関係もおのずと定まる。

消費者因子

$$\{Y, X^Q, X^H\} = \{IR, Y, CPD, FNR, TPP\}$$

各因子の性格から、いずれにも、 Q との順相関を予測できる。

供給者因子でも、 $\partial P_2/\partial Q < 0$ の関係は維持されるのだが、そのメカニズムについては、若干の考察を要する。

供給者因子

$$\{L\} = \{D/B, D/F\}$$

$$\{K, T\} = \{F1, F2, F3, F4, SHR\}$$

まず、人的資本因子。入院に関しては、 $Q=1/R \cdot 365$ 日・病床利用率の関係があり、 R が制御されたもとでは、 Q は病床利用率の差異を反映することになる。そして、 L は一般的に短期病院では多く、長期病院では少ない²⁶⁾。一方、短期病院の病床利用率は機能的理由から長期病院よりも低くする必要があり、 P_2 も患者の質的相違から前者の方が高い。したがって、 D/B 因子は Q と逆相関、 P_2 と順相関することが予測される。外来の D/F 因子については、医療機関当りの操業度との順相関、つまり R を制御したもとの Q との順相関が予測されるが、その過程で、 D/F が低いところでは、1日当りの投薬処方量を多くし、消費者の診療日数を少なくする供給者行動は知られるところである。このため、外来では、 D/F 因子は、

Q と順相関、 P_2 と逆相関することが予測される。

つぎに物的資本、技術水準因子。これらの因子は、病院機能の高低を規定する因子である。高機能病院は短期病院、低機能病院は長期病院とそれぞれ関連がある。このため、入院診療では、 $\partial P_2/\partial Q < 0$ の関係を維持しながら、病床規模拡大につれて、利用量、価格形成への作用が逆転することを予測できる。なお、外来診療における K 、 T 因子の作用は予測できないが、分析結果から高機能病院が多くなれば、医療機関数一定のもとでは利用量は低下し、利用量一定のもとでは価格は高く形成されるということが観察された。価格形成については理解できるが、利用量の変化に関してはその原因をつかめていない。

予測に反する偏相関を得た因子を整理してみる。

	利 用	医 療 費
一般入院	$U = \{IR, CPD\}$	$P = \{CPD\}$
老人入院	$U = \{D/B\}$	$P = \{Y, CPD, FNR, PPT\}$
一般外来	$U = \{IR, Y, CPD, D/F\}$	$P = \{Y, CPD, D/F\}$
老人外来	$U = \{Y\}$	$P = \{CPD, D/F\}$

一般被保険者の IR 因子は、 Q と独立（成人と同程度に医療サービスを利用する）で、 P_2 を低下させる（顕在化した健康水準が成人に比べ高い）因子と理解すればよからう²⁷⁾。

$U \cap P$ の因子では、 Q と P_2 の相互関係は、政策指向モデルの予測どおりとなる。それゆえ、 $U \cap P$ の因子には、それらの因子が、予測に反する影響を、利用に与えている背景を問うことが必要となる。

$$\text{一般入院 } U \cap P = \{CPD\}$$

$$\text{老人入院 } U \cap P = \{\phi\}$$

$$\text{一般外来 } U \cap P = \{Y, CPD, D/F\}$$

$$\text{老人外来 } U \cap P = \{\phi\}$$

CPD や Y 因子は、一般被保険者の健康水準に、正作用しているとも考えられる。 D/F 因子が、一般外来利用と逆相関する原因は、現在のところ説明することはできない。

医療経済にとって、重要なのは、 $U \cup P - U \cap P$ の因子である。これらの因子については、第IV節で論じることにする。

IV 医師誘発需要的側面

個別出来高払方式のもとでの医師誘発需要の概念は、本稿で用いた、利用量支配力行使行動、価格支配力行使行動の双方を包摂することになる。

このうち前者については、第Ⅱ節の定性分析で説明したように、医療サービスの経済特性と制度特性を視野に入れば、現在のところなんら問題性を検出することはできない。なぜならば、利用量支配力行使行動と同義の期待操業度達成行動は、医師からみた消費者の医療ニーズがゼロにならないかぎり、医師の倫理規準および現行の政策規準に抵触する行動ではないからである（たとえ、経済動機が背後にあっても）。そしておそらく、医師の目からみれば、消費者の医療ニーズがゼロになる、つまり完全なる転帰の基準が存在するような状況は考えにくいことであろう。けれども、医師誘発需要のタームは、ひとつの倫理規準として用いられる場合がある²⁸⁾。したがって、病床数・医療機関数と利用量との関係は、医師誘発需要という概念をもって論じるべきではなく、医療ニーズは潜在的には重層構造をもって無限に存在し、それをどこまで、どのようにして保障するのかという、医療供給量に規定される医療保障水準の問題として議論すべきであろう。

つぎに価格支配力行使について。通常、医療サービスの価格と供給者因子との関係から、価格支配力行使行動を推測する手段がとられている。が、政策指向モデルに準じれば、価格形成は利用量と密接なつながりをもつものであり、また医療機関の機能的相違および医療供給の診療上の理由から、医師数は利用量と価格形成の双方に逆の作用を与えることになる。ゆえに、価格支配力行使の検証は価格と供給者因子との関係を観察するのみでは片手落ちとなり、特定の因子が利用量と価格形成の双方に与える影響を観察する必要がある。この観点から価格支配力行使の可能性をもつ因子を整理すれば、 $U \cup P - U \cap P$ の因子となる。

一般入院 $U \cup P - U \cap P = \{\phi\}$

老人入院 $U \cup P - U \cap P$

$$= \{Y, FNR, PPT, D/B\}$$

一般外来 $U \cup P - U \cap P = \{\phi\}$

老人外来 $U \cup P - U \cap P = \{CPD, D/F\}$

これらの因子は、いずれも Q 増に作用しているのであるから、 P_2 は低く形成されることが予測される。老人病の特性を視野に入れば、 P_2 の低下を望めずとも、各因子と P_2 との偏相関は、独立に推移してよいはずである。にもかかわらず、 D/B 、 D/F においては、 P_2 の低下どころか、その増加をもたらしている。考えられることは、老人診療においてはその特性を背景として、医師数の増加は病床利用率および外来診療日数の高水準と価格支配力行使による P_2 の高水準を同時に帰結するというものである。なお、老人入院診療における FNR 、 PPT が家庭での介護能力指標として作用するのであれば、 Q との順相関は理解できるのであるが、このときこれらの因子と P_2 との関係を説明するのは容易ではない。 FNR 、 PPT が消費者因子として、顕在的消費者の健康水準つまり X^h に直接負の影響を与えるのであれば、 P_2 形成とも整合性をもつ説明が可能である。しかし、両因子が健康水準とは独立で、介護能力指標としてのみ作用しているのであれば、 P_2 の高水準は、 FNR 、 PPT 因子が供給者行動になんらかの作用を与え、価格支配力行使の誘因をもたらしているという説明を要請する。また老人外来診療の CPD も同様に、都市化因子が老人の顕在的消費者の健康水準に直接作用しているのであれば、 Q と P_2 との相互関係に整合性を保つことができるが、そうでなければ都市化因子が供給者に価格支配力行使の誘因をなんらかの形でもたらしているということが考えられる。

政策指向モデルとこれを攪乱する副次的規定因子を考慮すれば、 $U \cup P - U \cap P$ 因子に関して、上記の説明が可能となり、この意味でわが国医療サービス市場も医師誘発需要市場の性格を部分的にもつ可能性があるということが出来る。けれども医療費関数にみるように、医療費形成は1次的には消費者の健康水準に規定されていると考えられ、個別出来高払方式は供給者に消費者の健康水準に相応した診療行動をとらせる磁場の整理にあ

る程度成功しているようである。

もちろん、ここでの分析では健康水準に相応する医療投入を、実現された診療報酬・薬価基準の点数総和で捉えているにすぎず、個別出来高払方式がもつ短所はそのまま分析に反映されるという限界がある。わが国の個別出来高払方式の本質的な短所は、医療供給の閉鎖性を生むことにあり²⁹⁾、また運営上の短所は技術評価における整合性の欠如である³⁰⁾。医療投入の質の相違を点数総和に置き換え、これに実現された医療費を適用した分析は、診療報酬制度の短所に起因した供給者行動の歪みをそのまま内包しているからである。だが、そもそもこの歪みは、現行医療保障制度に準じた政策指向モデルの視界の外にある。ようするに、審査・指導・監査という消費者独占体の狙いの外にある問題なのであり、「診療の適正化対策」としてしばしば出てくる「審査・指導監査の充実」³¹⁾という政策ベクトルのスカラーの強化では解決しえない課題であるともいよう。

V 補 論

医療供給者の行動仮説には、利潤極大化行動仮説、目標所得達成行動仮説、効用極大化行動仮説が提示されている³²⁾。利潤極大化行動と目標所得達成行動、これらと効用極大化行動との相違点は、医療サービスの質(ρ)を行動の視野に入れるか入れないかにあるといってよい。ここではまず効用極大化行動仮説をもちいて、 R 、 S の外生的変化に応じた医療供給者の診療行動の変化を検討してみる。その後、本分析の性格と分析の帰結との考察を行い、医療供給者の行動仮説に関する課題を整理する。

医療供給者の効用関数(U)と医療サービスの質(ρ)を特定化する。

効用関数 (ベルヌイ・ラブラス型)

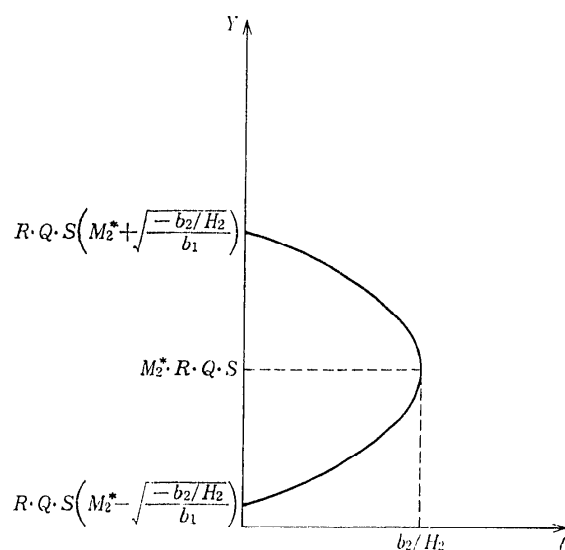
$$U = U(\rho, Y) = a_1 \log \rho + a_2 \log Y \quad (5-1)$$

医療サービスの質

$$\rho = b_1(M_2 - M_2^*)^2 + b_2/H_2 \quad (5-2)$$

ただし、 $b_1 < 0, b_2 > 0$

関数(5-2)の右辺第2項は、供給者が重症度分



補図-1 供給者行動の所得制約

類にもとづいて診療の優先順位を決定する供給者行動を表すものであり、 ρ と H_2 との逆相関により規定する。所得関数(2-15)と医療サービスの質(5-2)の逆関数より、供給者行動の所得制約を得る。補図-1に、制約条件を図示しておく。

$\text{Max } U(\rho, Y)$, $s.t. G(\rho, Y)$ の1階の条件から、均衡点での限界代替率(F)は、ラグランジュの乗数 λ を用いて、次式で与えられる。

均衡点での限界代替率

$$\begin{aligned} F &= -dY/d\rho = U_\rho/U_Y \\ &= \lambda \{R \cdot Q \cdot S / 2\sqrt{b_1(\rho - b_2/H_2)}\} / (-\lambda) \\ &= -R \cdot Q \cdot S / 2\sqrt{b_1(\rho - b_2/H_2)} \end{aligned} \quad (5-3)$$

(5-3)に(5-2)を代入。

$$F = -R \cdot Q \cdot S / 2b_1(M_2 - M_2^*) \quad (5-4)$$

$F > 0$ だから、 $M_2 - M_2^* > 0$ 。ここで、価格支配力 Dp を次式で定義する。

価格支配力

$$\begin{aligned} Dp &= M_2 - M_2^* \\ &= -R \cdot Q \cdot S / 2b_1 \cdot F \end{aligned} \quad (5-5)$$

F は $F(R, S)$ なので、両変数による偏微分は可能である。

$$\begin{aligned} \frac{\partial F}{\partial R} = F_R &= \frac{-S}{2b_1} \times \\ &\left\{ \frac{Q(1-\varepsilon)(M_2 - M_2^*) + R \cdot Q \cdot \partial M_2^* / \partial R}{(M_2 - M_2^*)} \right\} > 0 \end{aligned} \quad (5-6)$$

$$\therefore \varepsilon \leq 1$$

$$\partial M_2^*/\partial R = \partial M_2^*/\partial H_2 \cdot \partial H_2/\partial Q \cdot \partial Q/\partial R > 0$$

$$\partial F/\partial S = F_S = \frac{-R \cdot Q}{2b_1(M_2 - M_2^*)} > 0 \quad (5-7)$$

(5-6), (5-7) は, R , S の外生的増加による供給者の効用増のメカニズムを表している。

ゆえに,

$$\partial Dp/\partial R = \frac{-S}{2b_1} \left\{ \frac{Q(1-\varepsilon)F - R \cdot Q \cdot F_R}{F^2} \right\} \leq 0 \quad (5-8)$$

$$\partial Dp/\partial S = \frac{-S}{2b_1} \left\{ \frac{F - F_S \cdot S}{F^2} \right\} = 0 \quad (5-9)$$

$$\therefore F_S = F/S$$

このモデルでは, $\partial Dp/\partial R < 0$ の符号は, R の増加にともなう Q の増加量 ($Q(1-\varepsilon)$) と, Q に換算された効用の増加量 ($Q \cdot R/F \cdot F_R$) との大小関係に依存し, $\partial Dp/\partial S$ は不変となる。

そこで, $\partial Dp/\partial R$, $\partial Dp/\partial S$ の帰結を考察してみよう。政策指向モデルでは, 供給者の効用極大化行動とは独立に, 彼らの所得軸に凹型の制約条件を仮定している。 $\partial Dp/\partial R$, $\partial Dp/\partial S$ の帰結は, この型の制約条件に効用極大化仮説を適用した予測であって, b_1 , b_2 の値, およびその構造式によっては影響を受けない特徴をもつ。ここでは, 当モデルのつぎの欠陥を指摘しておく。

政策指向モデルでは, ρ を医療投入量という一因子で規定している。が, 医療サービスにも同じ ρ を産出する複数の組み合わせがあるのではなかろうか。つまり, 等量線が存在するのであれば, 図 II-1, II-2 でみた医療サービスの質は, 等量線のもとでの最大所得の拡張経路にすぎない。点数薬価改定時には, 医療投入量の変化のみならず, 診療行為そのものの変化が惹起される。このとき, 供給者は, 自らの診療行為の ρ 低下をさほど意識しているのではなく, 拡張経路を他に移しながら, ρ の維持は図っているつもりであり, $\partial Dp/\partial S = 0$ は, そのことを意味するのであろう³³⁾。

けれども, $\partial Dp/\partial R$ のばあい, 老人診療のように ε が 1 に近似するのであれば, 質を犠牲とした Dp 支配力行使の誘因は存在する。したがって価格支配力行使誘因は, 老人診療ではその疾病特性

をぬきにしても強くなるといえるのである。

注

- 1) A. C. Enthoven, "The Behavior of Health Care Agents: Provider Behavior", in J. Vander Gaag and M. Perlman ed., *Health, Economics, and Health Economics*, North-Holland, 1980, p. 181.
- 2) *Ibid.*, p. 181.
- 3) こうした分析例は, 枚挙にいとまがない。ここでは, 前者の例として, 妹尾芳彦「医療費増加の経済分析——公共サービスの適正化の一視点」(『経済政策と政府の役割』, 有斐閣, 1986年, pp. 115-141), 後者の例として, 西村周三「医師誘発需要理論をめぐって」(『医療の経済分析』, 東洋経済新報社, 1987年, pp. 25-45) をあげておく。妹尾氏の研究がもつ経済学的含意については, 拙稿「医療保障費の経済分析——一般市場モデルとの距離」(『三田商学研究』31巻4号, pp. 78-92) を参照。
- 4) 医師誘発需要理論の説明には, つぎの文献を参考とした。前掲, 西村「医師誘発」, R. D. Auster and R. L. Oaxaca, "Identification of Supplier Induced Demand in the Health Care Sector," *The Journal of Human Resources*, Vol.16, 1981, pp. 327-342.
- 5) 経済学的価格の概念には, それが同時変数であるという意味が含まれている。この点, 西村氏の研究では, 1件当たり平均医療費を同時変数としては, 取り扱われていない。私も, この立場を支持するものであり, 本稿は, 西村氏の研究から多くの示唆を得ていることをここに記させていただくことにする。
- 6) 1981年6月から点数のマルメ方式が導入され, 1983年2月からはマルメ方式に加え, 入院時医学管理料の通減性をドラスティックに組み込んだ老人特掲診療料が新設された。それゆえ, 医療費と消費量の健康水準との対応は, 厳密にはより一層の複雑さを帯びている。
- 7) 顕在消費者の健康水準指標の定義域は, $0 < h < 1$ であり, 0 は死, 1 は消費者が疾病を自覚していない状況を意味するものとする。なお本稿では, この指標を医療ニーズを規定する隠れた変数 (hidden variable) として使用する。健康水準の概念は, ロッシュの用いる「疾病の重篤度」(武見太郎監訳, G. ロッシュ『医療経済学入門』, 春秋社, 1980年, pp. 61-64) を参考としているのであるが, 重篤度および重症度という概念は, 一般に, 疾病ごとに多元的に定義されるものであり (米国の DDS, SOI 参照), ゆえに重篤度の加算, 比較の途は閉ざされている。そこで本稿では, 医療ニーズの加算性, 比較可能性を仮定するために, 健康水準という一元的指標を定義することにした。技術的には, 関数(2-2)の m で, 医療投入の質量的相違を診療報酬・薬価点数総和で表される量的相違に置き換えた。現行の診療報酬が各診療科間の均衡を優先して評価される傾向を考慮すると, 関数(2-2)の m と h との対応は, 曖昧なものとならざるをえないが, 現在のところこ

の方法しかない。

- 8) R は、人口10万人当り病床数、人口10万人当り医師数等の逆数であることに注意しなければならない。
 - 9) 医療保険の自己負担が、短期的には小損害不担保の機能を併せもつことは、藤澤氏により示唆をいただいた(藤澤益夫、1987年度慶応義塾大学大学院社会保険論演習ノート)。
 - 10) 個別出来高払方式は、所得誘因にもとづく医師の診療行動と、重症度分類にもとづく診療の優先順位決定という行動との、一致を指向しているとみなすことができる。これは、あくまでも人頭払方式等と比較したさいの特徴にすぎず、ミクロレベルでは、個々の病院は、機能分化しているし(漆原克文「現代医療における病院の機能分担について」社会保険研究所編『医療システム論』、東京大学出版会、1985年、pp. 227-252)、個々の病院病棟では、重症者と軽症者とを意識的に混在させている配置がみられる(一条勝夫『日本の病院』、日本評論社、1982年、pp. 86-92)。
 - 11) 前掲、拙稿「医療保障費」、p. 90。
 - 12) 過剰診療という概念は、川上氏にならい「乱診乱療も含めて幅広い概念」(川上 武『技術進歩と医療費』、勁草書房、1986年、p. 301)として使用している。なお、医療経済学的前提となる医療技術の諸概念については、川上氏の数々の論考を参考とさせていただき、医療システムについては、池上直己氏の慶応義塾大学病院管理学講義(1988年)で学ばせていただいた。
 - 13) 医療サービスの質を規定する重要な要素に、診療時間がある。だが本稿の目的は、医療費と利用量との諸関係を説明することにあるので、現在のところ、制度上医療費に影響を与えることのない診療時間については、考察を保留しておく。診療時間を視野に入れた医師の主体均衡モデルについては、漆博雄「診療報酬制度における医師の行動」(宇沢弘文編『医療の経済学的分析』、日本評論社、1987年、pp. 93-112)を参照。
 - 14) 医療サービスについての反事実的条件の欠如は、ワイズブロッグが、パウリーの医療競争支持論に対して行った批判のなかで、他の財・サービスと医療サービスとを峻別する特性として論じている点である。B. A. Weisbrod, "Comment on M. V. Pauly," in W. Greenberg ed., *Competition in Health Care Sector*, Proceedings of a Conference Sponsored by Bureau of Economics, Federal Trade Commission, Germantown, Aspen systems, 1978, p. 52.
 - 15) H. E. Klarman, *The Economics of Health*, Columbia, 1965, p. 23.
 - 16) エントーベンが主張する、代替的供出制度の競争(competition of alternative delivery system)による市場の効率化政策も、医療サービスの経済特性を原因として、暗礁に乗り上げているようである。米国での保険者による消費者へのアピールは、提携病院が有名病院の系列下にあること、施設の充実をいうにとどまり、保険料の水準に触れることはない
- そうである(印南一路「米国の医療保障」国際社会保険研究会1988年7月16日報告より)。
- 17) 医療供給者の主体均衡モデルについては、補論参照。
 - 18) 医療保障政策モデルは、政策指向モデルであり、実態の説明を直接意図した医療サービス市場モデルではない。当モデルは、わが国医療サービス市場の経済分析を試みるさい、医療サービスの経済特性と医療保障の制度特性との影響を取り除くために構築したものである。医療保障政策モデルにもとづく分析は、仮説の検証ではなく、当モデルからの乖離現象の原因を追究することに真の狙いがある。
 - 19) 医療費分析に国保資料が適している理由は、前掲、西村(『医療』、p. 161)を参照。なお、時系列分析では、価格指数の作成もさることながら、医療投入関数(2-2)の h と T の制御がなによりも障害となる。なお、西村氏推計の1件当り医療費推計関数は、時系列分析についてのものであるが、「どの推計結果を見ても医師誘発需要理論を支持している。これは単年度のクロスセクションデータについても同じである」(前掲、西村「医師誘発」、p. 41)と論じられ、横断面分析でも同様のモデルを考えられている。
 - 20) Q の条件を制御されたもとでの P_2 にも、同時変数の前提はおかず、分析をまって性格規定を試みる。
 - 21) 自己相関については、除外変数による疑似自己相関の発生が予想される。
 - 22) 消費者・供給者因子が、利用・医療費関数の規定因子と、対応しないことに注意してもらいたい。 h は顕在消費者の健康水準を表すため、利用関数には、 X^A 因子を含めていない。潜在的消費者の健康水準が利用量へ与える影響は、医療費の分析をまって、初めて視野に入れる。
 - 23) 資料出所。Y: 経済企画庁「県民所得統計年報」1985年。ecr: 厚生省保険局「国民健康保険事業年報」1985年度。 X^Q , X^A 因子: 総理府「国勢調査」1985年。 L , K , T 因子: 厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」1984年、厚生省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」1985年。
 - 24) 厳密には、 ϕ , ω 内の各因子間の関係を考慮する必要がある。だが、これら因子の理論的つながりは薄いと考えられるため、ここではこの問題を見捨てるものとみなして分析を進め、特に注意を要するばあいのみ、随時これを検討する。
 - 25) 老人診療の ecr と R との単純相関は、入院で .504, 外来で .375。ちなみに、一般診療のばあいは、入院で -.032, 外来で .203 である。
 - 26) 国際比較の視点からみた、わが国医療サービス市場の問題性は、長期病院の未整備のため、短期病院の病床がこれの代替機能を果たしていることにある(二本立「わが国病院の平均在院日数はなぜ長いのか——病院在院日数国際格差の決定因子の実証的研究」『病院』Vol. 48, No. 1, 1989年、pp. 60-66)。一方、国内的には、老人保健法(1983年施行)にもとづく病院機能分化、および一般入院診療での医師

数に規定された機能上の差異は、わずかながらも生じているものと思われる。

- 27) 国保一般被保険者が、退職被保険者等・老人保健適用者を除く年齢構成をもつことに注意。
- 28) A. McGuire, J. Henderson and G. Mooney, *The Economics of Health Care*, New York, 1988, p.160.
- 29) 過剰診療傾向をあげることもできるが、この短所の顕在化の幅は、医療供給の閉鎖性に起因する諸々の現実強く規定される。私は、現行診療報酬の短所として、医療供給の閉鎖性を生むことに比べ、過剰診療傾向を副次的な問題と位置づけている。
- 30) 池上直己「医療における公的負担と私的負担」『季刊・社会保障研究』Vol. 22, No. 3, 1986年, pp. 212-213。個別出来高払方式の政策的長所（行政当局にとっての魅力）は、医師の所得誘因を梃子として、点数操作による診療行動の誘導が可能な点にある。だが、この政策的長所が政策上の有効性として

機能するか否かは、技術料評価の座標軸選定とそのなかでの整合性の堅持という前提いかんにかかっているのではなかろうか。こうした前提整備の実現可能性については検討中であり、この考察を経て、個別出来高払方式と他の診療報酬方式との比較分析を行う予定である。

- 31) 「厚生省が医療費適正化推進本部設置」『週刊社会保障』No. 1197, 1982年, p. 6。
- 32) 利潤極大化行動は、凸型の費用関数を要するため、線形費用関数を仮定した医療保障政策モデルに適用することはできない。
- 33) 医原病・薬原病発生は、乱診乱療が直接の引き金になっているが、そのメカニズムの性格は、多投薬・多注射等を「医療技術的」に是認継承するわが国医療供給者による構造的過失とも呼ぶべきものであろう。

（けんじょう・よしかず 嘉悦女子短期大学講師・
慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程）

政府の世代間所得移転政策が資本蓄積に与える効果*

栗 沢 尚 志

本稿では、賦課方式の公的年金・公債発行・労働所得税と消費税の代替という3つの世代間所得移転政策がもたらす資本蓄積（長期の経済厚生）への効果について考察を行う。分析には、標準的な世代成長モデルを用いる。すなわち、個人は青年期と老年期の2期間にわたって生き、経済は青年世代と老年世代の2世代が共存する形で成長していくという枠組みである。労働供給は外生と仮定すると、上記の3つの所得移転政策は経済に対しディストーションをもたらさず、それらがもっている効果の相違は、所得効果の大きさの相違のみに依存することになる。経済厚生に与える効果について、利子率が人口成長率より高い場合には、年金と公債の削減、そして消費税への移行が望ましいことがこれまでの分析によって明らかになっているが、本稿では従来のモデルに依拠しながら、それらの政策がもたらす効果の大きさの相互比較を行う。そして、同額の変化のもとでは、公債発行額の変化が最も大きな所得効果をもち、次に年金額の変化、3番目に消費税への代替という順番が確定できることを明らかにする。そして、これらの理論モデルの結果を用いて分析の最後に若干の政策的含意についても考える。

I 公的年金と貯蓄

わが国においては、「福祉元年」といわれる1973年の老人医療の無料化、年金法の一部改正以来、政府の社会保障支出が急速に拡大してきた。社会保障移転のGNPに占める割合は、大蔵省『財政統計』62年度版によると、昭和45年度に4.3

％、50年度に7.8％、55年度に10.2％、60年度に11.1％と上昇している。周知のように、公的年金が民間経済にもたらす影響としてこれまで数多くの議論がなされてきた問題のひとつに、個人貯蓄に対してどのような効果をもたらすかということがある。公的年金は、青年期における税の負担額と老年期に受け取る年金額の変化によって、個人のライフタイムを通じての予算制約（所得流列）を変化させ、個人の消費・貯蓄決定を変えるからである¹⁾。

まず、公的年金が貯蓄とマクロ経済に及ぼす効果について、Barro (1987) に従って簡単に整理してみよう²⁾。

公的年金の増加は老年世代にとっては、所得の増加であり、その増加分は青年世代への増税によって賄われており、老年世代には何ら負担は生じていない。われわれはまず個人の遺産行動を捨象すると仮定すると、老年世代は年金増加分のすべてを消費に充てることになるであろう。他方、青年世代は年金調達のための増税による可処分所得の減少によって消費を減らすであろうが、老年期になれば高い年金給付を得られるという期待が生じるので、その消費の減少の一部は相殺されることになる。したがって、老年世代の消費と青年世代の消費を合わせた総消費は増加するといえるであろう。換言すれば、年金給付の増額は、民間貯蓄を減少させる効果をもつことがわかる。それによって、利子率の上昇と民間投資の減少がもたらされ、長期的にはこのような投資の減少が資本ストックの低下・経済成長の鈍化として表面化することになる（この議論と同様のことが、公債発

行による所得税減税の場合についてもあてはまる)。

個人の遺産行動(財政政策が及ぼす子孫への影響)を捨象した以上の議論では、公的年金の増加は個人貯蓄と民間投資の減少をもたらすことを見た。では、遺産を考慮した場合には、どうなるのであろうか。そのときには、財政赤字や年金の変化が個人の消費・貯蓄決定に何ら影響を及ぼさないとする Barro の「中立命題」が成立することになる。

財政赤字・年金の両者において総消費の増加が生じるのは、個人が子孫に与える負の影響を考えないときに限られる。年金制度の拡大は彼らの子孫にとっては、彼らが将来受け取る年金額の現在価値を超える税負担をもつことになる。親が利他的であるならば、年金の増額分を調達するための増税による子の効用の減少を相殺するために遺産額を増加させるであろう。つまり、もし、個人が子の効用に与える効果を完全に評価するならば、年金の増加(ならびに公債発行による減税)がもたらす消費および貯蓄に与える効果はゼロになる。

中立命題が成立するかどうか、すなわち、年金が貯蓄を阻害するかどうかの判定は実証分析によらなければならない。数多くの実証分析が従来なされているが、ある程度中立命題的な状況が成立していると思えることはできるが、完全に中立命題が成立しているとはいえないと思われる³⁾。よって、以下の理論モデルでは、遺産はないものと仮定して、政府による財政政策(公的年金・公債発行・消費税)が資本蓄積に対し、いかなる効果を及ぼすかについて分析することとする⁴⁾。

II モデル

個人は2期間(青年期と老年期)にわたり生存し、青年期には労働所得を得て、貯蓄と消費を行う。また税として消費税と労働所得税を支払い公債を購入する。一方、老年期には労働を行わず、貯蓄の元利合計と年金、そして公債の元利償還によって消費を賄うとともに、消費税を支払うものとする。

以上より、個人の予算制約式は各々の期間については次のように表すことができる⁵⁾。

$$\begin{aligned}
 & \text{(青年期)} \quad \text{青年期の消費} + \text{消費税} \\
 & \quad = \text{労働所得} - \text{労働所得税} - \text{公債} - \text{貯蓄} \\
 & \text{(老年期)} \quad \text{老年期の消費} + \text{消費税} \\
 & \quad = \text{貯蓄元本と} + \text{公債とその} \\
 & \quad \quad \text{利子収入} \quad \text{利払い収入} \\
 & \quad \quad + \text{年金}
 \end{aligned}$$

次に、政府予算の収支(予算制約式)は次のように表される。

$$\begin{aligned}
 & \text{労働所得税収} + \text{消費税率} + \text{今期の公債発行額} = \text{年金給付} + \text{前期に発行した公債の元利償還額} \\
 & \quad \quad \quad \text{[政府収入]} \quad \quad \quad \text{[政府支出]}
 \end{aligned}$$

以上が、個人と政府の予算制約式であるが、ここでは、資本蓄積が考慮されていないため利子率は内生化されていない。よって、資本蓄積を含む一般均衡モデルにおいては、これら2本の式に加えて、資本市場の均衡条件式である次式、

資本供給(すなわち個人貯蓄)=資本需要を加えなければならない。そして、上式において、資本供給となる個人貯蓄は政府の政策変数である年金・公債・消費税率の関数となっている。以上がわれわれが用いる理論モデルである。このモデルによって、年金・公債・消費税の3つの政策が資本蓄積および個人の経済厚生にどのような効果を及ぼすか、そして、その効果の大きさを相互比較するのがわれわれの以下での目的である。

III 年金・消費税・公債の経済効果

1. 政府の役割

周知のように、公共部門の果たす役割として重要なものは、①資源配分機能、②所得再分配機能、③経済活動の安定化、④経済成長の最適化、と考えられる。そして、われわれがここで扱う政府の役割は、4番目の経済成長の最適化にあてはまる。

では、その役割を図を用いて説明してみよう。なお、ここでの説明は、Dornbusch=Fischer(1978)による新古典派成長モデルについての記述に基づ

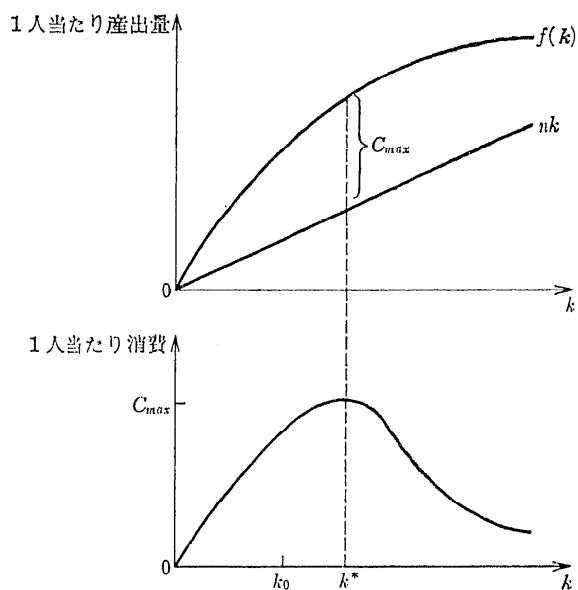


図 1

いている。

今、 k を資本・労働比率、 n を人口成長率、 $S(\cdot)$ を貯蓄関数、 g を政府の政策変数とすると、ソロー・モデルの基本式は定常状態において、

$$S(k, g) = nk$$

となる。上式において、右辺は民間貯蓄 (= 資本供給) を、左辺は資本需要を表している。

消費は、所得から貯蓄を差し引いたものであるから、マクロの生産関数を $f(k)$ とすると、消費 c は、

$$c = f(k) - S(\cdot) = f(k) - nk$$

となりこれを図示したものが図 1 である。図から明らかなように、消費水準は生産関数の接線が投資を表す直線 nk となるとときに最大となり、消費の最大値 ($c_{\max}$) を実現する資本・労働比率を k^* とすると、 $f'(k^*) = n$ が成立しなければならない。 k が上昇するにつれて c も上昇し、 k^* のとき最大となり、それを超えると減少する。もし、経済が golden-rule を満たす水準より低い資本・労働比率の水準 (k_0) にあるのなら、政策変数 g によって資本供給である貯蓄 S を増加させて資本形成を促進させ、 k_0 を k^* に近づけることによって個人はより高い消費水準を享受することができる。

2. 比較静学の結果

公債や年金の変化による資本蓄積と個人の経済厚生に関する問題は、Diamond (1965), Feldstein (1974), Samuelson (1975) 等の先駆的な論文がある。以下において示された結論は、それらにおいてすでに導かれた分析結果と同じであるが、われわれの理論モデルにおいても同じ結論を導き出せることを確認するとともに、次節での分析への第 1 段階としてカバーすることにする。ただし、記述を明確にするため、資本ストックがゴールデン・ルールを満たす水準より低いケース（すなわち、利子率が人口成長率より高いケース）のみについて分析を行うこととする。「年金」、「消費税」、そして「公債」が代表的な個人の経済厚生にどのような効果をもたらすかは、以下の比較静学の諸結果にまとめることができる。ただし、ここで用いているノーテーションはそれぞれ、 u は代表的な個人の効用水準、 b は年金給付額、 τ は消費税率、 g は公債の発行額、 r は利子率、 n は人口成長率を表している。

$$\left. \begin{array}{l} \text{ケース①年金給付額の削減} \\ \text{ケース②税の代替} \left(\begin{array}{l} \text{消費税増税・労} \\ \text{働所得税減税} \end{array} \right) \\ \text{ケース③公債発行量の削減} \end{array} \right\} \begin{array}{l} (du/db < 0 \text{ if } r > n) \\ \rightarrow \text{経済厚生上昇 } (du/d\tau > 0 \text{ if } r > n) \\ (du/dg < 0 \text{ if } r > n) \end{array}$$

ケース①（年金）とケース③（公債）において得られた厚生の変化の直観的な解釈は、次のように説明できるだろう。第 1 の効果は公債発行額や年金給付額の削減に伴う労働所得税の減税のもたらす効果であり、それは正の効果である。第 2 の効果——これも正の効果であるが——は利子率の低下による賃金率の上昇である。最後の効果——これは負の効果であるが——は利子率の低下による老年期に得る利子所得の低下によるものである。そして、これら 3 つの効果を含めた効用への総効果は、利子率 (r) と人口成長率 (n) の大小関係のみに依存し、 $r > n$ ($r < n$) においては、年金および公債発行の削減（増加）は経済厚生を上昇さ

せることがわかる。

消費税と労働所得税の代替（ケース②）については、次のように解釈できる。消費税率の上昇は、青年期の消費と老年期の消費の価格の上昇であるから消費を抑制し貯蓄を促進する効果をもつ。また、消費税の増税にあわせて労働所得税の減税がなされるので、やはり、貯蓄を促進し資本貯蓄を進める効果をもつ。

3. 政策のもたらす効果の比較

前節の議論によって、利子率が人口成長率より高い経済においては、年金の削減・公債の削減・労働所得税の消費税への代替は、効率性の観点からは望ましいことがわかった。そして、これらは資本蓄積を進めるので、利子率を低下させ、経済を黄金律の成立する最適点に近づけるものとなっていることを見た。

政府がマクロ政策を行う場合、資本蓄積へ及ぼす影響の程度を考慮に入れ、政策を選択する必要があるだろう。では、上記の3つの政策によって促進される資本蓄積の程度はどのように異なるのであろうか。

モデルの比較静学の結果を用いて計算することによって次のことがわかる。まず、年金額の変化がもたらす所得効果の大きさは、消費税への移行がもたらす所得効果の大きさより大きいことが、次に公債額の変化がもたらす所得効果の大きさは年金額の変化がもたらす所得効果の大きさより大きいことがわかる。したがって、同一の変化額のもとで比較したとき、所得効果の大きさの比較は、公債の変化が最も大きく、次に年金の変化、最後に労働所得税から消費税の変化という順番となる。

この結果は直観的には次のように解釈できる。これらの政策の相違は個人が如何に貯蓄するか依存している。消費税と年金の効果と比較した場合、消費税の変化は青年期と老年期の2期間に分散しているのに対し、年金の変化は老年期に集中しているので、個人は年金の変化によって、より大きな負担を受けることになるであろう。よって、年金の削減によって個人はより貯蓄を行い、そしてそのことは資本形成を促進させることとなる。

一方、公債政策において、政府は老年世代に対し利払いとともに公債を償還しなければならない。この利払いは、青年世代への労働所得税と公債購入によって調達される。したがって、公債の変化は、他の2つの政策に比べ青年期の貯蓄決定に対しより大きな負担をもたらすこととなる。つまり、公債の変化がもたらす所得効果が最も大きいことがわかる。

IV 結語と政策的インプリケーション

本稿では、政府が lump-sum transfer を用いることができるという2世代の世代成長モデルの枠組みのなかで、公的年金・公債発行・消費税への代替という3つの世代間所得移転政策について、その資本蓄積（長期の経済厚生）に与える効果について分析を行った。そして、理論モデルによって得られた結果は、次のように要約される。

経済における資本ストックが、黄金律を満たす水準より低い（換言すれば、利子率が人口成長率よりも高い）ならば、年金および公債の削減、そして労働所得税から消費税への代替は、それぞれ経済厚生を上昇させる。そして、それら3つの政策がもたらす効果を同一額の変化のもとで比較すると、公債発行額の変化が最も大きな効果をもたらす、次に年金の変化、最後に税の代替という順番が確定される。

われわれがここで用いたモデルでは、貨幣的要因（インフレーション）や移行過程での厚生の変化等を捨象したので、ここから一般的な政策的含意を導くことは大胆すぎるであろう。しかし、年金の増加そして負の貯蓄を行う老年世代の増加が確実に生じ、わが国の経済に少なからぬ影響を与えると考えられる高齢化社会におけるマクロ経済政策に関して、ここでの分析は重要な含意をもっていると思われる。それら3つの政策の効果が異なるのは、各々が貯蓄に与える効果が異なるからである。消費税は青年期と老年期の双方に負担を分散させ、他方、年金や公債の変化はその負担が老年期に集中することになる。すなわち、世代間移転政策によって個人が受ける負担のタイミ

ングが異なることによって生じるものである。

わが国においてこれまでは制度が未成熟であったため年金給付額が低く、個人貯蓄を極めて大きく減少させることはなかったと考えられる。しかし、今後は、受給者のうち加入年数の長い受給者の割合が増えて、給付額の増加が見込まれている。このような給付額の増加は、われわれのモデルでは b の増加としてとらえることができよう。このような b の増加は、比較静学の結果として見たように資本蓄積を阻害し、利子率が人口成長率より高い経済においては個人の経済厚生を低下させることになる。では、このような阻害効果を相殺するためには、どのような政策をとることが望ましいのだろうか。第1には、公債発行額の削減であり、第2には、労働所得税の減税と消費税の増税（税の代替）である。モデルより、公債発行の増減が資本蓄積に対して相対的に最も大きな効果を及ぼすことが明らかにされたのであるから、公債発行を変化させずに年金の増加がもたらす成長へのマイナス効果を強調することはあまり説得力がないといえるかもしれない。また、年金の増加が引き起こす長期の経済厚生へのネガティブな効果を税の代替によって相殺しようとするならば、年金の増加額以上の労働所得税から消費税への代替（消費税増税と労働所得税減税）がなされなければならない。なぜならば、年金の変化がもたらす所得効果は税の代替がもたらす所得効果より大きいので、年金による貯蓄への効果をオフセットするためにはその変化以上の消費税の変化を必要とするからである。もちろん、貯蓄の増加が常に望ましいものではないが、年金の増加がもたらすインパクトはかなり大きなものと予想されるので、消費税を用いることによる所得税の減税政策との関連性を考えることが今後、重要であろうと思われる。

* 本稿を作成するにあたって、中村一雄神戸大学教授、岸本哲也神戸大学教授、井堀利宏大阪大学助教授、金谷貞男東京都立大学講師、および社会保障研究所内の研究会出席の方々から有益なコメントを頂いた。記して感謝申し上げたい。もちろん、ありうべきすべての誤りは筆者の責任である。

注

- 1) Auerbach and Kotlikoff (1987) のシミュレーション結果では、賦課方式の年金制度の導入が長期において、資本に対し大きなクラウディング・アウト効果をもつことを示している。その導入により、総合所得税・賃金所得税・消費税の課税方式をもつ経済において、初期時点に比べ長期の経済厚生が各々 6.02%, 6.29%, 4.78% 減少することが示されている。
- 2) 遺産を含む議論は、Barro (1974) に始まるものである。
- 3) 中立命題を支持する実証結果として、例えば Kormendi (1983), Evans (1988) が、他方, Feldstein (1982), Modigliani and Sterling (1986) では中立命題を支持する結果が得られていない。
- 4) 財政政策の変化がもたらす世代間の負担の相違については野口 (1987) を参照されたい。
- 5) ここでの分析には、次のモデルを用いた。なお、このモデルは, Burbidge (1983) と Ichori (1984) に依拠している。

$$E(q, u) = w - t + \frac{b}{1+r} \quad (1)$$

$$E_1(q, u) + \frac{1}{1+n} E_2(q, u) - w(r) + (r-n)w'(r) = 0 \quad (2)$$

$$q_2 E_2(q, u) + (1+n)w'(r) - \frac{b}{1+r} - g = 0 \quad (3)$$

$$(q_1 - 1) \left[E_1(q, u) + \frac{1}{1+n} E_2(q, u) \right] + g + t = \frac{1+r}{1+n} g + \frac{b}{1+n} \quad (4)$$

(1)式は個人の予算制約式、(2)式は財市場の均衡条件式、(3)式は資本市場の均衡条件式、そして(4)式は政府の予算制約式である。これら4本の式は互いに独立でないでワルラス法則より1本の式を捨象することができる。そして、各式で用いたノテーションは次のことを表す。

u : 効用水準, w : 賃金率, r : 利子率, g : 公債発行額, b : 年金給付額, t : 税額, n : 人口成長率, $q_1 (= 1 + \tau)$: 青年期消費の価格 (τ は消費税率), $q_2 (= q_1 / (1 + r))$: 老年期消費の価格, E : 支出関数, $E_i = \partial E(q, u) / \partial q_i$ ($i = 1, 2$), $w' = \partial w(r) / \partial r$

このなかで内生変数は、 u , r , t の3つであり、式は(2)(3)(4)の3本であるから体系は complete である。

なお、上記のモデルの具体的な計算は、Awasawa (1988) において行っている。

参考文献

- [1] Auerbach, A.J. and L.J. Kotlikoff (1987), *Dynamic Fiscal Policy*, Cambridge University Press.

- [2] Awasawa, T. (1988), "Income Effect of Alternative Intergenerational Transfer Policy," mimeo.
- [3] Barro, R. J. (1974), "Are Government Bonds Net Wealth," *Journal of Political Economy*, Vol. 82, pp. 1095-1117.
- [4] — (1987), *Macroeconomics*, 2nd ed., John Wiley & Sons.
- [5] Burbidge, J. B. (1983), "Social Security and Saving Plan in Overlapping-generations Models," *Journal of Public Economics*, Vol. 21, pp. 79-92.
- [6] Dornbusch, R. and S. Fischer (1978), *Macroeconomics*, McGraw-Hill.
- [7] Diamond, P. A. (1965), "National Debt in a Neoclassical Growth Model," *American Economic Review*, Vol. 55, pp. 1126-1150.
- [8] Evans, P. (1988), "Are Consumers Ricardian? Evidence for The United States," *Journal of Political Economy*, Vol. 96, pp. 983-1004.
- [9] Feldstein, M. S. (1974), "Social Security, Induced Retirement, and Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Vol. 82, pp. 905-928.
- [10] — (1982), "Government Deficits and Aggregate Demand," *Journal of Monetary Economics*, Vol. 9, pp. 1-20.
- [11] Ihuri, T. (1984), "Partial Welfare Improvement and Capital Income Taxation," *Journal of Public Economics*, Vol. 24, pp. 101-109.
- [12] Kormendi, G. C. (1983), "Government Debt, Government Spending, and Private Sector Behavior," *American Economic Review*, Vol. 73, pp. 994-1010.
- [13] Modigliani, F. and A. Sterling (1986), "Government Debt, Government Spending, and Private Sector Behavior: Comment," *American Economic Review*, Vol. 76, pp. 1168-1179.
- [14] Samuelson, P. A. (1975), "Optimum Social Security in a Life-Cycle Growth Model," *International Economic Review*, Vol. 16, pp. 539-544.
- [15] 野口悠紀雄 (1987), 「公的施策による世代間の移転」『季刊・社会保障研究』Vol. 23, No. 3, pp. 276-283.

(あわさわ・たかし 社会保障研究所研究員)

社 会 保 障 法 判 例

堀 勝 洋

家庭保育福祉員の保育の下での児童の死亡事故につき
市、県及び国に損害賠償責任がないとされた事例（森岡
訴訟第1審判決）

千葉地方裁判所松戸支部民事部昭和63年12月2日判決（昭和52年（ワ）
第41号損害賠償請求事件）『判例時報』1302号，133頁，『判例タイムズ』691号，180頁

Ⅰ 事実の概要

1 本件訴訟の被告 Y₁ は、松戸市の家庭保育福祉員（いわゆる「保育ママ」）制度を利用して、自宅で無認可の保育所を開設していた。ただし、Y₁ 自身は家庭保育福祉員の資格がなかったため、その資格がある訴外 B、C ら数人を雇用して、保育に当たらせていた。

2 本件訴訟の原告 X₁ 及び X₂ は共働きのため、その子訴外 A を保育所に入所させるべく、昭和48年11月ころ松戸市の福祉事務所を訪れた。しかし、市立保育所は満員で待機児童も多いため、入所はほとんど不可能であるとして入所を断られた。そして、当該福祉事務所の係官から、松戸市の家庭保育福祉員制度の概要の説明を受けるとともに、Y₁ が経営する保育所を紹介された。そこで、X₁X₂ は当該保育所に赴き、Y₁ から説明を受けた後、翌年1月からの保育を依頼した。その後、昭和49年1月5日、X₁X₂ は Y₁ との間で委託期間を同年1月から昭和50年3月31日まで、委託時間を午前7時30分から午後5時まで、保育料を1ヵ月につき1万4,000円とする内容の保育委託契約を締結した。ただし、この契約書の一方当

事者の氏名には、松戸市の家庭保育福祉員制度を利用する必要から、Y₁ に替えてその被用者である訴外 B の名義が記載された。

3 X₁X₂ の子 A は、昭和49年2月28日、Y₁ の経営する無認可保育所内で死亡した。このため X₁X₂ は、Y₁、松戸市 Y₂、千葉県 Y₃ 及び国 Y₄ を相手として、X₁X₂ のそれぞれに対し1,707万4,219円を連帯して支払うよう、昭和52年2月15日千葉地方裁判所松戸支部に出訴した。

4 千葉地方裁判所松戸支部は、昭和63年12月2日、①被告 Y₁ は原告 X₁X₂ のそれぞれに対し975万35円を支払え、②被告 Y₂Y₃Y₄ に対する原告の各請求を棄却する、との判決を下した。これに対し、X₁X₂ は昭和63年12月3日東京高等裁判所に控訴した。

Ⅱ 判 旨

1 「原告らの援用する憲法25条、26条、27条1項の各条規は、いわゆる社会権ないし生存権の保障を国政上の任務として宣言したものにすぎず、これらの条規が規定する事項を、個々の国民が国ないし地方公共団体に直接的かつ具体的に請求できるものではないと解するのが相当である。また、

同じく原告らが援用する児童福祉法1条ないし3条の規定も、児童福祉法における基本理念をうたった宣言的規定にすぎないのであって、個々の国民に対する具体的な法的権利を定めたものとは解することができないというべきである。してみると、国及び地方公共団体に対する具体的な請求権として、原告ら主張の『保育要求権』なる権利を認めるに由なく、原告らの主張には理由がない。」

2 「原告らは、被告 Y₁ 及び C が従事していた保育業務は、児童福祉法24条但書に基づく公務である旨を主張するので、この点について判断するに、児童福祉法24条に関する事務は、昭和61年法律第109号（地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律）17条により、児童福祉法が改正された結果、現行法上は市町村の事務とされているものの、本件事故当時は、国の機関委任事務として市町村長が執行していたものであることが明らかである。してみると、仮に、被告 Y₁ 及び C が従事していた保育業務が児童福祉法24条但書に基づく公務であったとしても、右公務は被告松戸市のものとはいえず、被告 Y₁ 及び C が同被告の公権力の公使を担当する公務員でないことは自明であるから、その余の点について判断するまでもなく、原告らの主張には理由がない。」

3 「原告らは、被告 Y₁ 及び C が被告松戸市の被用者であり、被告松戸市が使用者責任（民法715条）を負担する旨主張するので、この点について検討するのに、……本件保育所が被告 Y₁ がその自宅の一部を利用して開設・経営した無認可保育所であることは前示認定のとおりであり、その保育業務の遂行には、被告 Y₁ が C ら被用者を使用して自主的に独立して行っていることが明らかで、前記要綱の予定する家庭保育福祉員に対する被告松戸市の指導監督も、行政庁の行う行政指導としてのそれを超えるものとは解されないものであって、これをもって、民法715条にいう指揮・命令・支配と服従・従属を基調とする使用関係になぞらえるのは適切といえず、他に、被告 Y₁ 及び C と被告松戸市との間に右使用関係の存在を認めるに足りる証拠はない。」

4 「Aが本件保育所に入園した経緯は、前示認定のとおりであって、被告松戸市の福祉事務所の係官により本件保育所を紹介されたことによるものである。ところで、右紹介行為が、児童福祉法24条但書の措置としてなされたものか、それとは別個の行政指導としてなされたものかは問題であるが、右のいずれであるにせよ、保育所において児童を安全に保育することは、当該保育所がその責任において行うべき事柄であって、紹介行為をなしたにすぎない市が、保育中に生じた事故について責任を負うのは、当該事故の発生につき、担当公務員に予見可能性があった場合に限られるというべきである。本件について、これを見るのに、担当公務員が前記紹介行為の当時において、被告 Y₁ ないし C の前記認定にかかる過失により A が死亡するに至る事態を予見し、あるいは予見することができたことは、本件全証拠によっても、これを認めるに足りず、原告らの主張には理由がない。」

5 「原告らは、千葉県知事が、無認可保育施設に対する立入調査権を行使すべきであり、そうすれば、本件保育所の危険な保育実態を把握し得、ひいては本件事故の発生を防止できた旨を主張するので、この点について検討を加える。本件事故当時の児童福祉法58条2項によれば、都道府県知事が無認可保育施設に対する事業の停止及び施設閉鎖の権限を有することが規定されているものの、都道府県知事が施設に対する立入調査権を有する旨の明文はなく、右立入調査権についての明規が置かれたのは、昭和56年法律第87号（児童福祉法の一部を改正する法律）による改正以降であることが明らかである。そして、右の法改正は、厚生大臣に対しても、都道府県知事と同様に無認可保育施設に対する事業停止及び施設閉鎖の権限を付与するとともに、厚生大臣及び都道府県知事に対し、報告徴収権及び立入調査権を与え、併せて、右の各権限を実効あらしめるために罰則を設けたのであって、かかる法改正の経緯からして、都道府県知事の施設に対する立入調査権は、昭和56年における法改正によって創設されたものであると解するのが相当であるから、千葉県知事に無認可

保育施設に対する立入調査権があることを前提とする原告らの主張は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。」

6 「原告らは、仮に、千葉県知事に無認可保育施設に対する立入調査権がなかったとしても、同知事は、行政指導により無認可保育所の実態調査をした上で、本件保育所の施設・運営の改善勧告をなし、そのうえで事業停止又は施設閉鎖の権限行使をなすべきであったものであり、また、厚生大臣としても、都道府県知事を指揮監督し、前記行政指導ないし権限行使をなさしめるべきであったもので、そうすれば、本件事故の発生を防止できた旨を主張するので、検討を加える。一般に、行政庁の権限不行使がいかなる場合に違法となるかについては議論があるが、行政庁が法令上付与された権限を行使するか否かは、当該行政庁の専門技術的見地に立つ政策的な判断（自由裁量）に属するのが原則である。そうすると、行政庁の権限不行使が国家賠償法上の違法評価を受けるのは、当該権限の不行使が行政庁に付与された裁量権の消極的濫用ともいえる程度に不合理と判断される場合に限られるとするのが相当であり、このような観点からすれば、行政庁の権限不行使が、違法とされるためには、少なくとも、国民の生命、身体、財産に対する切迫した危険が存在し、行政庁において当該危険の存在を具体的に知り又は容易に知り得べき状態にあることが最小限度必要であるものというべきである。本件について、右の要件の存否を検討するのに、……本件全証拠によっても、本件事故当時ないしそれに接する時点において、千葉県知事又は厚生大臣が本件事故発生の具体的蓋然性を認識していたことあるいは容易にこれを認識しうべきことを認めることはできないものというべきである。なお、原告らは、行政指導としての実態調査を実施していれば、本件事故の発生を予見できた旨を主張するやであるが、危険の発生についての公務員の予見可能性は、一般的・抽象的なものでは足りず、具体的・現実的なものであることを要するものと解すべく、また、そもそも、行政庁は行政指導をなす法的義務を負担するものでもないから、所論は採用できず、論

旨は理由がない。」

III 解 説

1 はじめに

本件訴訟は、無認可保育所での児童の死亡事故に対し、その両親が損害賠償を請求したものである。従来のこの種の訴訟と異なって、無認可保育所の設置経営者のみならず、市、県及び国をも訴えている点に、本件訴訟の特徴がある。また、本件訴訟における無認可保育所は、行政庁と全く無関係なのではなく、松戸市による家庭保育福祉員制度の対象となっていたもので、この点でも従来の無認可保育所での事故をめぐる訴訟と異なっている。

本件訴訟における争点は、大きく、①本件死亡事故の死因は何か、被告 Y₁ に注意義務に違反した過失はあるか、Y₁ の過失と本件死亡事故との間に相当因果関係があるかという問題と、②松戸市、千葉県及び国は本件死亡事故に対し損害賠償責任を負うべきかどうかという問題の2つに分けることができる。この①の問題について本判決は、本件死亡事故の原因は被告が主張した乳幼児突然死症候群（SIDS）ではなく鼻口閉塞による窒息死であり、Y₁ に過失があり、Y₁ のこの過失と本件死亡事故との間に相当因果関係があるとして、Y₁ に不法行為による損害賠償責任があると判示した。

次に、②の問題について本判決は、原告の主張を逐次詳細に検討し、松戸市、千葉県及び国のいずれにも損害賠償責任を負わすべき理由がないと判示した。そこで、本解説では、この②の問題につき、原告が主張した損害賠償責任の理由に沿いながら検討を加えたい。

2 国民の保育要求権の侵害

原告はこの論点につき、次のように主張した。すなわち、松戸市、千葉県及び国は、憲法第25条、第26条、第27条第1項、児童福祉法第1条ないし第3条によって認められている国民の保育要求権に対応する保育所の設置・整備義務を負っていたのにもかかわらず、これを怠るという違法な不作

為によって本件事故を発生させたものであり、しかも、この点につき重大な過失があるから、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負うべきである。

これに対し本判決は、Ⅱ判旨1に引用したように、保育要求権なる権利を認めず、原告の主張を退けた。この論点に関する本判決の判旨は妥当である。

なお、児童福祉法第24条本文は保育に欠ける児童の保育所入所義務を市町村に課しており、筆者はこの規定は保育所入所の請求権を認めたものと解している（堀〔6〕205頁以下）。しかし、同法は地方公共団体又は国に対し、保育所設置の義務を課しているわけではない（同法第35条第1項ないし第4項、同法施行令第10条第1項参照）。したがって、保育所の整備が不十分なため、無認可保育所を利用せざるを得なくなってそこで事故が起きたとしても、そのことのためだけで地方公共団体及び国の責任を問うことはできないと考えられる。また、保育所整備の不十分さと本件死亡事故との間に、相当因果関係があるかどうかも疑問である。

宇賀〔2〕は本判決を評釈したものであるが、本節の論点については、児童福祉法が公立保育所への入所請求権を認めていないことを主な根拠として、原告の請求を否定的に解している。

3 被告 Y₁ 等の公務員性

次に、原告は、Aの死亡事故当時保育に従事していたC及びCを雇用するY₁が松戸市の公務員であったとして、国家賠償法第1条第1項に基づき、松戸市が損害賠償責任を負うべきだと主張した。C及びY₁が松戸市の公務員であるとする論拠は、次のとおりである。すなわち、松戸市の家庭保育福祉員制度は児童福祉法第24条ただし書に基づく松戸市の公務であり、家庭保育福祉員たるC及びCを雇用するY₁は松戸市からこの公務を委託され、しかも松戸市は家庭保育福祉員に対し指導監督権を有していたので、C及びY₁は松戸市の公務員であるというものである。

これに対し、松戸市は次のように主張した。松

戸市の家庭保育福祉員制度は児童福祉法第24条に基づく制度ではなく、善意の奉仕者に対して報償金を支給し、社会奉仕活動を勧奨するとともに、保護者の経済的負担を軽減するものである。また、保護者と家庭保育福祉員との間の児童保育委託契約についても、松戸市は保護者を斡旋するにとどまり、契約は当事者が自由意思によって締結したもので、保育そのものが松戸市の監督下にあるものでなく、したがってC及びY₁は松戸市の公務員ではない。

この問題について本判決は、Ⅱ判旨の2に引用したように、児童福祉法第24条に関する事務は国の機関委任事務であって松戸市の事務ではなく、したがって松戸市が損害賠償責任を負うものではないと判示した。なお、そうすると、CとY₁が国の公務員として国が損害賠償責任を負う可能性があるが、この論点については原告が主張しなかったためか、本判決は何も判示していない。

ところで、本件事故当時の児童福祉法第24条は、「市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護を加えなければならない。」と規定していた。そして、この第24条の本文による保育所入所の事務は、「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」（昭和61年法律第109号。以下「機関委任事務整理法」という。）によって市町村の団体事務¹⁾とされるまでは、国の市町村長に対する機関委任事務とされていた。しかし、同条のただし書に基づく事務（以下「第24条ただし書事務」という。）が機関委任事務であるかどうかについては、従来あまり論ぜられてこなかった。本判決は、これをも機関委任事務と解しているが、筆者は以下の理由により、第24条ただし書事務は市町村の団体事務であると解すべきであると考えている（同旨田村〔4〕210頁）。

（1） 国の機関委任事務なら、第24条ただし書

事務の費用についても国庫負担されるべきであるのに、児童福祉法はこれについて何も規定していない（同法第51条第1号及び第53条参照）。なお、季節保育所やへき地保育所はこの児童福祉法第24条ただし書に基づく措置とされるが（厚生省児童家庭局〔3〕151頁）、それに対しては国庫負担ではなく国庫補助がなされている（昭和63年5月23日付厚生事務次官通知厚生省発児第109号「特別保育事業費の国庫補助について」）。いうまでもなく、補助金は負担金と異なって、地方公共団体の事業に対する国の任意的な助成であり、季節保育所やへき地保育所は地方公共団体の事務であると観念されているのである。

(2) 第24条ただし書事務が国の機関委任事務なら、それに関し国から詳細な指示指導がなされてよいはずなのに、ほとんどなされていない。第24条ただし書事務は、市町村の創意工夫に任されており、まさに市町村の団体事務というにふさわしい実態にある。

(3) 機関委任事務整理法に関する国の通達では、「保育所への入所措置に関する事務は、市町村が行うものとする。」とだけ述べられ、第24条ただし書の事務については何も触れられていない（昭和61年12月26日付厚生省社会局長及び児童家庭局長連名通知社庶第225号「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律（社会福祉関係部分）の施行について」）。これは、第24条ただし書事務の法的性格について、機関委任事務整理法の施行の前後で変更がなかったと国が解釈していることを裏づけるものであると考えられる。

以上のように第24条ただし書事務を団体事務と解すると、これを機関委任事務と解してC及びY₁が松戸市の公務員でないとした本判決は、同条の規定の解釈を誤ったものといわざるを得ない。そうすると、C及びY₁が国家賠償法第1条第1項の公務員であるかどうかについて、改めて判断せざるを得ないことになる。以下、この問題について検討を加えたい。

ところで、国家賠償法第1条第1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定している。したがって、C及びY₁がこの「公権力の行使に当る公務員」であるかどうかが問題となるが、これは「公権力の行使に当る」かどうかという問題と、「公務員」であるかどうかの2つの問題に分けられる。

「公権力の行使」の意義については、稲葉〔1〕26頁以下によれば次の3つの説に分かれている。第1の狭義説は、公権力を優越的な意思の発動たる作用と解し、非権力的行政作用、私経済作用及び国家賠償法第2条の营造物の設置管理作用は公権力の行使に当たらないとする。第2の広義説は、公権力を私経済作用と营造物の設置管理作用を除くすべての国又は公共団体の作用と解し、狭義説と異なって非権力的行政作用も含める。第3の最広義説は、私経済作用をも含む国又は公共団体の一切の作用をいう。

このうち、狭義説が田中二郎、今村成和等による有力説であったが、近年は成田頼明、古崎慶長等による広義説が通説とされるようになったとされる。判例の大勢も広義説に固まりつつあるとされるが、少数説の最広義説を除いて、具体的事案についてみると、狭義説も広義説もあまり相違はないとされている（稲葉〔1〕28頁）。

本件訴訟においては、Y₁らが行っていた保育事業が「公権力の行使」に当たるとかが問題となるが、市から精神薄弱者援護施設の業務を委託された法人の職員を「公権力の行使に当る公務員」とした判例がある。これは高橋訴訟第1審判決（広島地方裁判所福山支部昭和54年6月22日判決昭和51年（ワ）第249号損害賠償請求事件『判例時報』947号、101頁）で、この訴訟は、広島県福山市が設置した精神薄弱者援護施設を社会福祉法人福山愛生会にいわゆる経営委託していたところ、入所者の1人が死亡したため、その両親が福山愛生会と福山市に損害賠償を求めたものである。この判決は、福山愛生会の過失を認めて民法第

715 条第1項の損害賠償責任を認めるとともに、福山市についても次のように判示して、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を認めた。

「国家賠償法1条1項にいう『公権力の行使』には、単に国家統治権に基づく優越的意思の発動たる作用のほか、私経済作用に属する行為および同法2条にあたる行為を除き、広く非権力的な行政作用を含むと解するのが相当であり、また右条にいう『公務員』には、同法の被害者救済の目的に照らし、必ずしも公務員としての身分資格を有する者に限定せず、実質的に公務を執行するすべての者、したがって、すべての国または公共団体のため公権力を行使する権限を委託された者をも含むと解するのが相当である。そうすると、被告福山市の行なう社会福祉事業は国家賠償法1条1項にいう『公権力の行使』に該当し、また被告福山市から精神薄弱者の生活指導、職業授産の委任を受けた被告愛生会の被用者として、現実に右業務の執行に携わるその職員は、右法条にいう『公権力の行使に当る公務員』であるといえるので、被告福山市は同法1条1項に基づき、○の死亡につき損害賠償の責任を免れない。」

この判決の趣旨及び非権力的作用も含むとする広義説に従うなら、本件訴訟で問題となっている保育業務も「公権力の行使」に当たると解される。そうすると、本件訴訟においてC及びY₁が松戸市の公務員であるかどうかが次に問題となるが、以下この問題を検討したい。

稲葉〔1〕24頁以下によれば、国家賠償法第1条第1項にいう公務員とは、公権力行使の権限を与えられた一切の者を指し、必ずしも国家公務員・地方公務員その他国又は公共団体と身分的つながりを有する者に限られないとされる。そして、市から精神薄弱者援護施設の経営委託を受けた社会福祉法人の職員が、この公務員に当たると判示されたことは上にみたとおりである。

本件訴訟におけるC及びY₁が公務員であるかどうかは、結局松戸市が行うべき公務をC及びY₁にその権限が与えられていたかどうかによって決まり、このことは松戸市の家庭保育福祉員制度の法的構造によると考えられる。原告が主張す

るように家庭保育福祉員が松戸市から保育業務の委託を受けていれば公務員となり、被告Y₂が主張するように松戸市は単に家庭保育福祉員を紹介して必要な助成をなすにすぎないのなら公務員ではないということになろう。(なお、家庭保育福祉員制度が児童福祉法第24条ただし書の「その他の適切な保護」に当たるかどうかにについても争われているが、松戸市が主張するようにこの制度は単に紹介と助成をするにすぎないものだとしても同条ただし書の措置と考えるべきであるので²³、C及びY₁が公務員であるかどうかを判断するのに、この論点はあまり関係がないと考えるべきであろう。)

そこで、松戸市の「家庭保育福祉員制度要綱」(本件事故が起きた当時に施行されていた昭和48年4月1日改正後のもの)を詳細に検討すると、必ずしも明確ではない部分があるものの、児童の委託と費用の負担関係は次頁の図のようになっているものと解される。すなわち、児童の委託受託はその保護者と家庭保育福祉員の間で行われ、松戸市福祉事務所長は委託の斡旋のみを行うものと解される。そして、保育料は保護者が家庭保育福祉員に支払い、松戸市福祉事務所長は保護者に対しては保育料の助成、家庭保育福祉員に対しては報償金を支給する。

ただし、松戸市は、①家庭保育福祉員の資格を定め(同要綱第2条第1項)、同福祉員の認定を行い(第5条)、同福祉員の守るべき事項を定め(第11条)、②家庭保育施設の基準を定め(第4条)、③保護者が支払うべき保育料の額を定めるとともに、保育料の助成を行い(第7条及び第7条の2)、④同福祉員に報償金を支給し(第8条)、⑤同福祉員に対し保育及び保健衛生等について巡回指導する(第12条)など、松戸市の関与の程度は大きい。

以上のような制度の下において、松戸市が家庭保育福祉員に対しその公務を行う権限を与えているかどうかを判断するのはなかなか難しいが、同要綱第9条の「幹せん」という文言を重視するなら、C及びY₁は国家賠償法第1条第1項の「公務員」に当たらないということになろう。

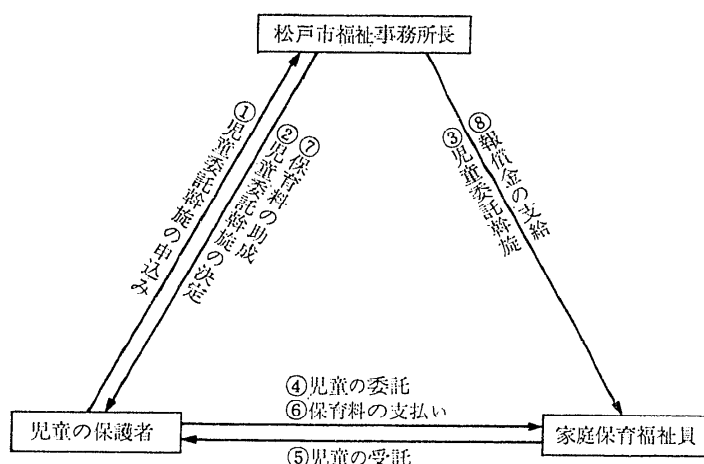


図 松戸市家庭保育福祉員制度の児童委託及び費用負担関係

なお、Y₁ が公務員であるとする、国家賠償法第1条第1項の損害賠償責任は国・公共団体のみが負い、公務員は被害者に対しては負わないというのが通説・判例とされる（稲葉〔1〕28頁）ので、Y₁ の損害賠償責任を認めた本判決と齟齬することになる。

4 Y₁ 等の被用者性

原告は、たとえC及びY₁ が国家賠償法第1条第1項にいう公務員でないとしても、同人らは松戸市の被用者であるから、松戸市は民法第715条により損害賠償責任を負うべきだと主張した。これに対し本判決は、Ⅱ判旨の3に引用したように、使用関係はないとして原告の主張を退けた。

民法第715条第1項本文は、「或事業ノ為メ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」と規定している。この「他人ヲ使用スル」ことには、雇用や委任以外に広く使用する場合を含むとされるが、使用者と被用者の間に実質的な指揮監督関係が必要とされる。

本件訴訟において、松戸市とC及びY₁ との間にこの使用関係があったかどうかであるが、松戸市の家庭保育福祉員制度要綱はかなり詳細に家庭保育福祉員の遵守事項や指導について定めているが、具体的な保育業務についてまで指揮監督して

いたかどうかは、本判決がいうように疑問である。

5 委託・紹介行為の違法性

原告は、松戸市長又は松戸市福祉事務所長による本件無認可保育所への委託ないし紹介が違法なものであるため、松戸市は国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負うべきだと主張した。違法である理由としては、児童の生命・身体に害を及ぼすおそれのある劣悪な保育環境にある本件保育所への委託又は紹介は、注意義務違反又は条理上の義務違反であるというものである。

これに対して本判決は、Ⅱ判旨の4に引用したように、松戸市は単に紹介をただけで、Aの死亡につき予見可能性がなかったため、松戸市はその紹介について責任を負わないと判示した。

この論点に関する判旨は妥当である。なお、宇賀〔2〕51頁も、松戸市の行為を紹介とみる以上それは助言的行政指導の性格をもち、これについて違法となるのは本件事故について予見可能性があった場合に限るとしている。

6 債務不履行責任

原告は、松戸市はY₁ との間でAの保育委託契約を締結したものであり、Y₁ の履行代行者Cの過失によって本件事故が発生したものであるから、松戸市は債務不履行責任を負うべきであると主張

した。

これに対して本判決は、原告主張の事実は本件全証拠によってもこれを認めるに足りないとして、原告の主張を退けた。松戸市と Y₁ との間で保育委託契約が成立していたと解することは困難である以上（本稿第3節の図参照）、債務不履行責任を問うことはできないと考えられる。

7 立入調査権の有無

原告は、被告千葉県と被告国の責任について、次のように主張した。本件事故当時の児童福祉法第58条第2項は、都道府県知事に無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令権を与えていたが、これには立入調査権も含まれる。千葉県知事がこの立入調査権を行使し、本保育所の危険な実態を把握していたら、本件事故は防止できたはずである。一方、この児童福祉法第58条第2項の事務は機関委任事務であるため、主務大臣たる厚生大臣は、都道府県知事を指揮監督して、無認可保育所に対して立入調査を実施させるべき義務があった。このような立入調査を実施しなかったため本件事故が起きたものであり、千葉県及び国は国家賠償法第1条第1項により、損害賠償責任を免れない。

これに対し本判決は、Ⅱ判旨の5に引用したように、立入調査権は「児童福祉法の一部を改正する法律」（昭和56年法律第87号）によって創設されたもので、本件事故当時都道府県知事に立入調査権はなかったと判示した。

立入調査というような国民の自由を相当程度侵害するような権限は、明文の規定をもって初めて与えられると解すべきであり、この論点に関する判旨は妥当である。宇賀〔2〕53頁も、判旨に賛成している。

8 規制権限の不行使の違法性

原告は、千葉県及び国の責任について、次のようにも主張した。千葉県知事は、たとえ立入調査権がないとしても、行政指導により実態調査をした上で本件保育所の施設及び運営の改善勧告をなし、その上で事業停止又は施設閉鎖の権限行使を

すべきであった。また、厚生大臣としても、千葉県知事を指揮監督し、前記行政指導ないし権限行使をなさしめるべきであった。そうしなかったため本件事故が起きたのであり、千葉県及び国は国家賠償法第1条第1項により、損害賠償の責任を免れない。

これに対し本判決は、Ⅱ判旨の6に引用したように、①本件事故の予見可能性がなかったこと、②行政庁は行政指導をなす法的義務はないことを理由として、原告の主張を退けた。

本節での論点は、①事業停止又は施設閉鎖という行政庁に与えられた権限を行わなかった場合の損害賠償責任の有無、及び②行政指導を行わなかった場合の損害賠償責任の有無の2点である。このうち②の問題については、無認可保育所について実態調査を行い、その施設・運営の改善勧告を行う等の行政指導の権限を行政庁は有するとは考えられるが、それは法的義務ではなく、それを行わなかったからといって違法とすることはできないと考えられる。したがって、この論点に関する本判決は妥当であり、宇賀〔2〕53頁も判旨に賛成している。

次に、①の行政権限の不行使に係る国家賠償請求については、近年スモン訴訟等を契機として理論的検討が集中して行われるようになってきた。国家賠償法第1条第1項にいう公権力の行使には、学説上作為のみならず不作為も含まれるとされてきたが、昭和40年代半ばまで以前の判例は、「反射的利益論」又は「行政便宜主義」の考えによって、行政の不作為に関し政治的・道義的責任を問い得たとしても、法的責任を問い得ないとするものが多かったとされる（以下、この問題に関する一般論については、三橋〔7〕151頁以下による。）。しかし、その後この反射的利益論及び行政便宜主義を理論的に克服して、スモン訴訟を始め行政の不作為の損害賠償責任を認める判例が集積されるようになってきている。その理論というのは、反射的利益論については国家賠償請求訴訟にそれを持ち込むべきでないとする理論であり、行政便宜主義についてはいわゆる裁量権収縮の理論である。後者は、行政権限を行使すべきかどうかは行政庁

の裁量に任されているとする行政便宜主義に対し、一定の条件の下ではその裁量がゼロに収縮し、行政権限の発動が義務づけられるとするものである。そして、いかなる場合に裁量が収縮して作為義務が発生するのか、あるいは権限不行使の裁量が違法となるかについては必ずしも明確な基準が確立しているとはいいがたいが、三橋〔7〕169頁は一応の基準として次の4つを挙げている。すなわち、①生命、身体及び財産に重大な損害をもたらす危険が存在し、②行政側にとって、その具体的危険の予見可能性や結果回避・防止の可能性があり、③被害者側には、危険回避の手段・可能性がなく、また規制権限の行使を期待し得る状況があり、④発生した被害が社会的要因によるもので、被害者の負担にあまる不測の損害であることである。

本件訴訟においては、被告（Y₃Y₄）が反射的利益論を主張することなく予見可能性がなかったことのみを主張したため、本判決もこの点についてのみ判断を下している。すなわち、Ⅱ判旨の6に引用したように、まず行政庁が権限を行使するか否かは自由裁量であるとした上で、その不行使が違法となる条件として、①国民の生命、身体、財産に対する切迫した危険が存在すること、②行政庁において当該危険の存在を具体的に知り又は容易に知り得べき状態にあることを挙げ、本件事故については②の要件を満たしていないと判示した。この論点に関する判旨は妥当である。

9 おわりに

本件訴訟は、いわゆる保育ママを雇用する無認可保育所での事故に関して、地方公共団体や国に損害賠償責任があるかどうかを争うもので、さまざまな法律上の論点を含む理論的に興味深い訴訟である。今後福祉サービスの供給は、従来のような公的なものにとどまらず、ますます多様化していくことが予想される。そうしたなかで、事故を防止するための努力やその補償制度を確立するだ

けでなく、事故に対する損害賠償責任についても法律的に検討しておく必要がある。また、逆に事故への損害賠償責任の問題を考えつつ、福祉サービスの諸制度を構築していく必要がある。従来はこの面での検討・研究が、地方公共団体や国においてもまた学問の分野でも、なおざりにされてきたという感じを否むことができない。橋本〔5〕がその唯一の例外といってもよい状況であり、今後これに続く研究が待たれている。

注

- 1) 従来講学上「団体委任事務」といわれてきたもので、機関委任事務整理法によって機関委任事務が地方公共団体の事務とされた際に、その事務を指すものとして国が用い始めた用語である。この事務は、地方自治法第2条第2項の「法律又はこれに基く政令により普通地方公共団体に属する」事務で、必ずしも国から委任されたものとも考える必要はないので、以下本稿でこの事務を団体事務という。
- 2) 本判決は、松戸市の家庭保育福祉員制度を児童福祉法第24条の規定に基づく機関委任事務と解している。また、宇賀〔2〕51頁は、同条ただし書に基づくものと解している。

引用文献

- 〔1〕 稲葉 馨「公権力の行使にかかわる賠償責任」雄川一郎ほか編『現代行政法大系6 国家補償』、有斐閣、昭和58年
- 〔2〕 宇賀克也「無認可保育所における事故の責任」『ジュリスト』平成元年3月15日号
- 〔3〕 厚生省児童家庭局編『新版児童福祉法母子及び寡婦福祉法母子保健法精神薄弱者福祉法の解説』、時事通信社、昭和57年
- 〔4〕 田村和之『保育法制の課題』、勁草書房、昭和61年
- 〔5〕 橋本宏子「在宅サービスと公的責任——民間委託の現状を中心に」『神奈川法学』昭和61年6月1日
- 〔6〕 堀 勝洋『福祉改革の戦略的課題』、中央法規出版、昭和62年
- 〔7〕 三橋良士明「不作為にかかわる賠償責任」雄川一郎ほか編『現代行政法大系6 国家補償』、有斐閣、昭和58年

（ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長）

編集後記

本号は、「家族と福祉」についての特集号と致しました。周知のように、近年の女性の労働市場への参入、急激な離婚の増加、そして出生率の低下などの現象は家族の役割を多様化させ、その経済的状況も大きく変化させるものと言えます。そして、家族は人間行動や社会制度について、それらを構成する基本的な要素の一つであることも明らかと思われます。よって、福祉との相互関係を考えていく上で、個人としてよりもむしろ家族を分析の基本対象とすべき傾向は更に強まり、その重要性も増大していくものと考えられます。

今後この研究テーマについて一層の考察を加えたいと思っておりますので、皆様からの投稿やご意見をお待ちしております。

次号では、昨年度より取り組んでおります研究プロジェクト「地域計画と福祉計画」における報告論文を掲載する予定であります。(栗沢)

編集委員長 小山路男 (社会保障研究所長)

編集委員 京極高宣 (日本社会事業大学教授)

郡司篤晃 (東京大学教授)

地主重美 (千葉大学教授)

高藤昭 (法政大学教授)

野口悠紀雄 (一橋大学教授)

保坂哲哉 (上智大学教授)

編集幹事 大本圭野 (社会保障研究所主任研究員)

栗沢尚志 (社会保障研究所研究員)

三浦文夫 (日本社会事業大学教授)

村上雅子 (国際基督教大学教授)

宮澤健一 (一橋大学名誉教授)

庭田範秋 (慶応義塾大学教授)

堀勝洋 (社会保障研究所調査部長)

武智秀之 (社会保障研究所研究員)

季刊

社会保障研究 Vol. 25, No. 2, Autumn 1989

(通巻 105 号)

平成元年 9 月 25 日 発行

定価 2,060 円 (本体 2,000 円)

編集・発行所

社会 保 障 研 究 所

〒107 東京都港区赤坂 2 丁目 19 番 8 号

赤坂 2 丁目 アネックスビル内

電話 (589) 1 3 8 1

製作・発売

財団法人 東京大学出版会

〒113 東京都文京区本郷 7 丁目 3 番 1 号

電話 (811) 8 8 1 4 振替東京 6-5 9 9 6 4

印刷・製本 三美印刷株式会社